

日 南 市

立 地 適 正 化 計 画

令和 8 年 9 月

N I C H I N A N

目 次

第1章 はじめに	1
1) 立地適正化計画とは	1
2) 計画の位置付け	2
3) 計画区域	3
4) 目標年次	3
第2章 上位関連計画	4
1) 日南市重点戦略プラン2025（令和7年）	4
2) 日南市都市計画マスタープラン（平成26年3月）	5
第3章 本市が抱える都市構造上の課題	7
1. 現状分析	7
1) 人口動向	7
2) 産業動向	8
3) 土地利用動向	9
4) 交通	12
5) 観光	14
6) 財政	14
7) 現状分析まとめ	16
2. 都市構造分析	17
1) 人口	17
2) 公共交通	19
3) 商業施設	20
4) 医療施設	21
5) 子育て支援施設	22
6) 高齢者福祉施設	23
7) 類似都市との比較	24
8) 都市構造分析まとめ	25
3. 都市構造分析（災害面）	26
1) 分析方法	26
2) 洪水（想定最大規模）	27
3) 洪水（計画規模）	29
4) 津波	31
5) 高潮	33
6) 土砂災害	35
7) 都市構造分析（災害面）まとめ	37
4. 課題整理	38
1) 都市構造分析まとめ	38
2) 課題整理	39
第4章 まちづくり方針	40
1. まちづくり方針	40
1) まちづくりの目標	40
2) 立地の適正化に関する基本的な方針	40
2. 都市の骨格構造	41
3. 課題解決のための施策・誘導方針	42
第5章 居住誘導区域	44
1. 居住誘導区域とは	44
2. 居住誘導区域の設定	45

1) 検討対象区域	45
2) 居住誘導区域の設定フロー	46
3) 居住誘導区域の検討	47
4) 居住誘導区域の設定	56
第6章 都市機能誘導区域	57
1. 都市機能誘導区域とは	57
2. 都市機能誘導区域の設定	58
1) 検討対象区域	58
2) 都市機能誘導区域の設定フロー	59
3) 都市機能誘導区域の検討	60
4) 都市機能誘導区域の設定	63
第7章 誘導施設	65
1. 誘導施設とは	65
2. 誘導施設の設定	66
1) 誘導施設の考え方	66
2) 誘導施設の設定	67
3) 都市計画区域外の拠点の考え方	69
第8章 誘導施策	70
1. 誘導施策の設定方針	70
2. 誘導施策	71
第9章 防災指針	73
1. 防災指針とは	73
1) 防災指針とは	73
2) 防災指針の検討フロー	73
3) 災害リスク分析の方法	74
4) 災害リスク分析	76
2. 災害リスクと課題まとめ	86
3. 防災まちづくりの将来像・取組方針	87
1) 防災まちづくりの将来像	87
2) 防災まちづくりの取組み方針	87
4. 防災・減災の取組とスケジュール	88
第10章 計画の推進及び目標値の設定	92
1. 基本的な考え方	92
2. 評価指標と目標値の設定	93
1) 都市機能	93
2) 居住	94
3) 公共交通	95
4) 防災・減災	96
3. 計画の推進に向けて	97
1) 誘導施策の進捗状況と目標値の定期的なチェックと計画の見直し	97
2) 庁内での情報共有体制の構築	98
3) 市民・事業者への積極的な周知・広報	98
参考資料	99
1. 計画策定の経緯	99
2. 誘導区域図	102
3. 用語解説	111

第1章 はじめに

1) 立地適正化計画とは

人口減少や少子高齢化などが進む中で、都市や居住の機能を集約し、持続可能な都市経営を行うために、コンパクトなまちづくりを促進するための計画です。

立地適正化計画における意義と役割は、以下のとおりです。

- ・ 様々な都市機能の誘導により、持続可能な都市構造を目指す包括的なマスタープラン
- ・ コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進
- ・ 居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための新たな選択肢
- ・ 計画の達成状況を評価し、状況に合わせて計画を見直すなど、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能

立地適正化計画では、人口、土地利用や交通の現状及び将来の見通しを勘案しながら、都市計画区域の中でも特に居住を誘導して人口密度を一定以上に維持する「居住誘導区域」と都市機能の誘導を図る「都市機能誘導区域」を設定するとともに、その誘導のために講ずべき施策等を定めます。

気候変動の影響により頻発・激甚化する自然災害への対応として、災害リスクを踏まえた防災まちづくりの目標を設定し、災害に強いまちづくりとコンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指します。

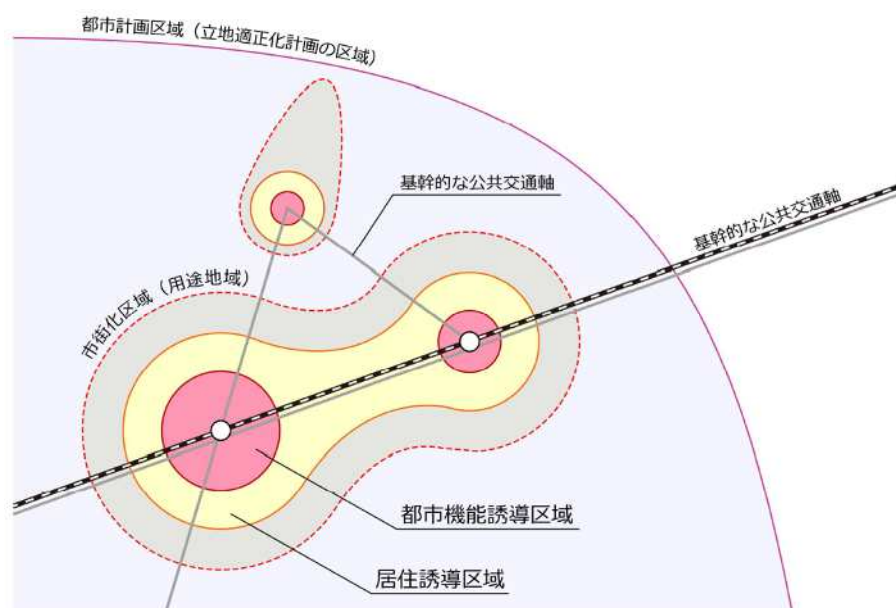


図1-1 立地適正化計画制度のイメージ

出典：立地適正化計画の手引き【基本編】（国土交通省）

2) 計画の位置付け

立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や商業、医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通に関する包括的なマスタープランであり、都市計画マスタープランの一部とみなされます。

本市の最上位計画である「日南市重点戦略プラン」や宮崎県の都市計画区域マスタープランといった上位計画に即して作成する必要があります。

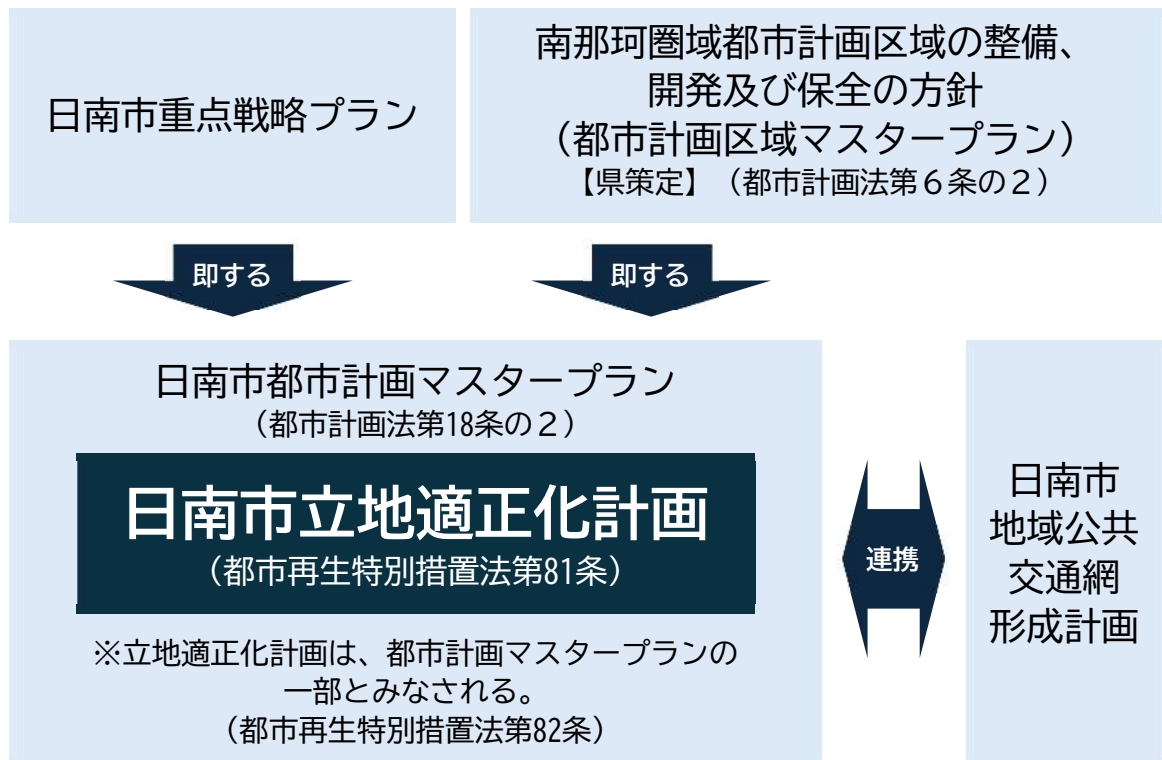


図1-2 計画の位置付け

3) 計画区域

計画の対象区域は都市計画区域（日南都市計画区域及び南郷都市計画区域）です。

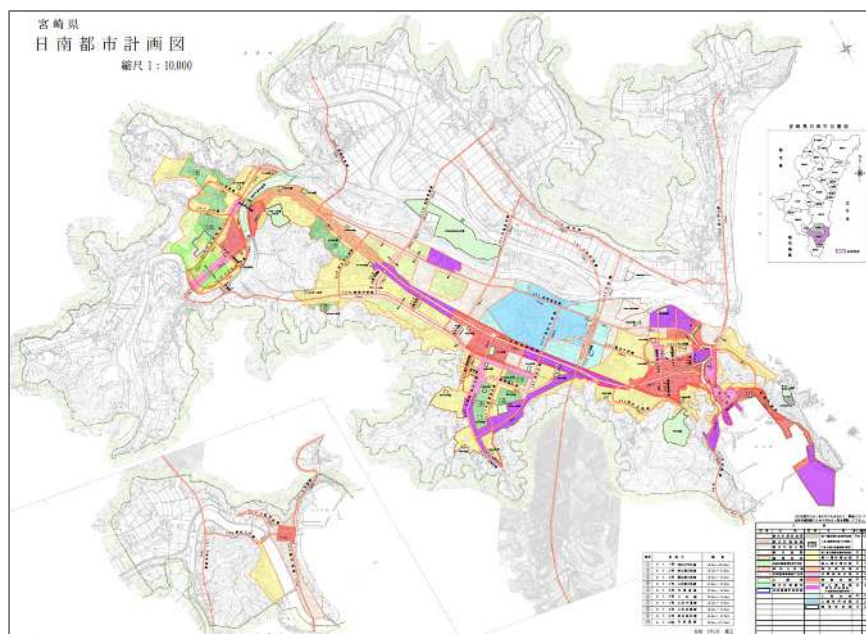


図1-3 日南都市計画区域

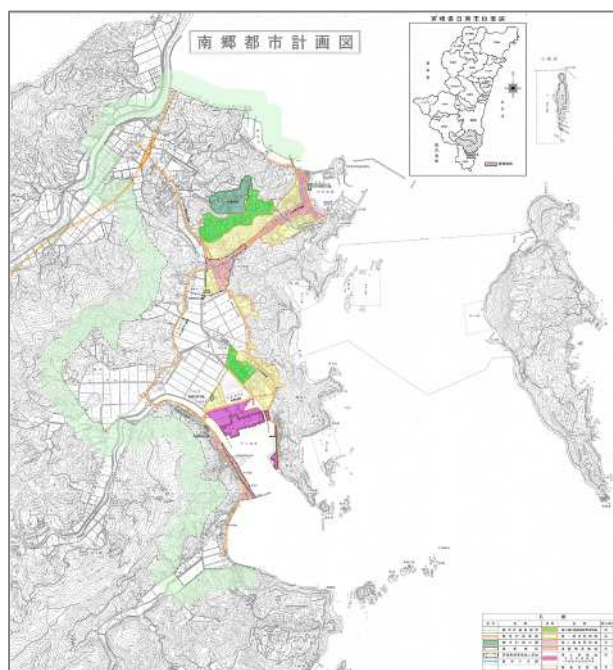


図1-4 南郷都市計画区域

4) 目標年次

目標年次は、おおむね20年後（令和27年）とします。

なお、本計画は、概ね5年おきに誘導施策の実施状況や目標値の達成状況を確認・評価し、計画の進捗状況の検証を行います。その結果を踏まえて、必要に応じて計画自体の見直し等も検討します。

第2章 上位関連計画

1) 日南市重点戦略プラン2025（令和7年）

【コンセプト（理念）】

創る。挑む。

【計画期間】

令和7年度から令和11年度

【長期ビジョン（将来像）】

住みたい 住み続けたいまち

今ある価値を伸ばし、新たな価値を創造し、
日南らしさを魅力に、このまちに住んでみたい
ずっと居たい また戻ってきたい



【4つのビジョン】

<p>ビジョン1 誰もがまちづくりに関わり活躍できるまち</p> <p>あらゆる分野の活力は人であり、全ての人が尊重され、健やかに成長し、活躍できる環境を整備していくことが大切です。まちの未来を市民一人ひとりが考え・行動し、そして、未来を担う人材を共に育てることで、活気あるまちを創ります。</p>	→	<p>戦略1 まちの未来を動かす 人づくり戦略</p>
<p>ビジョン2 安心をみんなで作っていけるまち</p> <p>暮らしの安心は、日々の生活に関わる環境の向上と、市民が互いを尊重し、支え・助け合う、地域の人々の結びつきが大切です。市民の生活に合わせた環境の整備と、人と地域で守る取組を充実させることで、いつまでも安心して暮らせるまちを創ります。</p>	→	<p>戦略2 地域と共に守る 暮らしづくり戦略</p>
<p>ビジョン3 地域の資源をいかし、稼ぐことができるまち</p> <p>地域経済の活力は産業であり、地場産業の強化と、地域の様々な資源の魅力を向上させることが大切です。産業基盤の更なる強化を図ると共に、資源の魅力の向上と新たな価値を創出することで、産業の発展が持続できるまちを創ります。</p>	→	<p>戦略3 未来を切り拓く 産業づくり戦略</p>
<p>ビジョン4 可能性を広げ、未来へつながるまち</p> <p>人口減少社会においては、デジタル社会の実現や様々なニーズに合わせた新たな価値の創出、また地域の多様な主体との連携など、課題解決の糸口となる仕組みを構築していくことが大切です。先端技術の積極的な活用と、ライフスタイルや価値観が多様化した社会に対応することで、人の流れを生み、つながりを広げ、未来へと続くまちを創ります。</p>	→	<p>戦略4 持続可能なまちへと 変わる仕組みづくり 戦略</p>

2) 日南市都市計画マスタープラン（平成26年3月）

【本計画の役割】

①まちづくり施策のマスタープランとして機能すること

本計画は、「まちづくりの基本方針」を策定し、都市計画に限らず、まちづくりに関する個別計画策定や施策全般の指針として機能することを目指します。

②今後の都市計画に関する施策・事業の「指針」として機能すること

都市計画についても、集中と選択、ハードとソフトによる効果的な行財政投資が必要な時代を迎えたことを踏まえ、今後の適正な都市計画に関する施策・事業の指針として機能することを目指します。

③まちづくりに活かせる「データブック」の機能も併せ持つこと

「各種の整備方針、計画等」を策定する際の前提となる数値的データを出来る限り地図上に示した分かりやすい「データブック」としての機能を持たせます。将来へ向けて、まちづくりに活かせる要素や正確な情報をみんなが理解し共有することが本計画書の重要な役割です。

④「マネジメント型」の柔軟なマスタープランの機能を有すること

市町村の都市計画マスタープランは、概ね20年後という長期の計画期間で策定されることが一般的で、その見直し時期も明確な規定はありません。本計画は、従来通りの長期的視点に立ち、都市の「健全な発展」や「秩序ある整備」に、「維持すべき内容は何か」という観点を加えて策定します。しかし、昨今の社会情勢の変化は早く、将来を見通すことは難しい状況です。そのため、本計画は、社会情勢の変化に柔軟に対応できる「マネジメント型※2のプラン」となるように、定期的に更新し、見直しを行います。

●まちづくりの目標と将来像

【まちづくりの目標】

- 緑と黒潮に育まれた、南那珂圏域をリードする元気な人や産業がある“まち”にします
- 投資効果の経営的視点を持って、「日南型のコンパクトシティ」を創ります
- そのために、「どこをどんな場所にするか」の基本方針を定めます



【将来像】

“笑顔はじける まち 日南”
 ～市民自らが日南を支えていると実感し、人が集い、誰もが笑顔で暮らせるまち～
 “魅力あるまち” “元気なまち” “安心・安全なまち” “支え合うまち”

【土地利用の基本方針】

- ・生活活力ゾーン：地域生活拠点や商業系・工業系の土地利用が多い地域を網羅する範囲。
- ・癒し産業ゾーン：豊かな自然環境を保全するだけでなく、第一次産業を「癒し産業」として活用する範囲。
- ・生産供給ゾーン：農地や豊かな山林、営漁環境が広がり、安心・安全な食料を生産する範囲。
- ・観光振興重点推進スポット：本市への観光客の維持・拡大を図るため、市内に多数存在する観光資源を周遊拠点とします。
- ・各種開発優先検討エリア：東九州自動車道のインターチェンジが予定されているエリアは、開発や土地利用を検討します。

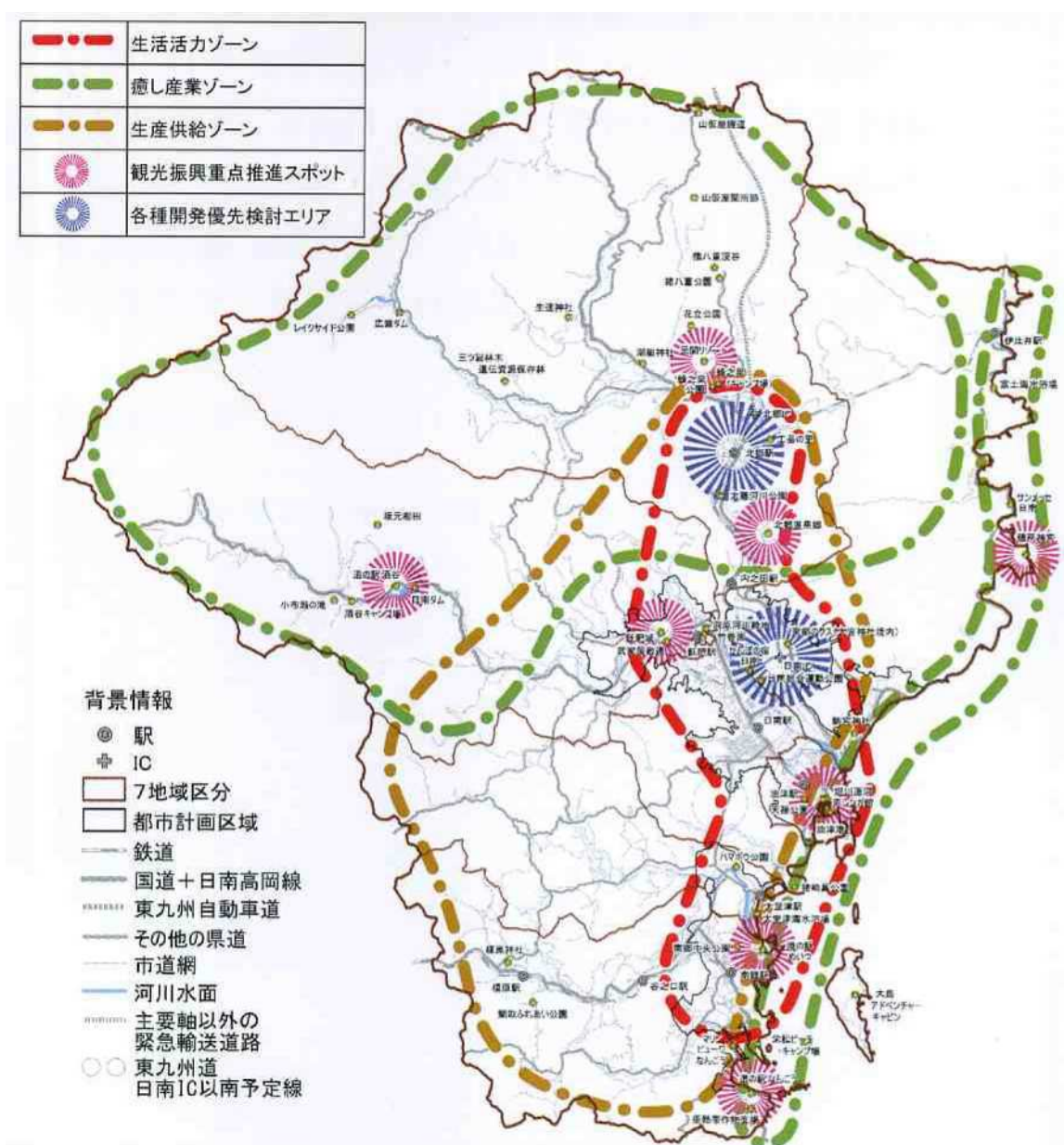


図2-1 土地利用の基本方針図

第3章 本市が抱える都市構造上の課題

1. 現状分析

1) 人口動向

【人口の推移と将来予測】

日南市の人口は減少を続けており、2020年時点で約5.1万人、2050年は約3.0万人と想定されています。

また年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の減少が顕著で、2050年には約半数の約48%が高齢人口（65歳以上）になると想定されています。



図3-1 人口の推移と将来予測

資料：都市計画基礎調査（令和6年3月）

2) 産業動向

日南市の製造業、小売業の事業所数等や農業経営体は、いずれも減少傾向にあります。

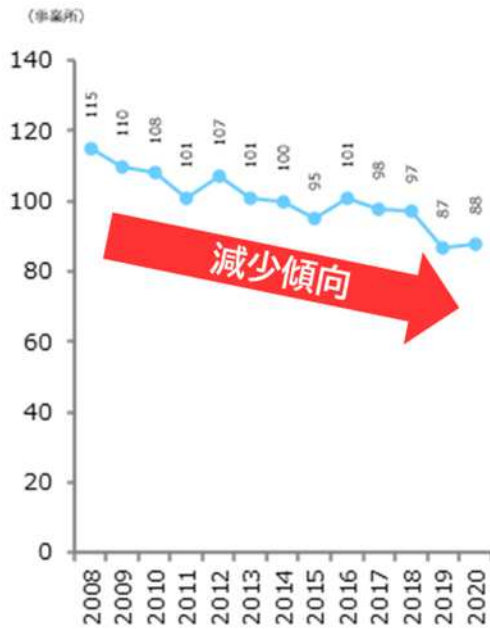


図3-2 製造業事業所数図

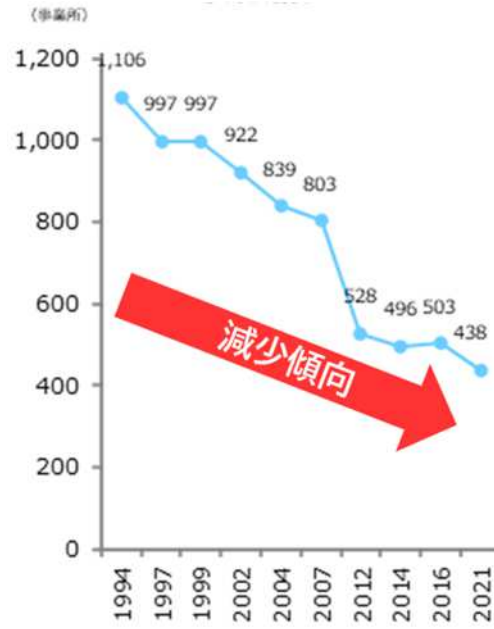


図3-3 小売業事業所数

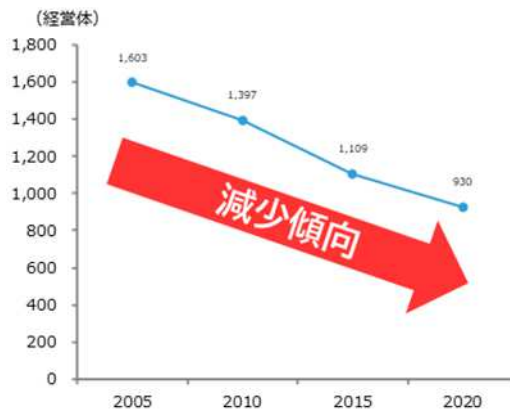


図3-4 農業経営体の推移

資料：RESAS

3) 土地利用動向

【市街地の進展状況】

日南市の人口集中地区は、人口、面積とも減少傾向にあり、平成22～27年にかけて大きく減少しています。

人口密度は、平成22年まで微減傾向にあり、平成27年に一時的に増加したが、令和2年には再び減少に転じ、直近では31.5人/haとなっています。



図3-5 人口集中地区の人口・面積の推移

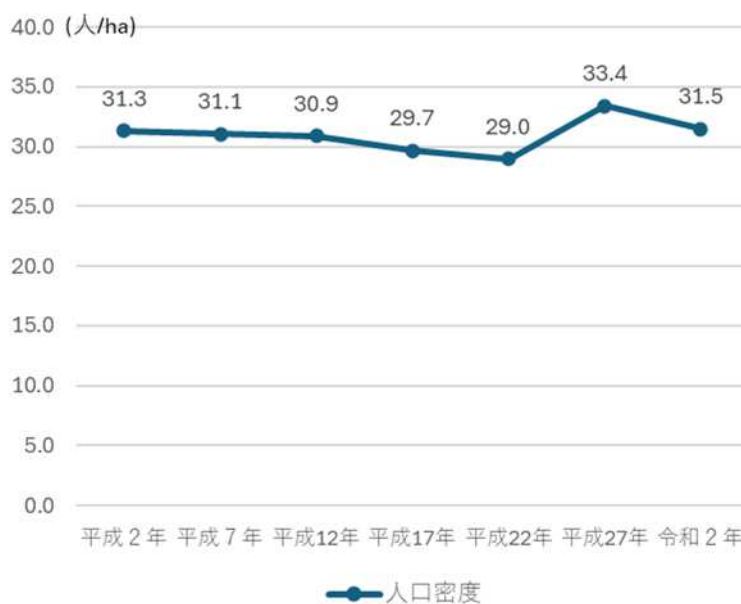


図3-6 人口集中地区の人口密度の推移

資料：日南市統計書（令和4年6月）

【土地利用現況】

用途地域内は住宅用地、道路用地、公共公益用地が多く、用途地域外では田や山林が多くなっていますが、幹線道路沿道などで住宅用地もみられます。

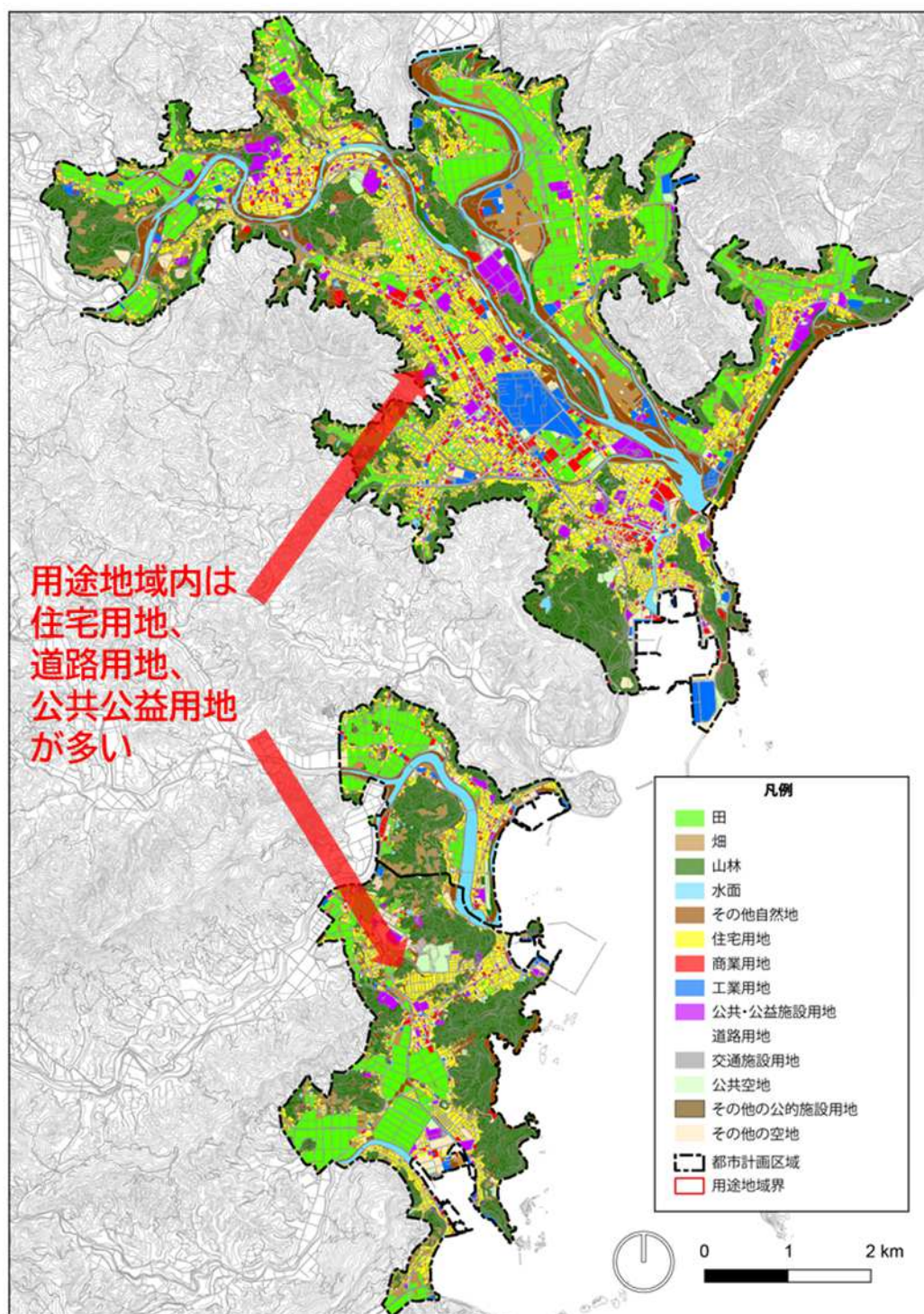


図3-7 土地利用現況図

資料：都市計画基礎調査（令和6年3月）

【新築状況】

日南市の新築の状況は、件数では住宅が圧倒的に多く、用途地域内で特に多くなっています。一方で、用途地域外の幹線道路沿道や農村集落でも住宅の新築がみられます。

※平成28年～令和2年で新築された建物

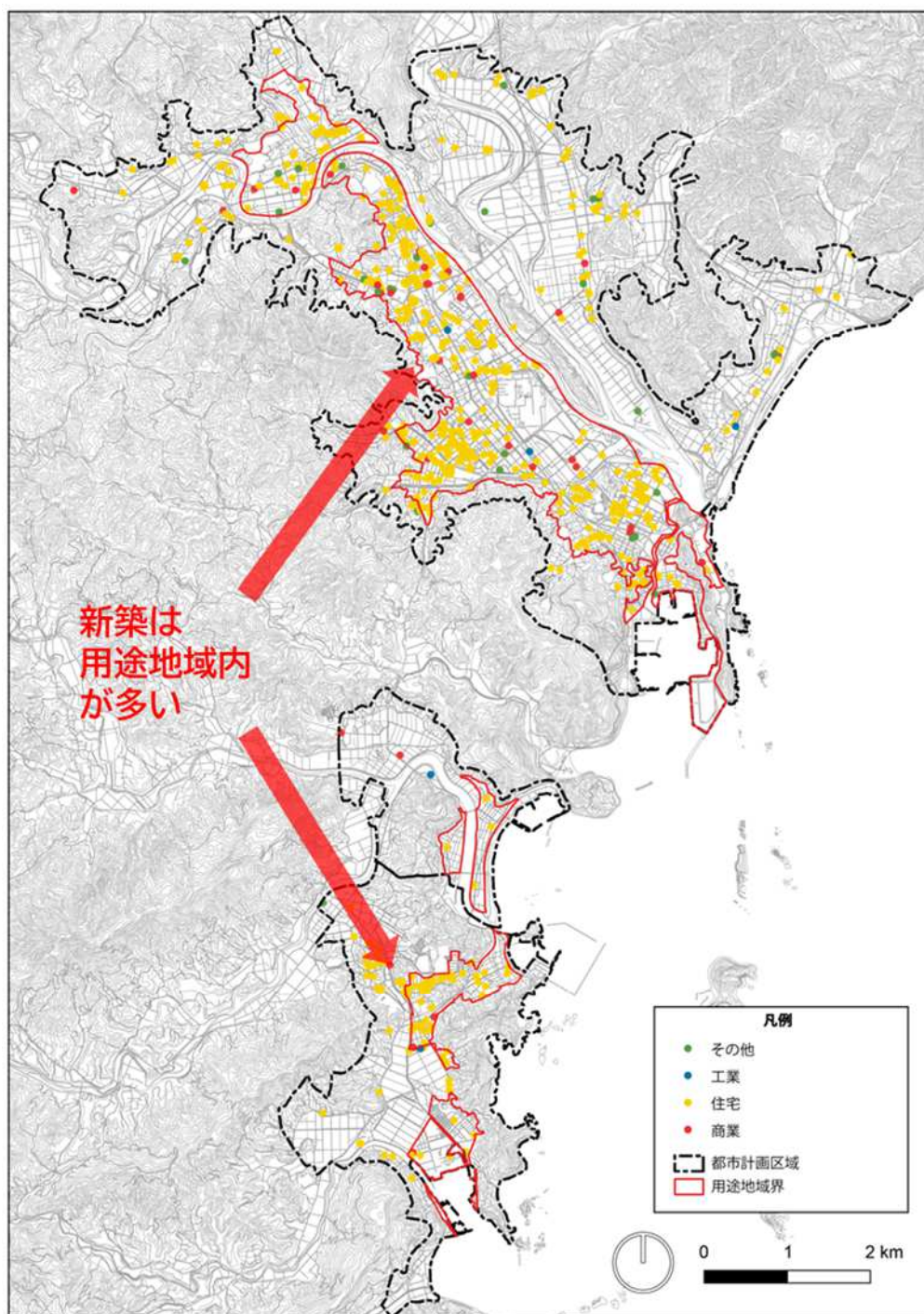


図3-8 新築状況図

資料：都市計画基礎調査（令和6年3月）

【空き家】

日南市の空き家は、総数で981件あり、そのうちの6割以上が「周囲への影響が著しい又は今後予想される物件」です。一方で、居住可能な物件は、一部破損がみられるものも含めると約4割です。

表3-1 空き家の地区別状態区分

No.	地区名	調査数	件数（件）				割合（％）			
			A	B	C	D	A	B	C	D
1	鉄肥	107	8	30	57	12	7.5%	28.0%	53.3%	11.2%
2	吾田	151	15	56	63	17	9.9%	37.1%	41.7%	11.3%
3	油津	141	8	34	74	25	5.7%	24.1%	52.5%	17.7%
4	東郷	29	1	6	22	0	3.4%	20.7%	75.9%	0.0%
5	細田	113	9	39	58	7	8.0%	34.5%	51.3%	6.2%
6	鵜戸	69	7	12	48	2	10.1%	17.4%	69.6%	2.9%
7	酒谷	64	6	14	40	4	9.4%	21.9%	62.5%	6.3%
8	北郷	117	2	26	80	9	1.7%	22.2%	68.4%	7.7%
9	南郷	190	9	87	83	11	4.7%	45.8%	43.7%	5.8%
合計		981	65	304	525	87	6.6%	31.0%	53.5%	8.9%

【状態区分】

A: 居住可能物件

B: 一部破損が見られるが居住可能物件

C: 破損があり周囲への影響が今後予想される物件

D: 破損度合いが高く周囲への影響が著しい物件

6割以上が周囲への
影響が著しい又は
予想される物件

資料：日南市空き家対策基本計画（令和5年3月）

4）交通

【通勤通学時利用交通手段】

日南市の通勤通学時の利用交通手段は、市内外ともに自家用車が最も多く、市内では約81%、市外へは約61%、市外からは約84%となっています。

また鉄道、バスの公共交通はわずかであり、市内は約1%、市外へは約10%、市外からは約4%となっています。

表3-2 通勤通学時利用交通手段

日南市民（15歳以上・自宅外） 通勤・通学者数 21,155人	市内に通勤・通学		市外に通勤・通学		県内の他市町村から 通勤・通学	
交通手段	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
徒歩のみ	1,171	6.2%	22	0.9%	5	0.3%
鉄道・電車のみ	174	0.9%	232	9.2%	71	3.6%
乗合バスのみ	60	0.3%	7	0.3%	3	0.2%
勤め先・学校のバスのみ	188	1.0%	6	0.2%	72	3.6%
自家用車のみ	15,394	80.9%	1,538	61.1%	1,670	84.4%
ハイヤー・タクシーのみ	19	0.1%	2	0.1%	1	0.1%
オートバイのみ	261	1.4%	7	0.3%	8	0.4%
自転車のみ	1,280	6.7%	19	0.8%	19	1.0%
その他のみ	115	0.6%	487	19.4%	44	2.2%
利用交通手段が2種類	236	1.2%	153	6.1%	60	3.0%
鉄道・電車及び乗合バス	6	0.0%	28	1.1%	2	0.1%
鉄道・電車及び勤め先・学校のバス	3	0.0%	8	0.3%	1	0.1%
鉄道・電車及び自家用車	16	0.1%	27	1.1%	10	0.5%
鉄道・電車及びオートバイ	-	-	-	-	1	0.1%
鉄道・電車及び自転車	44	0.2%	40	1.6%	24	1.2%
その他利用交通手段が2種類	167	0.9%	50	2.0%	22	1.1%
利用交通手段が3種類以上	17	0.1%	30	1.2%	7	0.4%
不詳	114	0.6%	13	0.5%	18	0.9%
総数	19,029	100.0%	2,516	100.0%	1,978	100.0%

自家用車のみ
が最も多い

資料：令和2年国勢調査

【鉄道・バス】

日南市の都市計画区域内には、JR日南線の飢肥、日南、油津、大堂津、南郷の5駅があります。また、駅乗降客数は各駅とも概ね減少傾向にあります。

日南市のバス路線は、宮崎線、市内線、市木線、北郷線、風田線の5路線が運航されていますが、走行の部キロ数は減少傾向にあり、乗客数はコロナ禍前までは増加傾向となっています。

一方で、コミュニティバスは6路線あり、走行延キロ数、乗客数とも微減または横ばい傾向となっています。またこの他に、デマンド型乗合タクシーが運行されています。



図3-9 駅乗降客数の推移

資料：国土数値情報駅別乗降客数（令和4年度版）
※日南市における最新データは平成30年



図3-10 路線バスの走行延キロと乗客数

資料：日南市統計書（令和4年6月）

5) 観光

【観光客数】

日南市の観光客数は、平成28年からコロナ禍前までは微増傾向となっています。
施設別には、鵜戸神宮が最も多く、次いで港の駅めいつ、道の駅酒谷の順となっており、用途地域内では、港の駅めいつのほか、飫肥城も多くなっています。

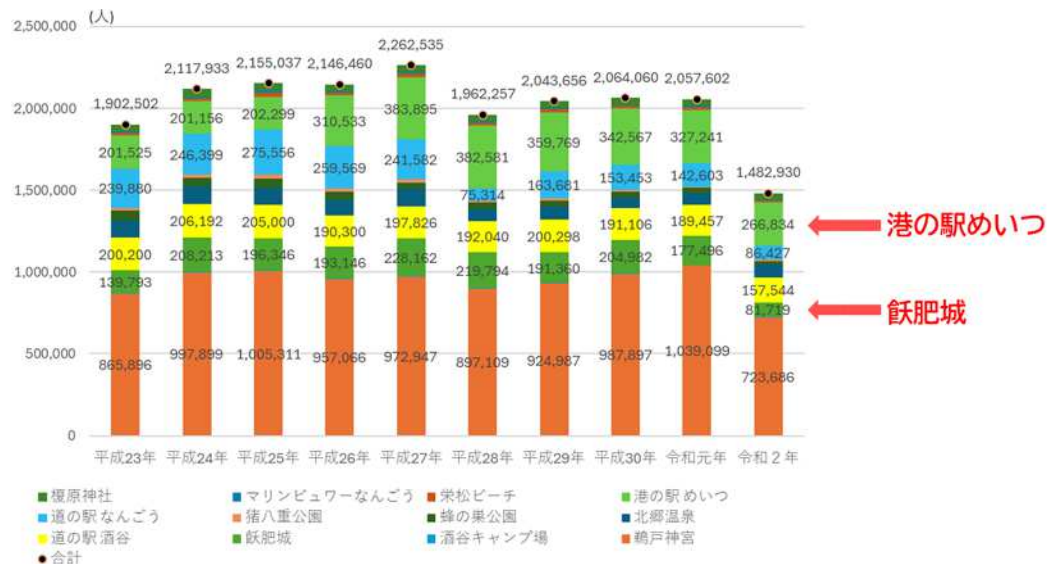


図3-11 主要観光施設の観光客数の推移

資料：日南市統計書（令和4年6月）

6) 財政

【歳入・歳出】

日南市の歳入は、地方交付税等に依存している状況です。
一方で歳出は、投資的経費とともに、扶助費が増加傾向にあり、高齢化の進展とともに今後も増加していくことが想定されます。



図3-12 歳入

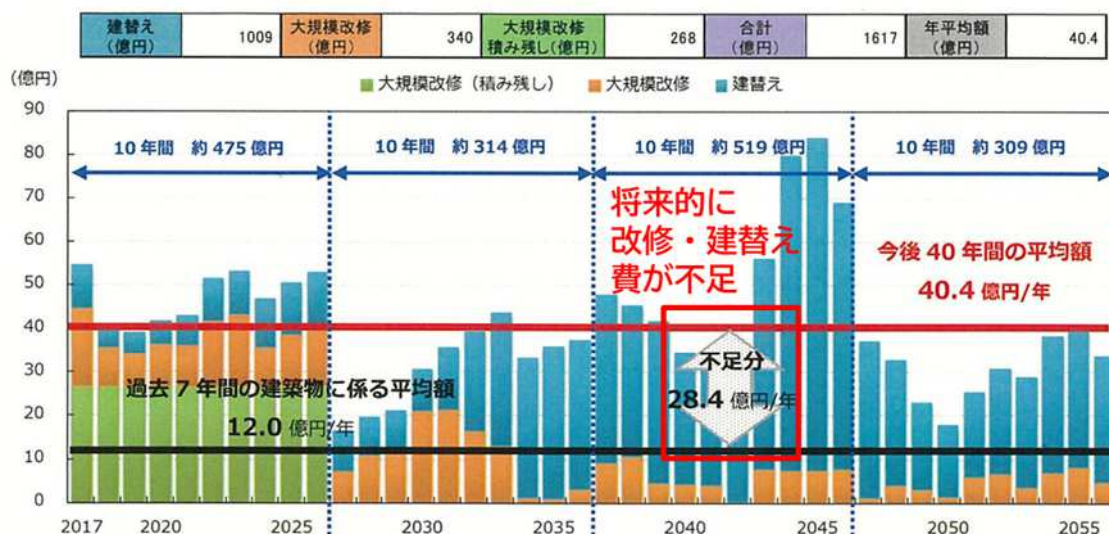


図3-13 歳出

資料：日南市財政状況資料集（令和4年度）

【公共施設の改修・建替え費用】

日南市の公共施設の改修・建替え費用は、今後40年間で年平均40.4億円が必要と見込まれており、過去7年間の年平均12億円に比べ、28.4億円が不足すると見込まれています。



※更新費用推計に使用した施設数及び延床面積等については、平成26年度末時点での調査結果より把握している数値です。

（公営企業会計（上下水道、病院）施設は除く）

※「大規模改修積み残し」とは、既に30年以上経過し、大規模改修時期が到来している建物については、今後10年間で大規模改修を実施するものとしています。

【算出根拠：総務省公共施設等更新費用試算ソフト】

図3-14 公共施設の改修・建て替え費用

資料：公共施設等総合管理計画（令和4年3月）

7) 現状分析まとめ

人口	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少と高齢化の進展が著しい。 ・用途地域内人口は相対的に高く、40～60人/haが多い。
産業	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業は減少傾向で、高齢化による担い手不足も懸念。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域内は住宅用地が多い。 ・新築、農地転用も用途地域内が多い。
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道があるものの、自動車への依存度が高い。 ・路線バスなども走行キロが減少。
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や商業施設、医療施設は、用途地域内や各駅周辺に集積。
観光	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客はコロナ禍前まで微増。 ・用途地域内にも観光資源が多数存在。
災害	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水、津波浸水のリスクの高いエリアが用途地域内にも存在。 ・土砂災害は用途地域の境界部でリスクあり。
財政	<ul style="list-style-type: none"> ・財政状況は今後とも厳しいと予想される。



- ・今後とも人口減少・高齢化の進展が予想される中で、都市機能や公共交通など市民生活の利便性を確保しつつ、効率的な都市構造の構築が必要。
- ・観光振興による交流人口の拡大など、地域の活力創出が必要。
- ・洪水、津波など想定される災害に備え、安全な市街地の形成が必要。

2. 都市構造分析

1) 人口

用途地域内は、日南、南郷ともに大半が20人/ha以上であり、40人/ha以上も多くなっています。一方で、用途地域外はほぼ40人/ha未満となっています。

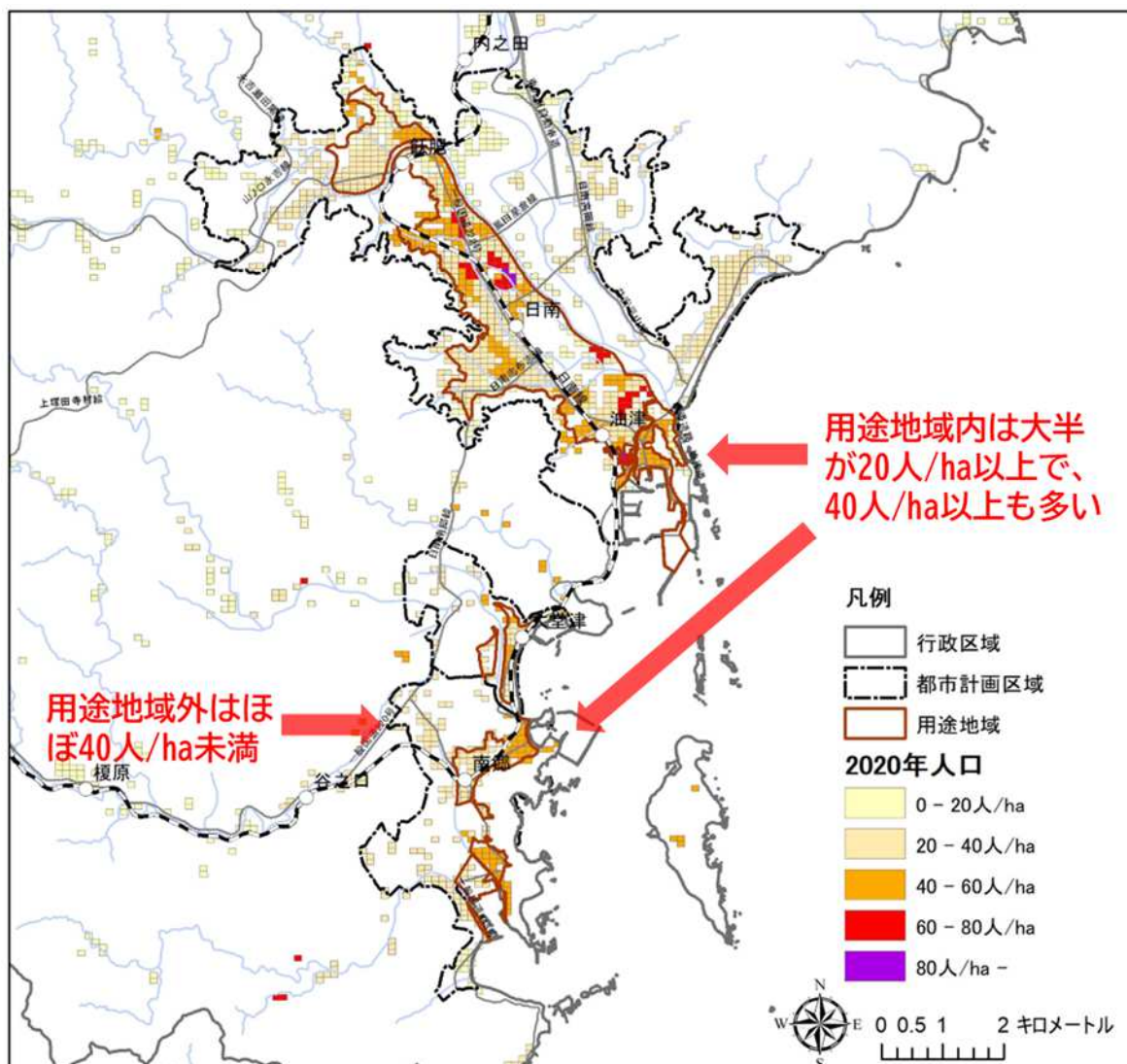


図3-15 2020年人口（実績）

資料：将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）により作成

用途地域内は、飢肥駅や油津駅周辺などで20人/ha未満に減少する地域が発生しており、古くからの市街地での人口減少が顕著です。一方で用途地域外は、ほぼ20人/ha未満へ減少しています。

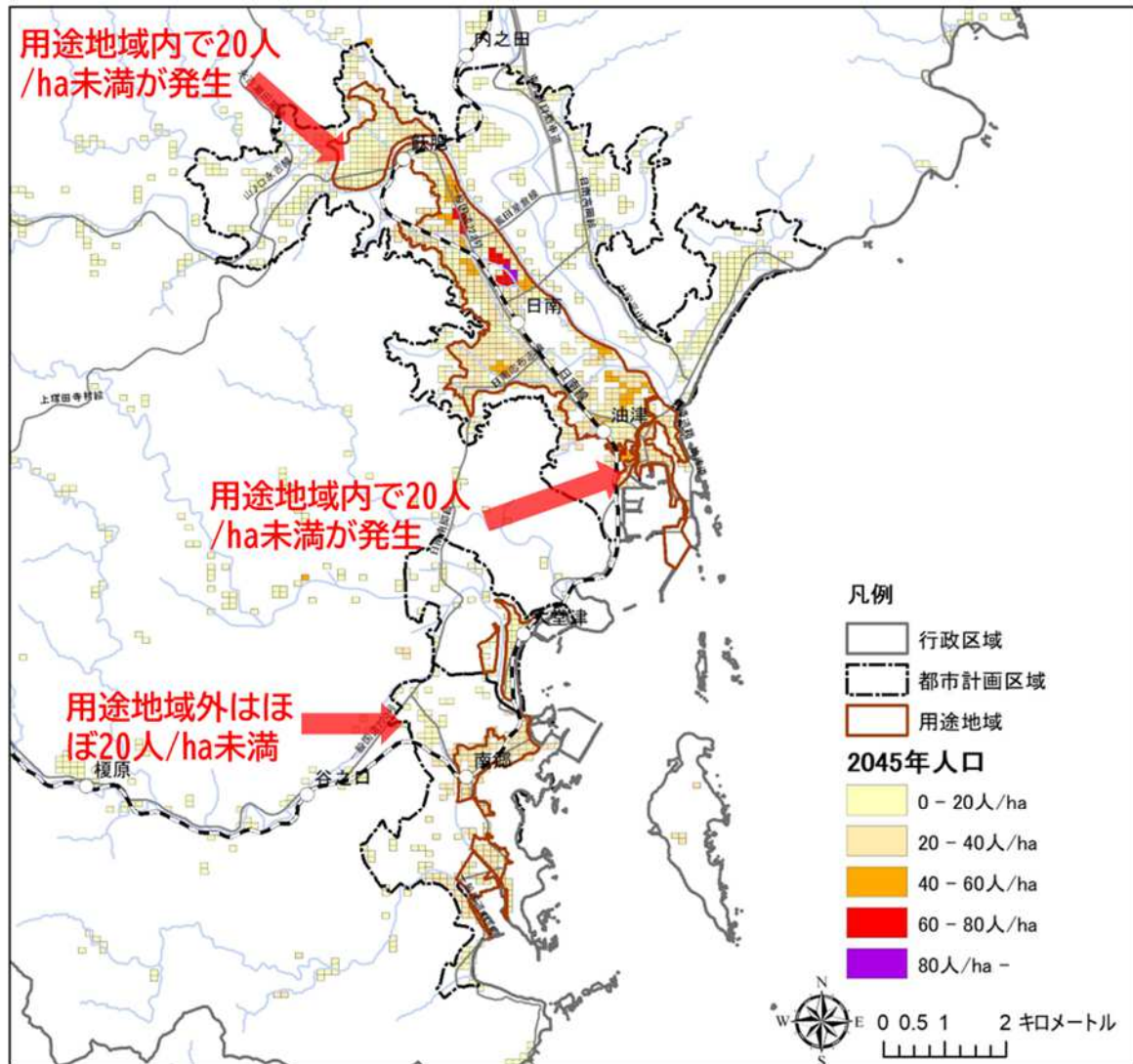


図3-16 2045年人口（将来）

資料：将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）により作成

2) 公共交通

公共交通の徒歩圏（鉄道駅800m、バス停300m）は用途地域のほぼ全域をカバーしています。

また、運行本数は多くないものの、公共交通を利用できる環境にはあります。

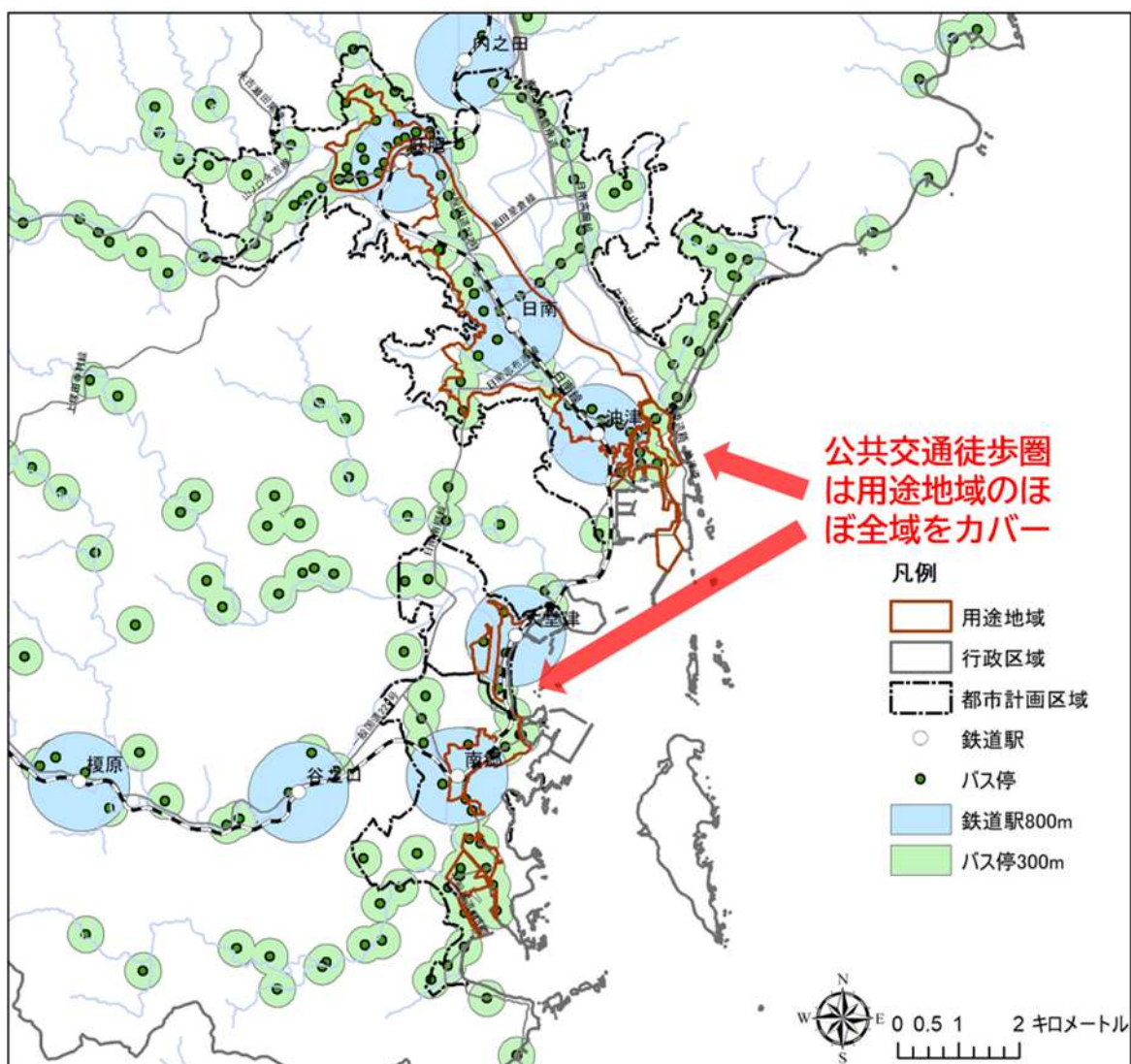


図3-17 公共交通徒歩圏

資料：鉄道駅800m、バス停300mの徒歩圏域は「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」による
※鉄道駅、バス停は国土数値情報（国土交通省）より

3) 商業施設

商業施設の徒歩圏は、大堂津駅や外浦港周辺を除いて大半の用途地域をカバーしており、日常的な買い物の利便性は高い状況です。

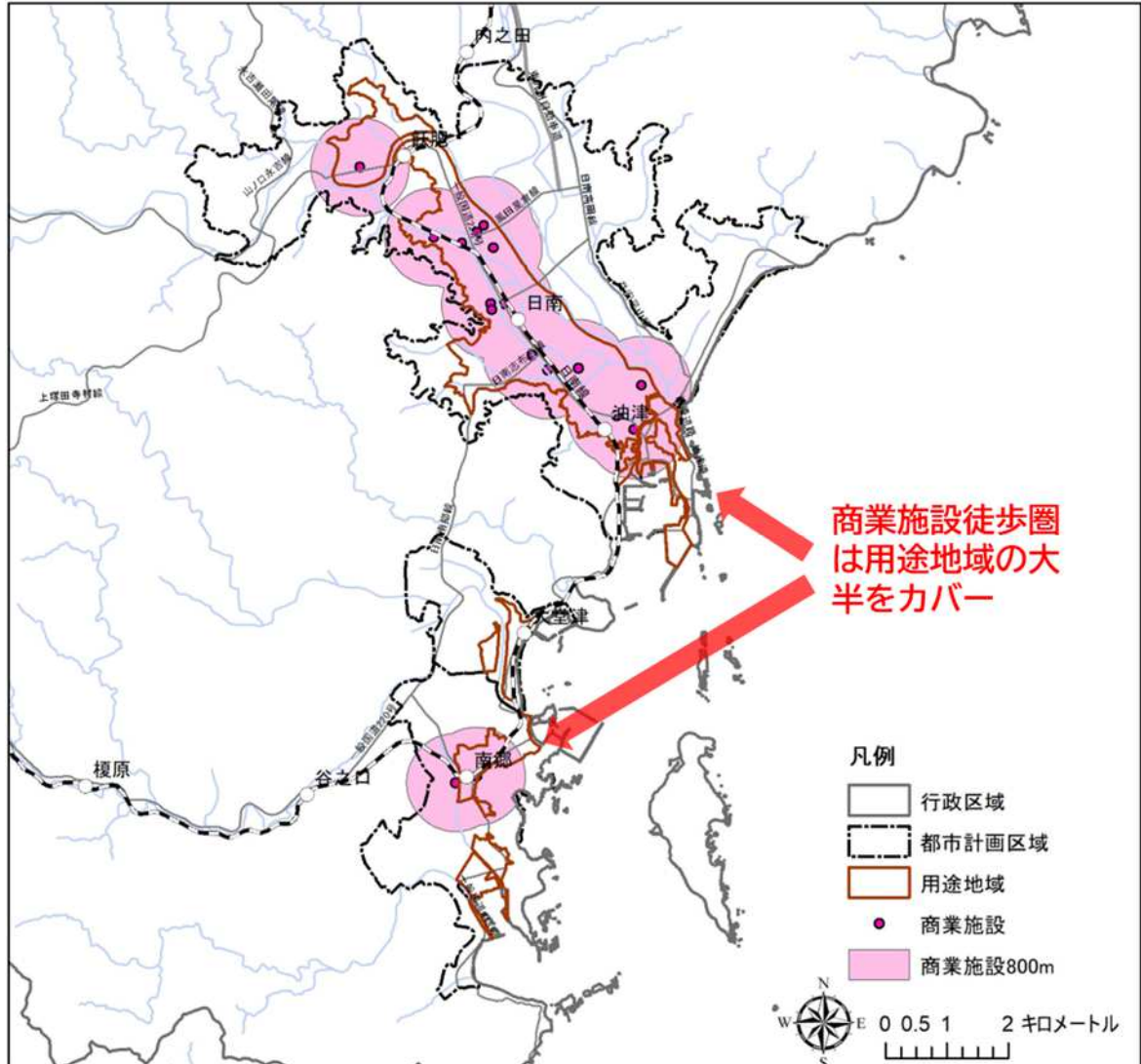


図3-18 商業施設徒歩圏

資料：鉄道駅800m、バス停300mの徒歩圏域は「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」による
※鉄道駅、バス停は国土数値情報（国土交通省）より

4) 医療施設

医療施設の徒歩圏は、大堂津駅や外浦港周辺を除いて、大半の用途地域をカバーしており、日常的に受診できる環境は整っています。

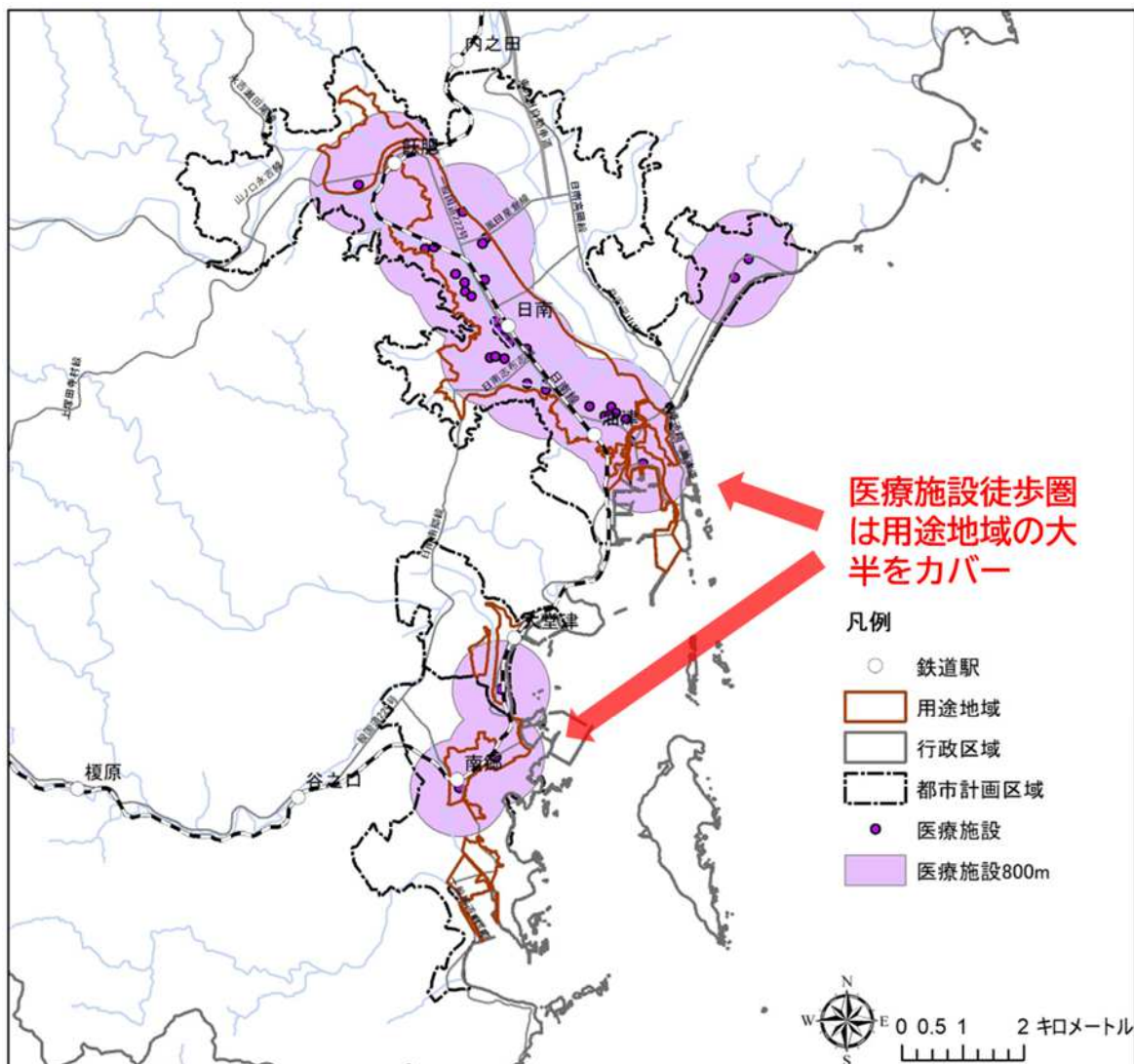


図3-19 医療施設徒歩圏

資料：医療施設800mの徒歩圏域は「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」による

※医療施設は日南市地域交通網形成計画（平成31年3月）を一部修正

5) 子育て支援施設

子育て支援施設の徒歩圏は、大堂津駅周辺を除いて大半の用途地域をカバーしており、子育て環境は整っています。

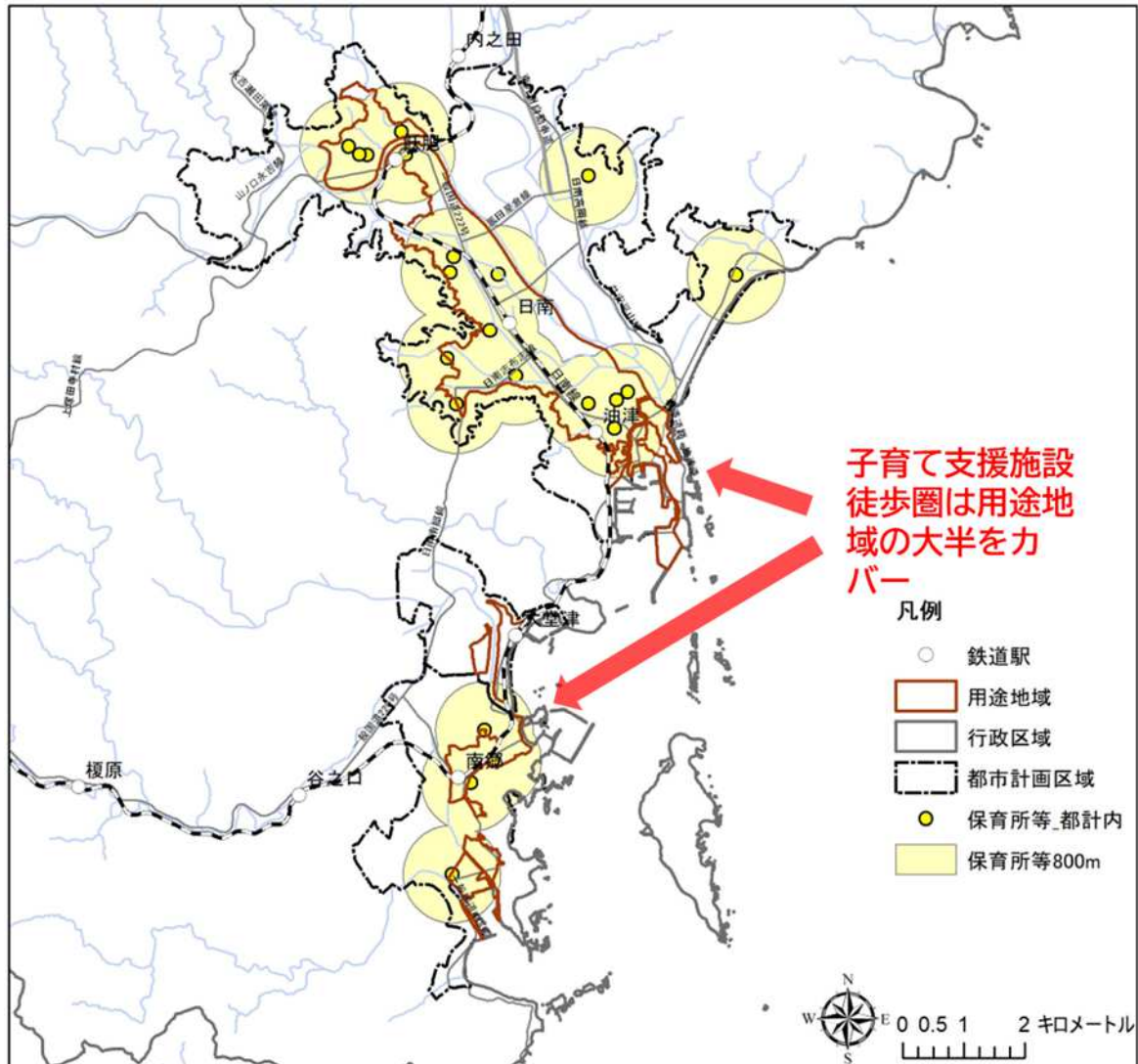


図3-20 子育て支援徒歩圏

資料：子育て支援施設800mの徒歩圏域は「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」による

※子育て支援施設・認可保育所・認定こども園・小規模保育施設・認可外保育施設（令和6年度日南市内の保育施設一覧より）

6) 高齢者福祉施設

高齢者福祉施設の利用圏は、大堂津駅周辺を除いて大半の用途地域をカバーしており、高齢者福祉の環境は整っています。

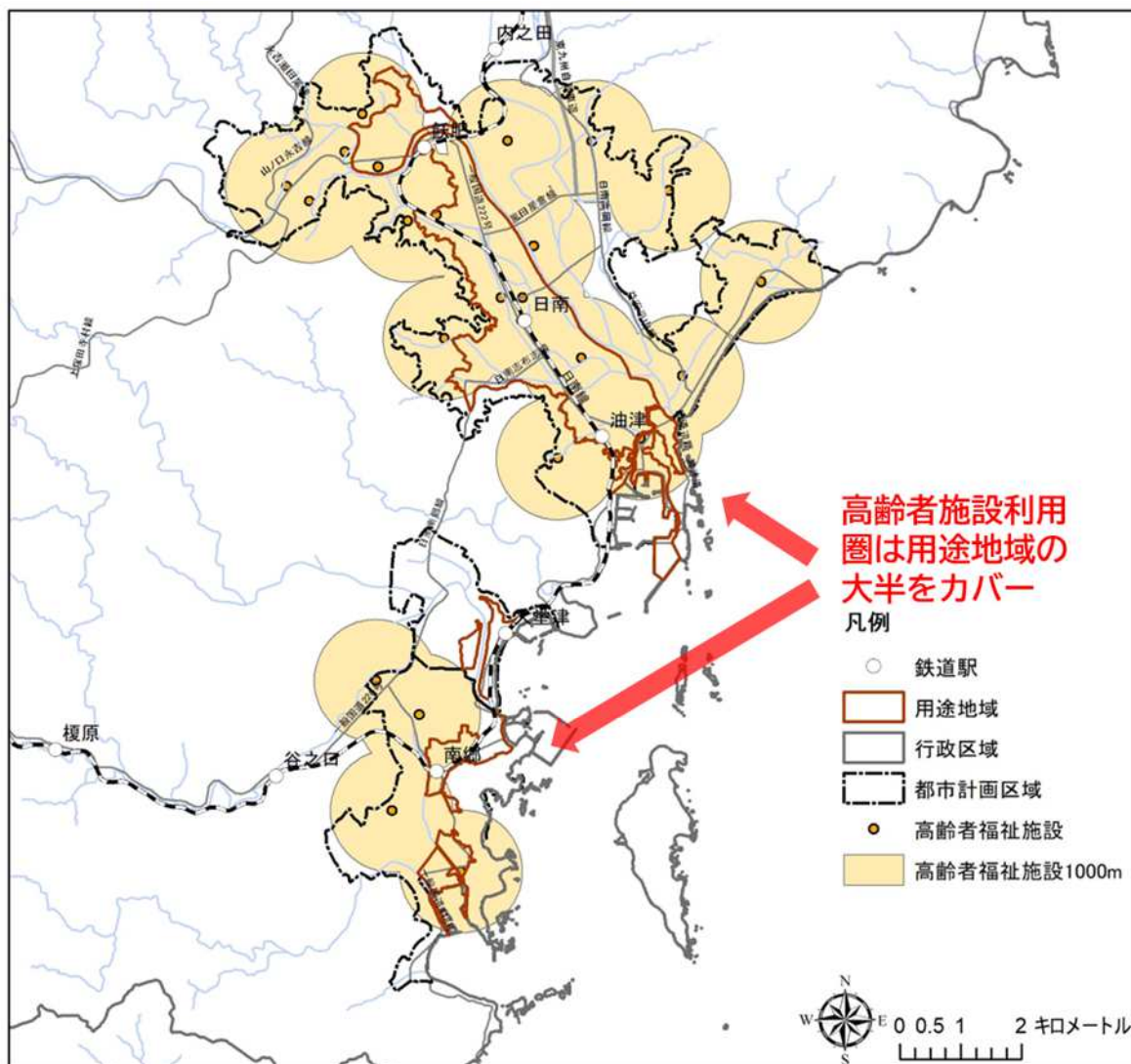


図3-21 高齢者福祉施設利用圏

資料：高齢者施設施設1,000mの利用圏域は「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」による

※高齢者福祉施設・通所介護・地域密着型通所介護・地・認知症対応型通所介護（日南市地域防災計画より）

7) 類似都市との比較

日常生活面で、医療、福祉、商業、公共交通の利便性は類似都市より高く、生活環境は整っていますが、公共交通の利用率は低くなっています。安全性の面で空き家率が高く、また1人当たり税収が低く財政面で厳しい状況です。



図3-22 類似都市との比較（偏差値）

表3-3 類似都市との比較

指標	単位	日南市	全国10万人都市平均	偏差値 (10万人以下)
医療施設徒歩圏人口カバー率	%	64.4	54.1	55.2
福祉施設徒歩圏人口カバー率	%	50.3	34.8	56.1
商業施設徒歩圏人口カバー率	%	44.6	31.6	56.0
鉄道駅から1,000mもしくはバス停から200m圏内の住宅の割合	%	61.1	51.4	55.9
公共交通の機関分担率(通勤通学)	%	4.0	8.4	41.8
公共交通沿線地域の人口密度	人/ha	8.9	10.7	47.9
市民一人あたりの交通事故死亡数	人	0.4	0.5	51.3
最寄り緊急避難場所までの平均距離	m	580.2	747.3	54.4
空家率	%	13.6	9.5	41.4
従業者一人当たり第三次産業売上高	百万円/人	13.0	12.7	50.2
都市全域の小売商業床面積あたりの売上高	万円/m ²	72.8	82.2	44.4
人口当たりの公共施設等の維持・管理・更新費	千円	488.7	854.7	55.3
市民一人当たりの税収額	千円	91.8	120.0	46.5
市民一人当たりの自動車CO2排出	t-CO2/年	1.3	1.7	54.1

資料：都市のモニタリングシート（国土交通省）より作成

8) 都市構造分析まとめ

人口	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域内は大半が20人/ha以上であり、40人/ha以上も多い。 ・将来は、飢肥駅や油津駅周辺などで20人/ha未満に減少する地域が発生しており、古くからの市街地での人口減少が顕著。
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の徒歩圏は用途地域のほぼ全域をカバー。 ・運行本数は多くないものの、公共交通を利用できる環境にはある。
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設、医療施設、子育て支援施設の徒歩圏、高齢者福祉施設の利用圏は、大半の用途地域をカバーしており、都市機能の利用環境は整っている。
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活面で、医療、福祉、商業、公共交通の利便性は類似都市より高く、生活環境は整っているが、公共交通の利用率は低い。 ・安全性の面で空き家率が高く、また1人当たり税収が低く財政面で厳しい。

- 
- ・市全体の生活利便性を確保していくため、鉄道駅を中心とした用途地域内への都市機能の維持と誘導が必要。
 - ・効率的な都市を構築していくために、都市基盤などの既存ストックが残る市街地への居住の誘導が必要。

3. 都市構造分析（災害面）

1) 分析方法

対象とする災害は、洪水（想定最大規模、計画規模）、高潮、津波、土砂災害の4種類です。リスクの高さは、以下のとおり設定します。

表3-4 災害リスクの種類と区分

	災害リスクの高いエリア	その他の災害リスクエリア
洪水浸水 高潮浸水	浸水深3.0m以上	浸水深0.5～3.0m
津波浸水	浸水深2.0m以上	浸水深2.0m未満
土砂災害	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)

【洪水・高潮】

	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水深さが3.0mを超えると一般的な2階建の建物では垂直避難が困難となる。 ・浸水深は、0.5mを超えると床上浸水となるため、2階への避難が必要となる。 <p>資料：水害ハザードマップ作成の手引き、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室／平成28年4月</p>
--	---

【津波】

	<ul style="list-style-type: none"> ・木造建物が多い市街地での許容浸水深の目安として、「市街地（集落）の壊滅的被害をもたらさない浸水程度としては、安全で確実な避難が可能であることを確認した上で、概ね2.0m未満」とされている。 <p>資料：「津波被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）」（平成24年4月 国交省都市局）</p>
--	--

【土砂災害】

■土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害防止法において、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域」に指定されていることから、警戒情報に留意し水平避難が必要です。

■土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害防止法において、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域」に指定されているものの、開発行為に対する制限等は為されていないことから、警戒情報に留意し水平避難が必要です。

2) 洪水（想定最大規模）

飢肥地区や日南線と酒谷川間等で浸水深3 m以上となっており、現状、用途地域内で約1万人が居住しています。

将来には減少するものの、市全体に対する割合は増加しています。

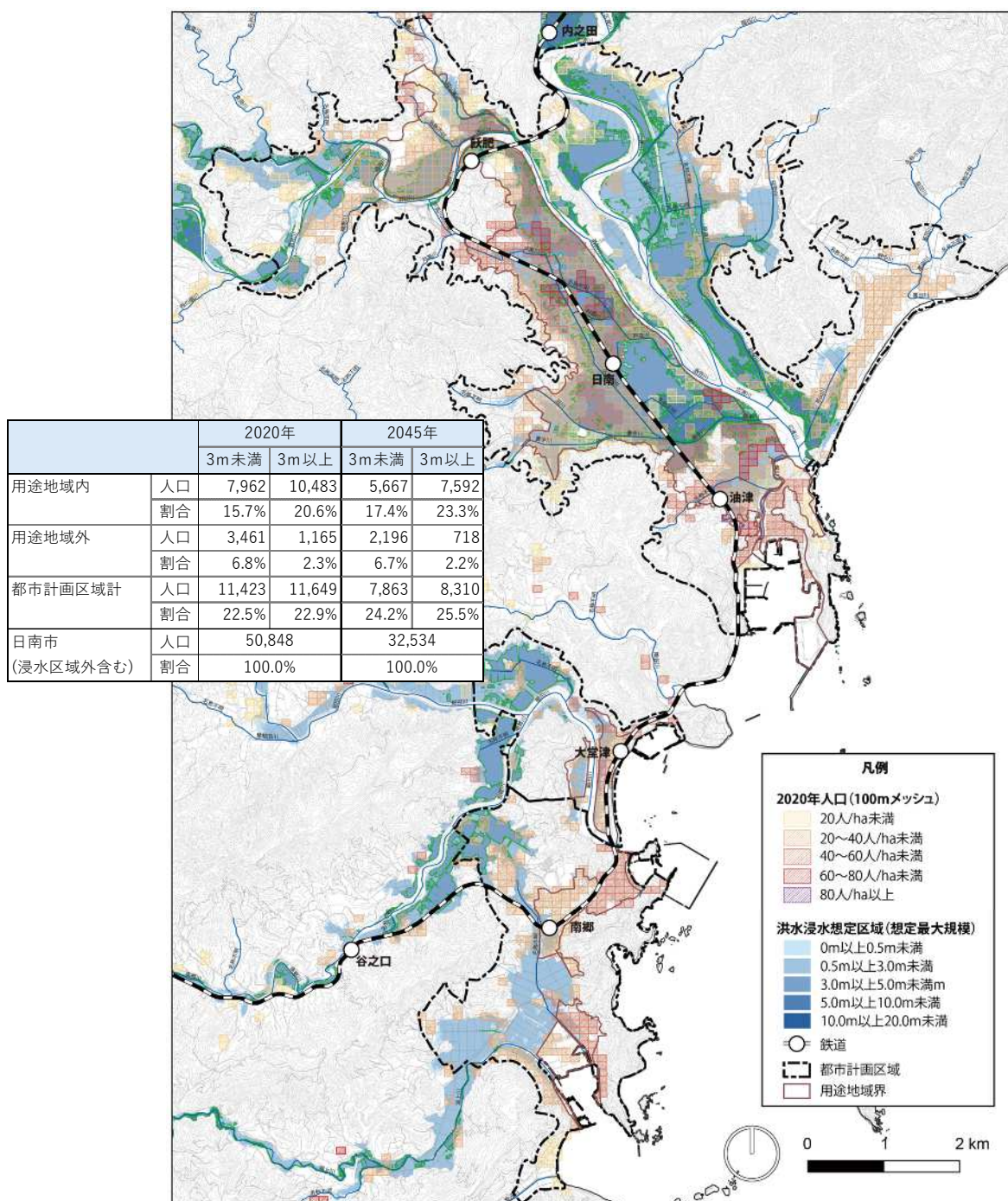


図3-23 洪水（想定最大規模）×人口（2020年）

資料：人口：将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）、
洪水：国土数値情報（国土交通省）

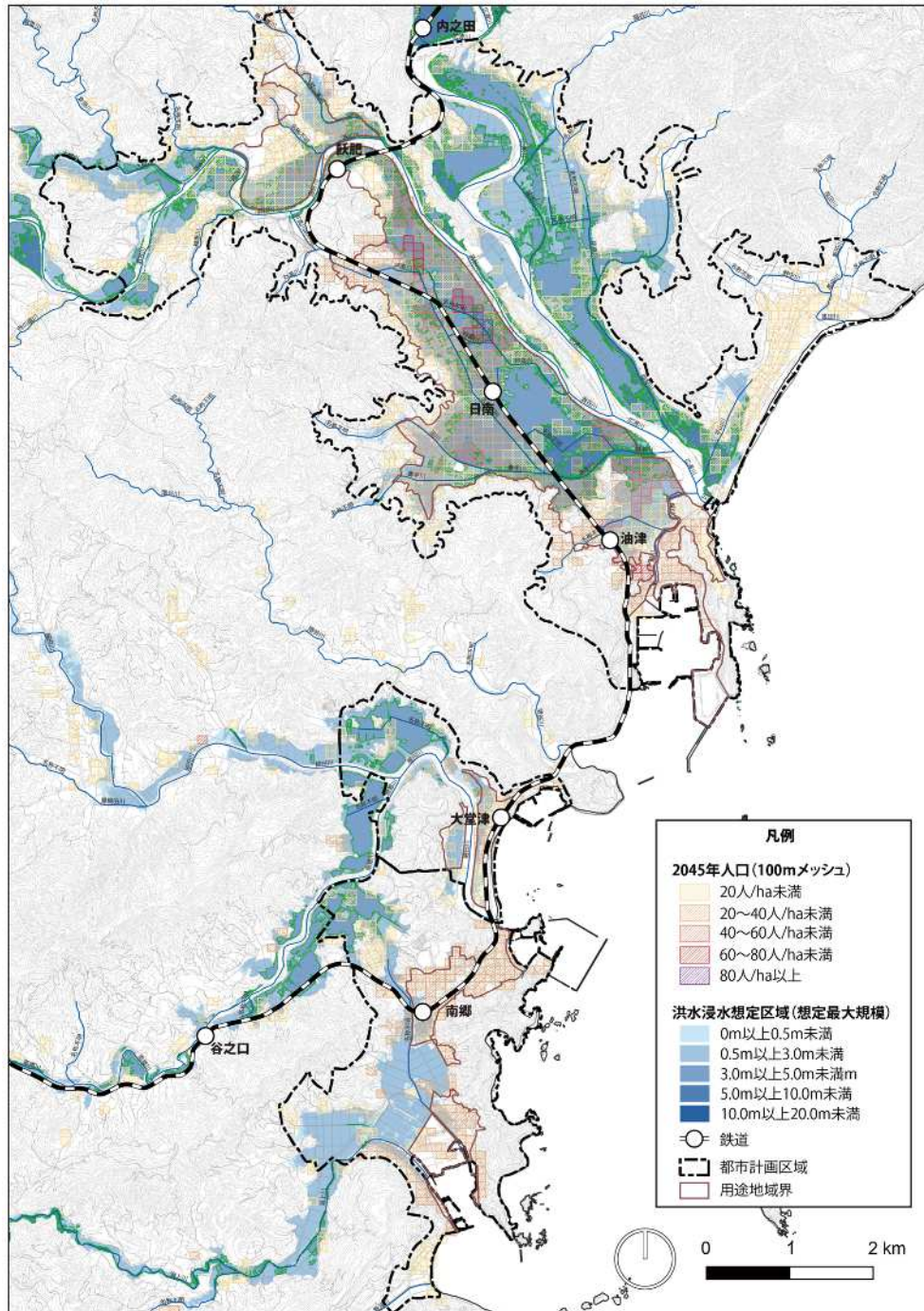


図3-24 洪水(想定最大規模)×人口(2045年)

資料：人口：将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）、
洪水：国土数値情報（国土交通省）

3) 洪水（計画規模）

用途地域内に浸水深3m以上はほとんどなく、現状、将来ともに高リスク地域の人口はわずかです。

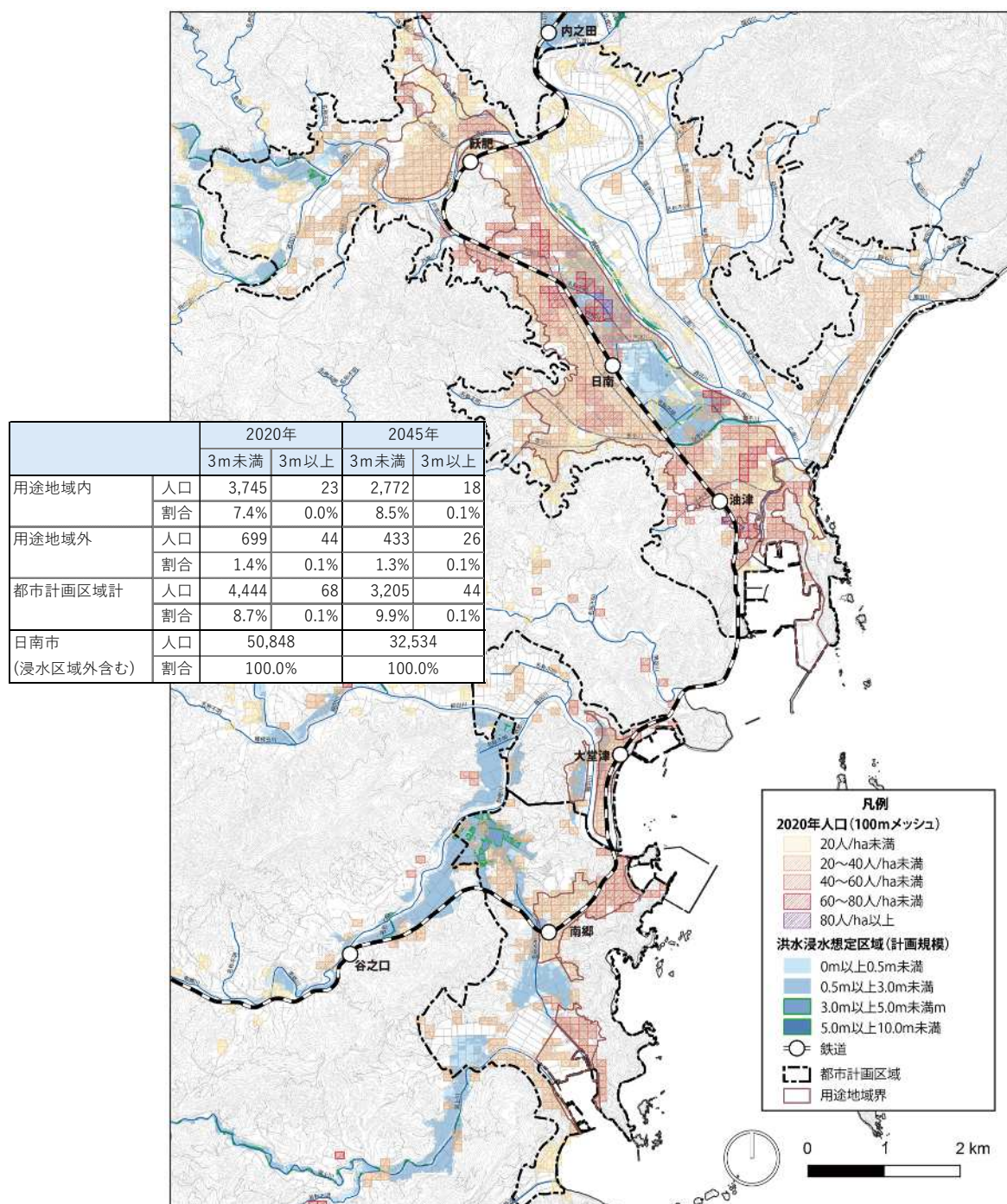


図3-25 洪水（計画規模）×人口（2020年）

資料：人口：将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）、
洪水：国土数値情報（国土交通省）

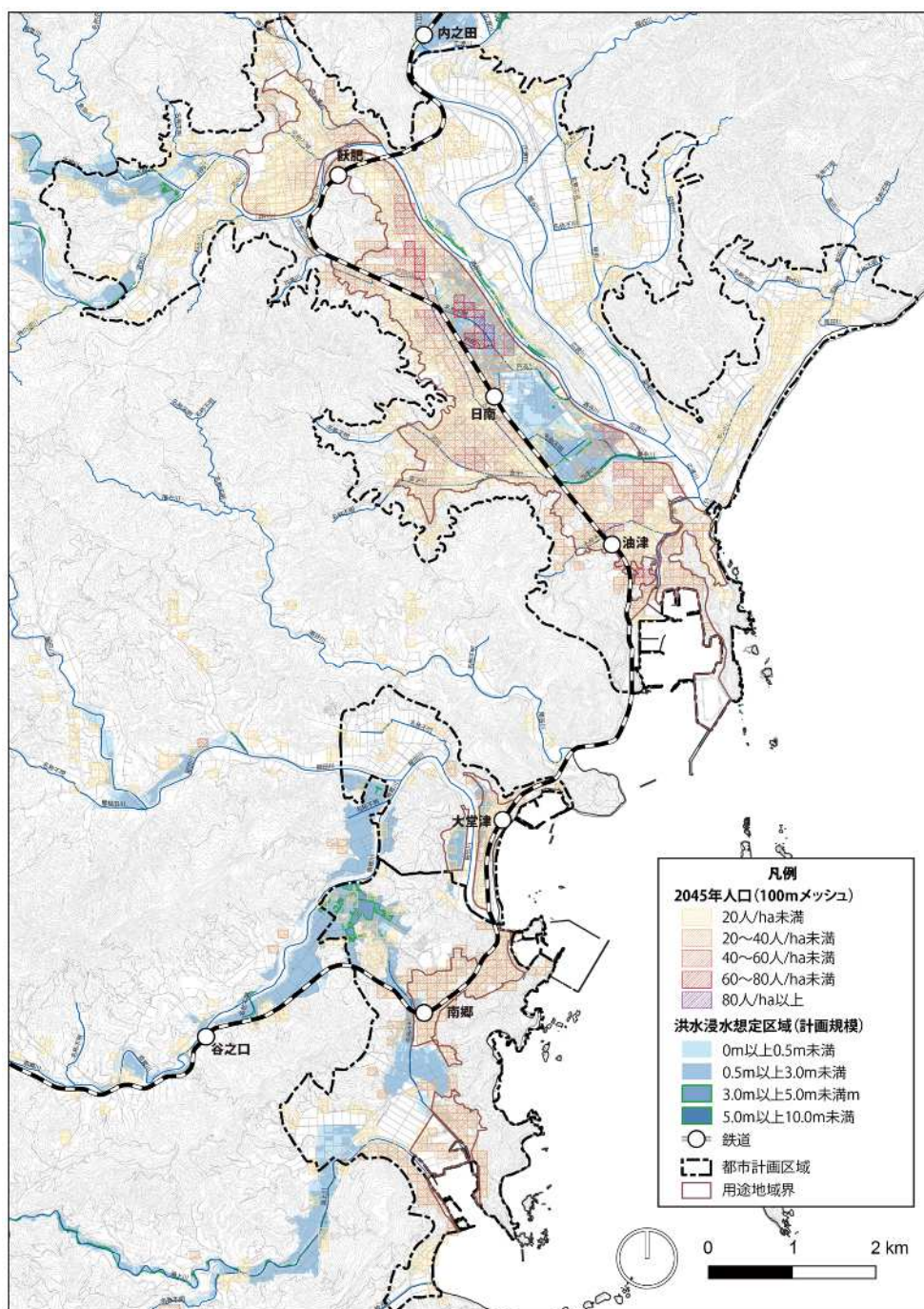


図3-26 洪水(計画規模)×人口(2045年)

資料：人口：将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）、
洪水：国土数値情報（国土交通省）

4) 津波

用途地域では油津、大堂津、南郷、外浦港周辺の用途地域で浸水深2m以上の地域が広がっており、対象人口は現状で約3,700人です。

将来は人口減少の大きい地域でもあることから、現状の1/4程度の約900人まで減少しています。

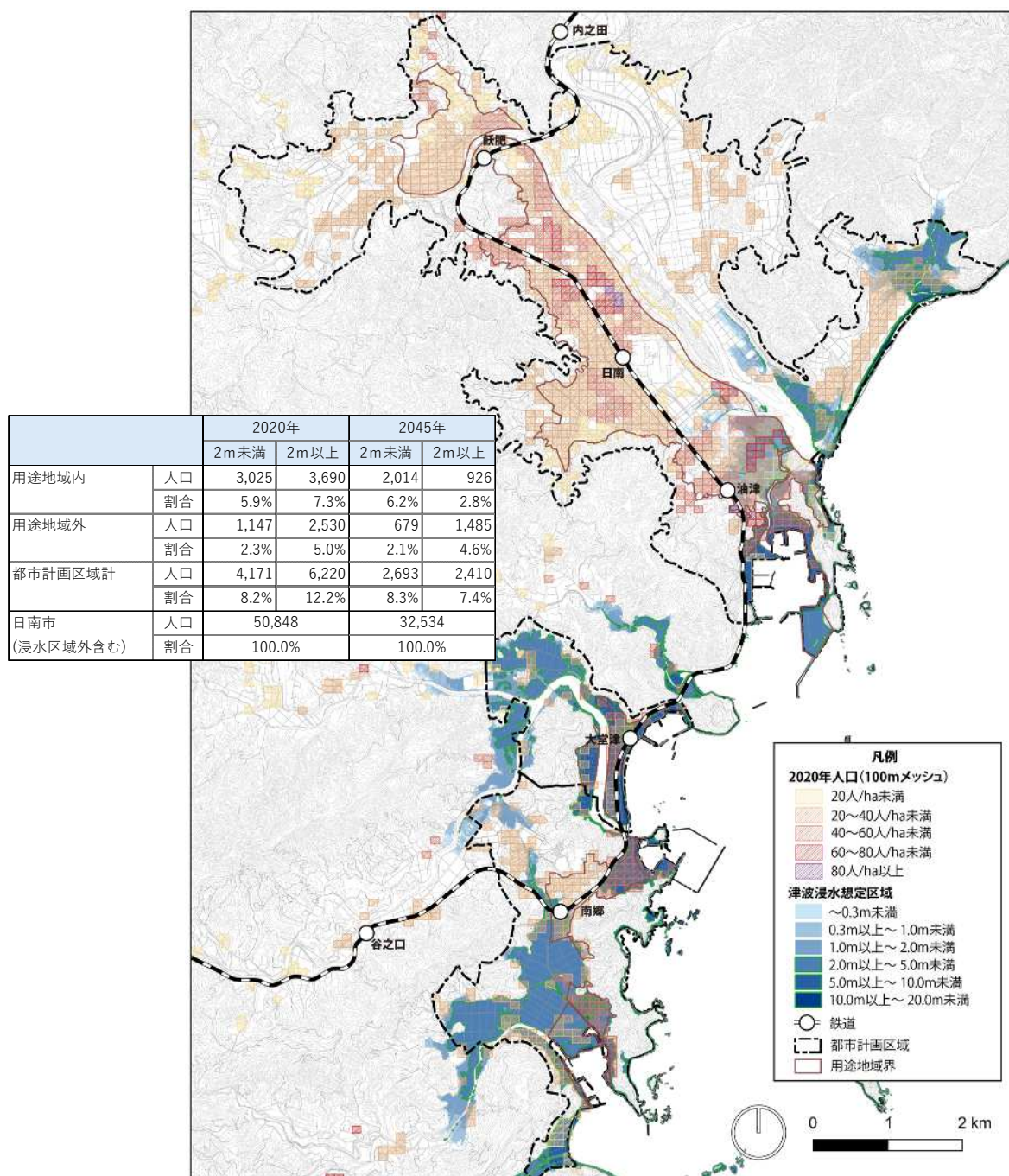


図3-27 津波×人口(2020年)

資料：人口：将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）、
津波：国土数値情報（国土交通省）

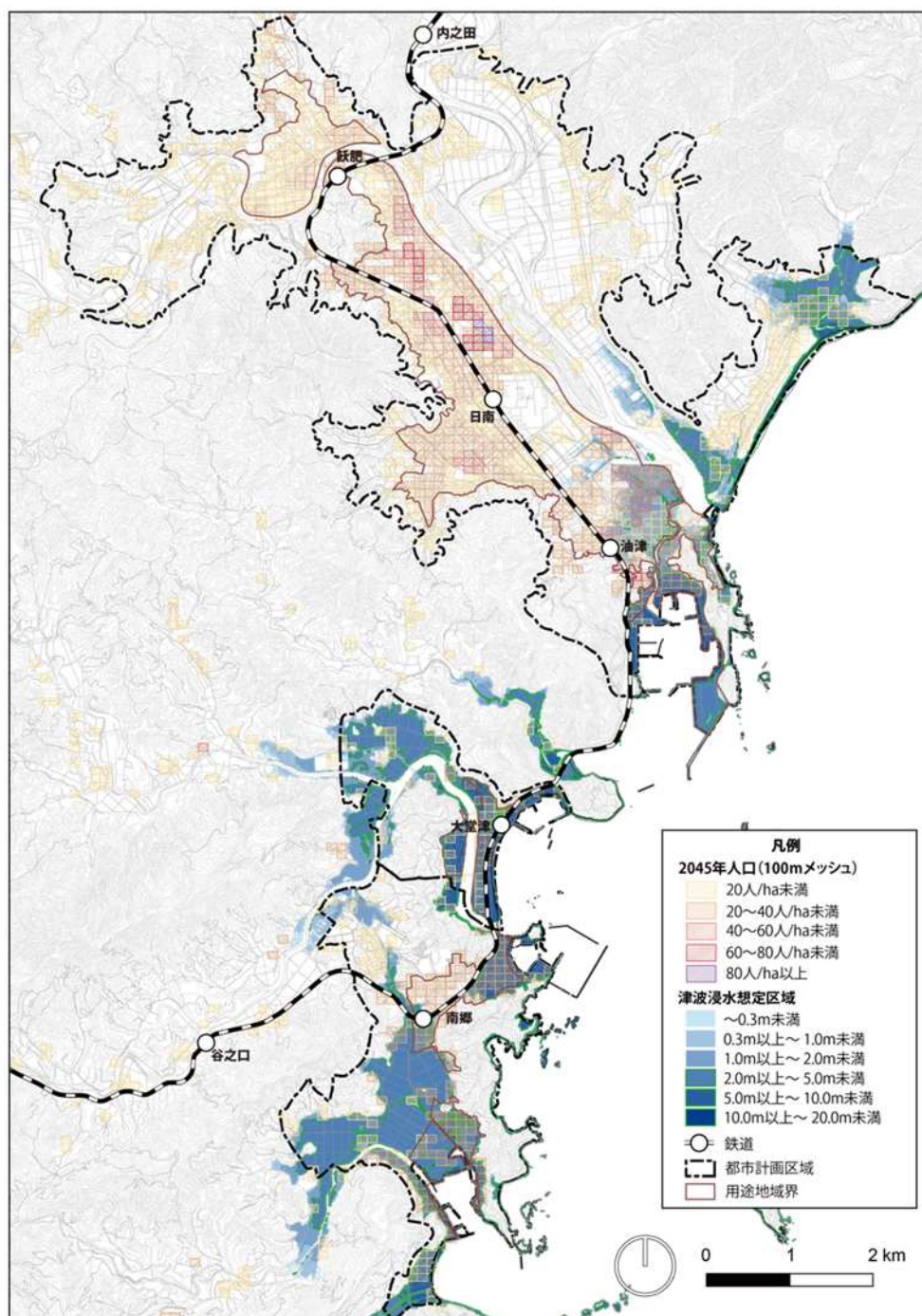


図3-28 津波×人口(2045年)

資料：人口：将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）、
津波：国土数値情報（国土交通省）

5) 高潮

用途地域内に浸水深3m以上はほとんどなく、現状、将来ともに高リスク地域の人口はわずかです。

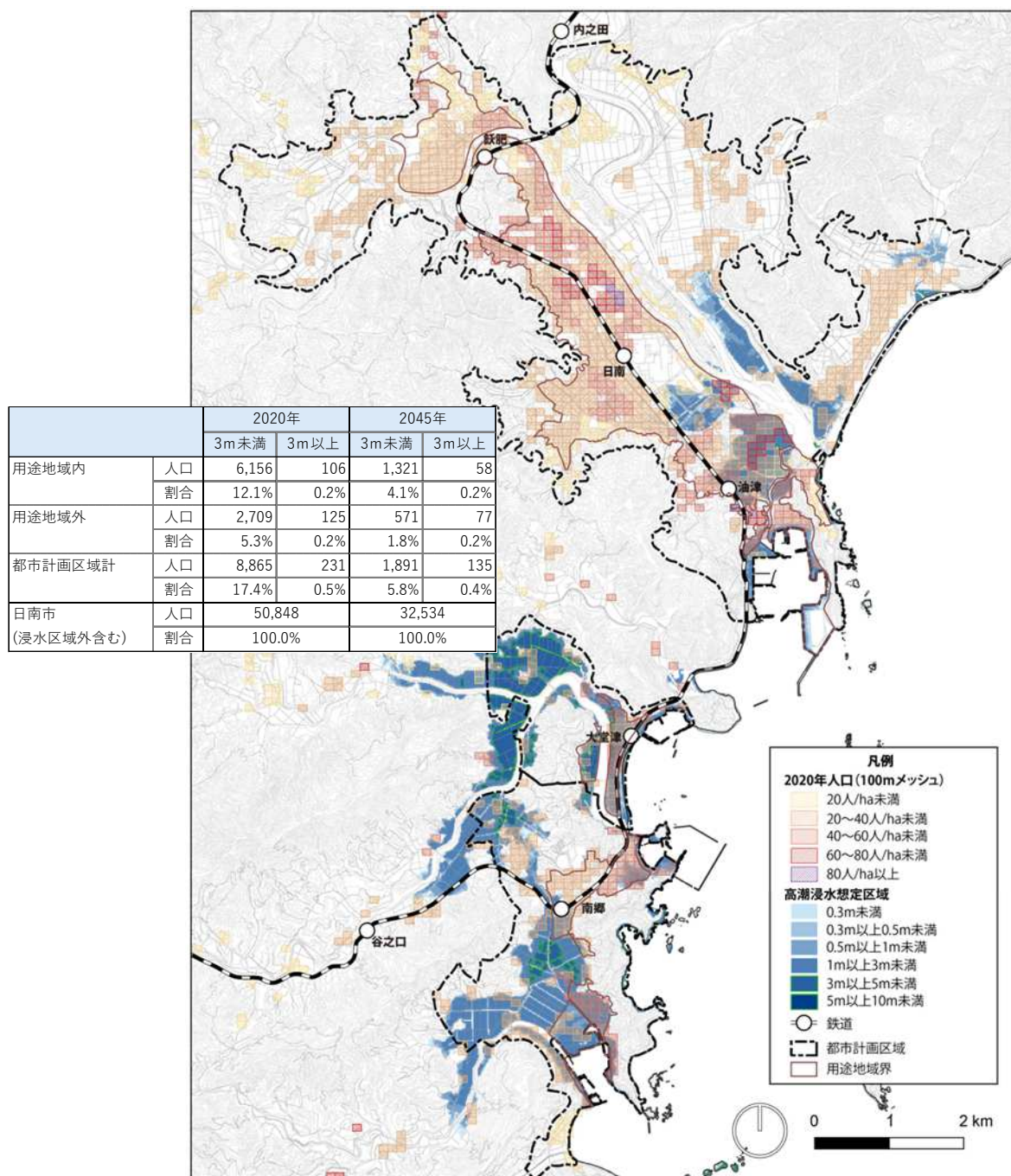


図3-29 高潮×人口(2020年)

資料：人口：将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）、
高潮：国土数値情報（国土交通省）

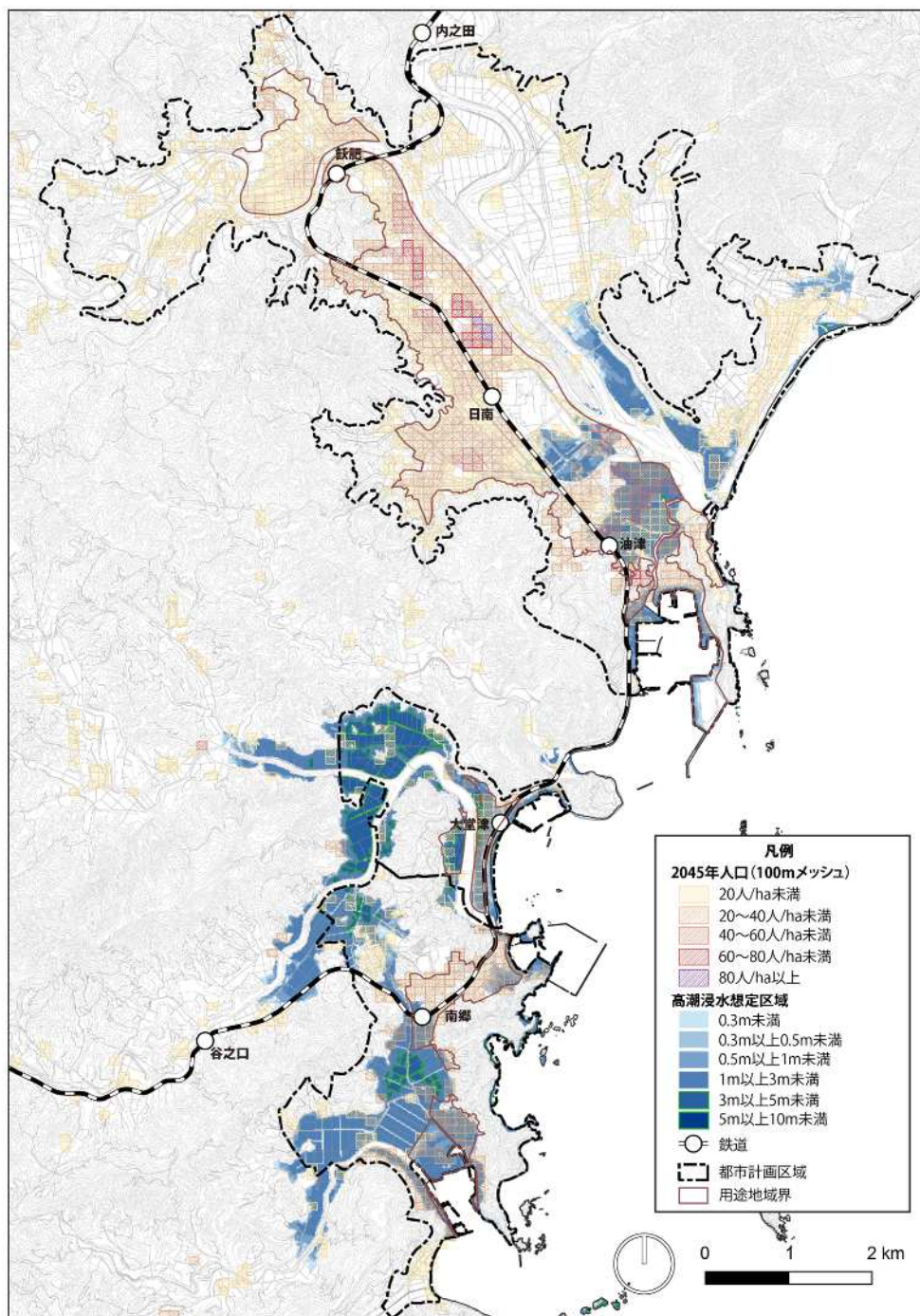


図3-30 高潮×人口(2045年)

資料：人口：将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）、
高潮：国土数値情報（国土交通省）

6) 土砂災害

土砂災害特別警戒区域は用途地域縁辺部に多く、現状、将来ともに高リスク地域の人口はわずかです。

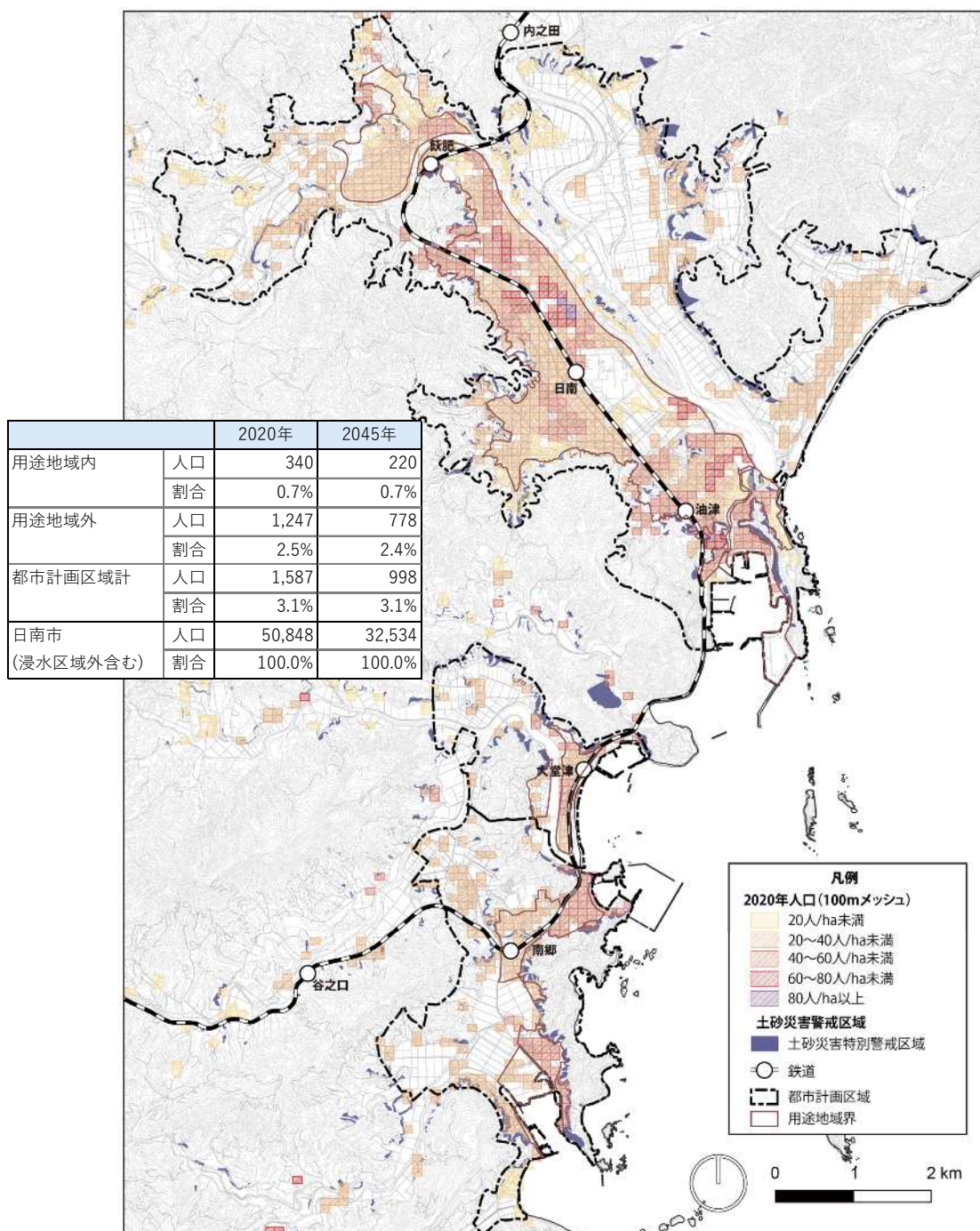


図3-31 土砂災害特別警戒区域×人口(2020年)

資料：人口：将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）、
土砂災害：国土数値情報（国土交通省）

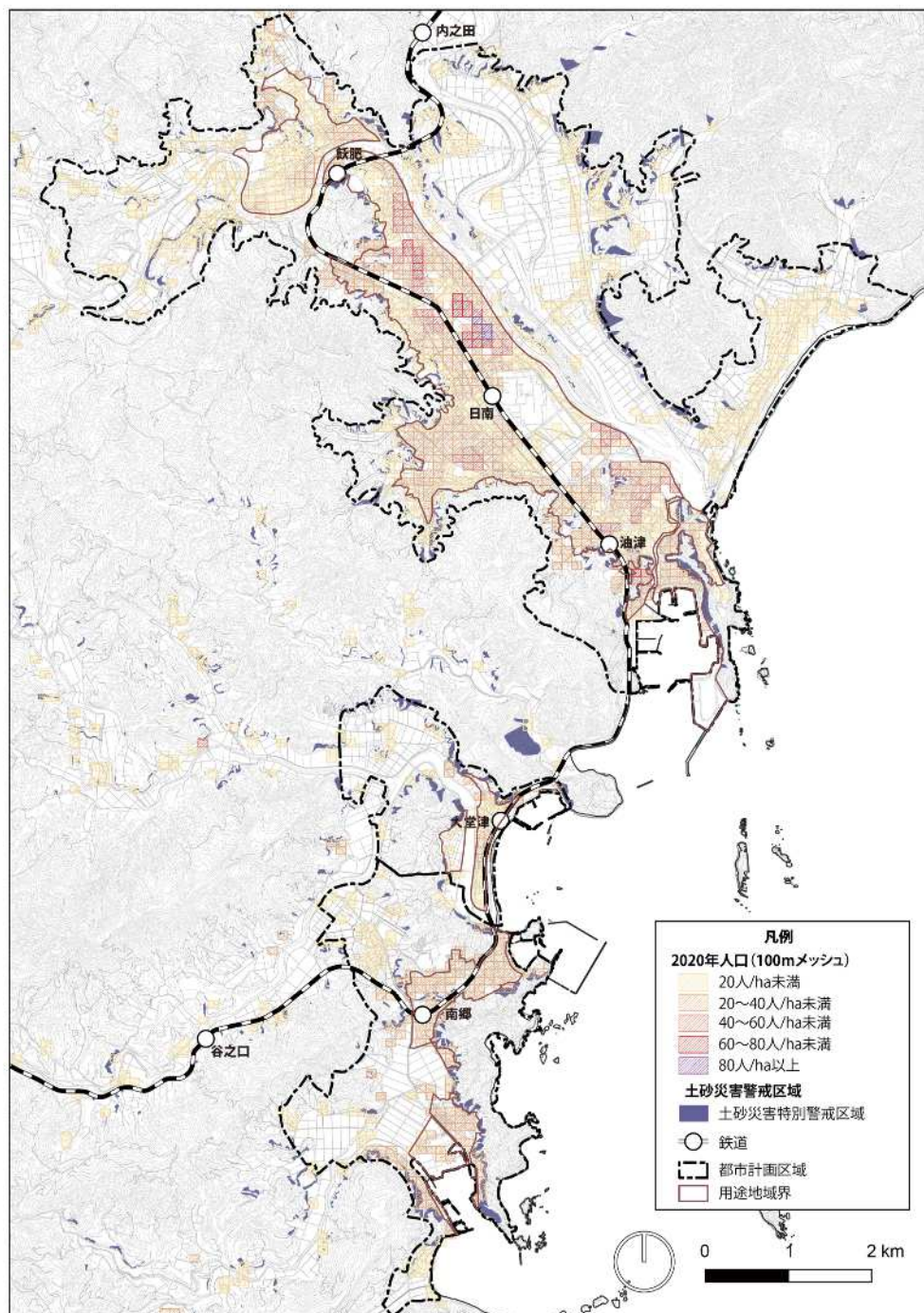


図3-3 2 土砂災害特別警戒区域×人口(2045年)

資料：人口：将来人口・世帯予測ツール（国土交通省国土技術政策総合研究所）、
土砂災害：国土数値情報（国土交通省）

7) 都市構造分析（災害面）まとめ

洪水 (想定最大規模)	・ 飢肥地区や日南線と酒谷川間等で浸水深3 m以上となっており、現状、用途地域内で約1 万人が居住。将来には減少するものの、市全体に対する割合は増加。
洪水 (計画規模)	・ 用途地域内に浸水深3 m以上はほとんどなく、現状、将来ともに高リスク地域の人口はわずか。
津波	・ 用途地域では油津、大堂津、南郷、外浦港周辺の用途地域で浸水深2 m以上の地域が広がっており、対象人口は現状で約3,700人。将来は現状の1/4程度の約900人まで減少。
高潮	・ 用途地域内に浸水深3 m以上はほとんどなく、高リスク地域の人口はわずか。
土砂災害	・ 土砂災害特別警戒区域は用途地域縁辺部に多く、現状、将来ともに高リスク地域の人口はわずか。

4. 課題整理

1) 都市構造分析まとめ

人口	<ul style="list-style-type: none">・現状で、用途地域内に人口は集積しているものの、将来は、飢肥駅や油津駅周辺など古くからの市街地での人口減少が顕著。・都市計画区域外の人口は、鉄道駅や幹線道路沿道に低密度に広がっているが、将来はさらに減少が進む。
公共交通	<ul style="list-style-type: none">・公共交通の徒歩圏は用途地域のほぼ全域をカバーされている。・都市計画区域外もコミュニティバスなどの路線が網羅されており、公共交通を利用できる環境は整っている。
都市機能	<ul style="list-style-type: none">・商業施設、医療施設、子育て支援施設の徒歩圏、高齢者福祉施設の利用圏は、大半の用途地域をカバーしており、都市機能の利用環境は整っている。・都市計画区域外は北郷などの一部のみで立地。
類似都市との比較	<ul style="list-style-type: none">・空き家率が高く、また1人当たり税収が低く財政面で厳しい。
防災	<ul style="list-style-type: none">・洪水は想定最大規模では居住地の浸水が懸念されるが、計画規模ではわずか。・津波は用途地域内でも港や沿岸部で居住地の浸水被害が懸念。・高潮、土砂災害ともにリスクは比較的高くない。

2) 課題整理

(都市構造の特徴)(今後想定されるリスク)

- ・用途地域内に人口、都市機能が集積しており、利便性は高い。
- ・公共交通は市全域を網羅しており、都市機能が集積する地域への到達が可能。
- ・観光資源が市内に点在しており、来訪者による経済効果などが期待される。

- ・人口減少、高齢化の進展により、都市の活力や利便性の低下が懸念される。
- ・財政もさらに厳しくなることが予想され、公共サービスの維持や移動手段の確保が懸念される。
- ・津波により、港や沿岸部を中心に居住地や公共施設への浸水被害が懸念される。

- ・今後とも人口減少・高齢化の進展が予想される中で、都市機能を拠点地域等へ集約させて、効率的な都市構造の構築が必要。
- ・市民生活の利便性を確保するため、都市機能の集約する地域への移動手段の維持・確保が必要。
- ・観光振興による交流人口の拡大など、地域の活力創出が必要。
- ・津波など想定される災害に備え、安全な市街地の形成が必要。

第4章 まちづくり方針

1. まちづくり方針

1) まちづくりの目標

市民生活を支え、安心して住み続けられる
日南型コンパクトシティの実現

2) 立地の適正化に関する基本的な方針

①市民生活の中心となる中心拠点や地域生活拠点への都市機能の誘導

吾田、油津、飫肥、南郷、北郷など、現状で商業や医療、公共サービスなどが立地する拠点地域に対して、それら都市機能のさらなる誘導を図り、市民の日常生活の利便性の確保を図っていく。

②都市と集落の持続的発展のための居住の誘導

都市と集落がともに持続的に発展していくために、都市機能が集積し生活利便性を享受できる拠点地域周辺への居住を誘導するとともに、都市計画区域外も含めて既存集落の維持を図っていく。

③日南型コンパクトシティを支える公共交通網の維持

市内各所と拠点地域間を連携し、拠点分散・ネットワーク型構造を支える市民の日常的な移動手段を確保していくため、公共交通網を今後とも維持していく。

④災害リスクを考慮した市街地の安全対策

港や沿岸部で津波浸水や市街地周辺での洪水浸水や土砂災害等のリスクが存在することから、災害リスクの回避、低減策を図り、安心して住み続けられる市街地を形成する。

2. 都市の骨格構造

中心市街地だけでなく、北郷駅周辺などの都市計画区域外も含めて、日南市全体で拠点、軸から構成される目指すべき都市の骨格構造を設定します。

また都市機能、居住機能の集約と公共交通等のネットワークにより、市民の生活利便性を今後とも確保していく必要があります。

種別	拠点・軸の考え方	地区名等
中心 拠点	<ul style="list-style-type: none"> 多様な都市機能が集積し、様々な都市活動が展開され、市民のための生活利便性が最も高い地区。 様々な交流の展開が可能な都市の中核機能を担う地区。 市全域から公共交通により到達ができる。 	日南駅、油津駅周辺
地域 生活 拠点	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な商業、医療・福祉、文化・交流などの各都市機能が複数整った拠点。 地域生活の中心となる地区。 近隣から公共交通により到達ができる。 	飫肥駅、大堂津駅、南郷駅、日南東郷IC、北郷駅周辺
集落 生活 拠点	<ul style="list-style-type: none"> 比較的多くの住民が暮らす集落を対象に、日常生活の機能の維持を優先した地域コミュニティの拠点。 近隣から公共交通により到達ができる。 	伊比井、宮浦、鵜戸、酒谷、榎原、夫婦浦
広域 連携軸	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道や自動車専用道路などにより、市内だけでなく近隣都市との移動も可能な広域的に連携する軸。 	JR日南線、東九州自動車道
地域 連携軸	<ul style="list-style-type: none"> 路線バスやコミュニティバスなどにより、誰もが都市機能が集まる拠点などに移動が可能な地域間を連携する軸。 	国道220号、222号、448号、県道日南高岡線

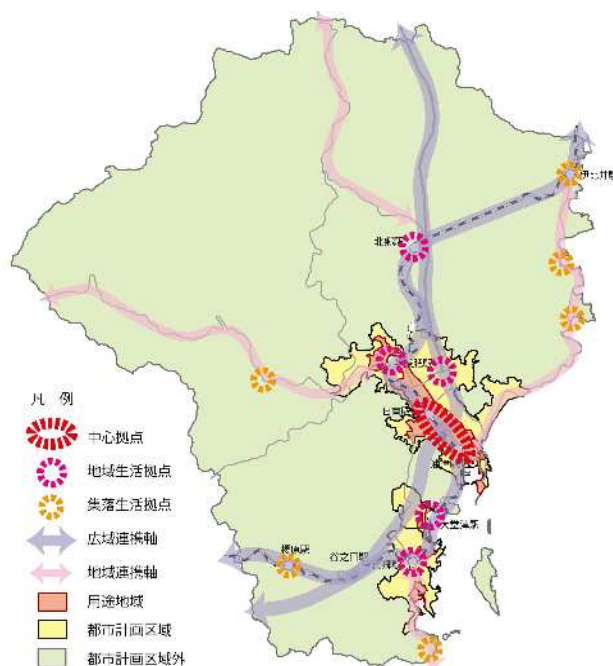


図4-1 将来都市構造図

3. 課題解決のための施策・誘導方針

まちづくり目標及び立地の適正化に関する基本的な方針を踏まえて、都市機能、居住機能、公共交通、防災の分野別に、施策・誘導方針を以下の通り設定します。

まちづくりの目標	立地の適正化に関する基本的な方針	施策・誘導方針
市民生活を支え、安心して住み続けられる日南型コンパクトシティの実現	市民生活の中心となる中心拠点や地域生活拠点への都市機能の誘導	<p>【都市機能の誘導による生活利便性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日南駅や南郷駅周辺などの拠点地域へ、商業、医療、公共サービスなどの都市機能を誘導し、市民生活の利便性を確保していく。 <p>【観光交流機能の充実による地域の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油津地区や飢肥地区など歴史、文化資源を有する地域では、都市機能とともに観光交流機能の充実を図るとともに、油津地区ウォークアブル事業の推進などにより、交流人口拡大による地域の活性化を図っていく。
	都市と集落の持続的発展のための居住の誘導	<p>【居住の誘導による持続可能な都市構造の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点地域周辺の用途地域内への居住の誘導を図り、持続可能な都市構造を構築していく。 ・都市計画区域内外において、まちづくり等と連携した良好な居住環境を提供する公営住宅の整備とともに、既存施設の効率的な活用を推進する。 <p>【空き家、空き地など既存ストックの有効活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、市全域で人口減少が予想される中では、空き家、空き地など既存ストックを有効活用するとともに、特定空き家対策の推進により良好な住環境の保全を図っていく。 <p>【既存集落地域の生活環境の維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内の用途地域無指定区域や都市計画区域外の既存集落地域においても、現在の生活環境を維持できるよう、生活利便施設や居住機能を確保していく。

まちづくり の目標	立地の適正化に 関する基本的な方針	施策・誘導方針
市民生活を 支え、安心 して住み続 けられる日 南型コンパ クトシティ の実現	日南型コンパクトシ ティを支える公共交 通網の維持	<p>【幹線的な公共交通の維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の拠点間を繋ぐ鉄道、路線バスなどの幹線的な公共交通を関係事業者と協力しながら維持していく。 <p>【身近な移動手段の確保と利便性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の隅々まで網羅するコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなどについては、市民生活を支える身近な移動手段としてその機能の確保と利便性の向上を図っていく。 <p>【公共交通の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内外の拠点を繋ぐとともに、乗り継ぎの利便性向上や公共交通空間の整備により、市民や観光客等にとって利便性の高い公共交通の充実を図ります。
	災害リスクを考慮し た市街地の安全対策	<p>【より安全な地域への居住の誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域内においても土砂災害や家屋倒壊などの災害リスクが高い地域が存在することから、より安全な地域への居住の誘導を推進していく。 <p>【総合的な防災施策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して住み続けられる市街地を形成していくために、あらゆる地域においてハード、ソフトの両面から総合的な防災施策を推進していく。

第5章 居住誘導区域

1. 居住誘導区域とは

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

居住誘導区域内には農振農用地などには指定できず、区域外では、3戸以上の住宅の建築や開発行為を行う場合は届出が必要です。

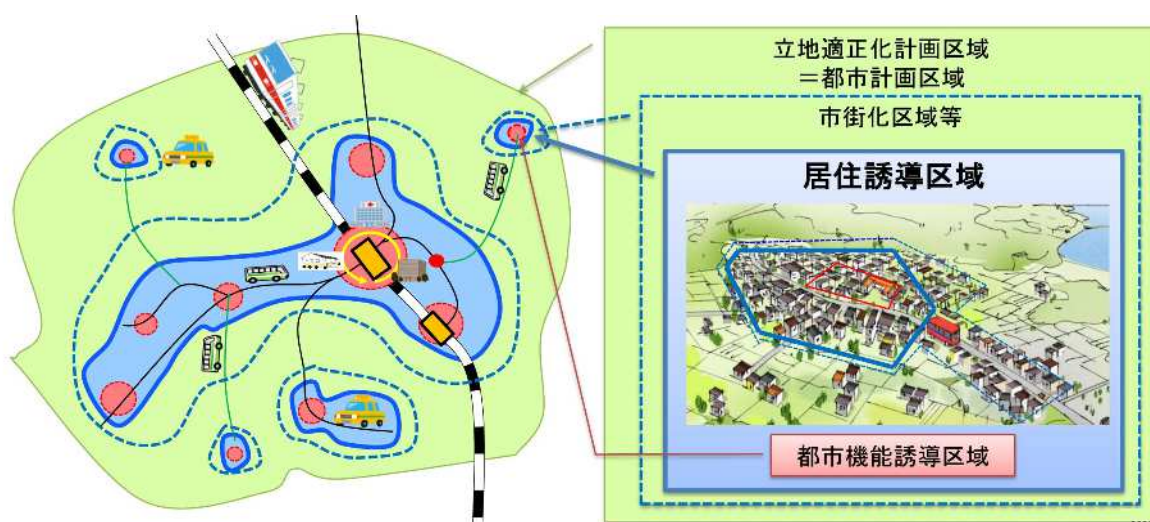


図5-1 居住誘導区域

資料：国土交通省

【対象区域】

考え方	対象区域
定めることが考えられる区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域 ・ 中心拠点及び生活拠点の都市機能の利用圏として一体の区域 ・ 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域
定めない区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化調整区域、災害危険区域、農振農用地、自然公園特別区域、保安林、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域 など
含まないとすべき区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波災害特別警戒区域 など
適当でないと判断される場合は含まないとすべき区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域、浸水想定区域 など
慎重に判断することが望ましい区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令により住宅が制限されている区域（工業専用地域、流通業務地区等）など

2. 居住誘導区域の設定

1) 検討対象区域

今後ともこの生活利便性を維持していくために、人口密度が高く、公共交通や生活利便施設が集積しており、現状で生活利便性の高い、概ね用途地域の範囲を居住誘導区域の検討対象区域とします。

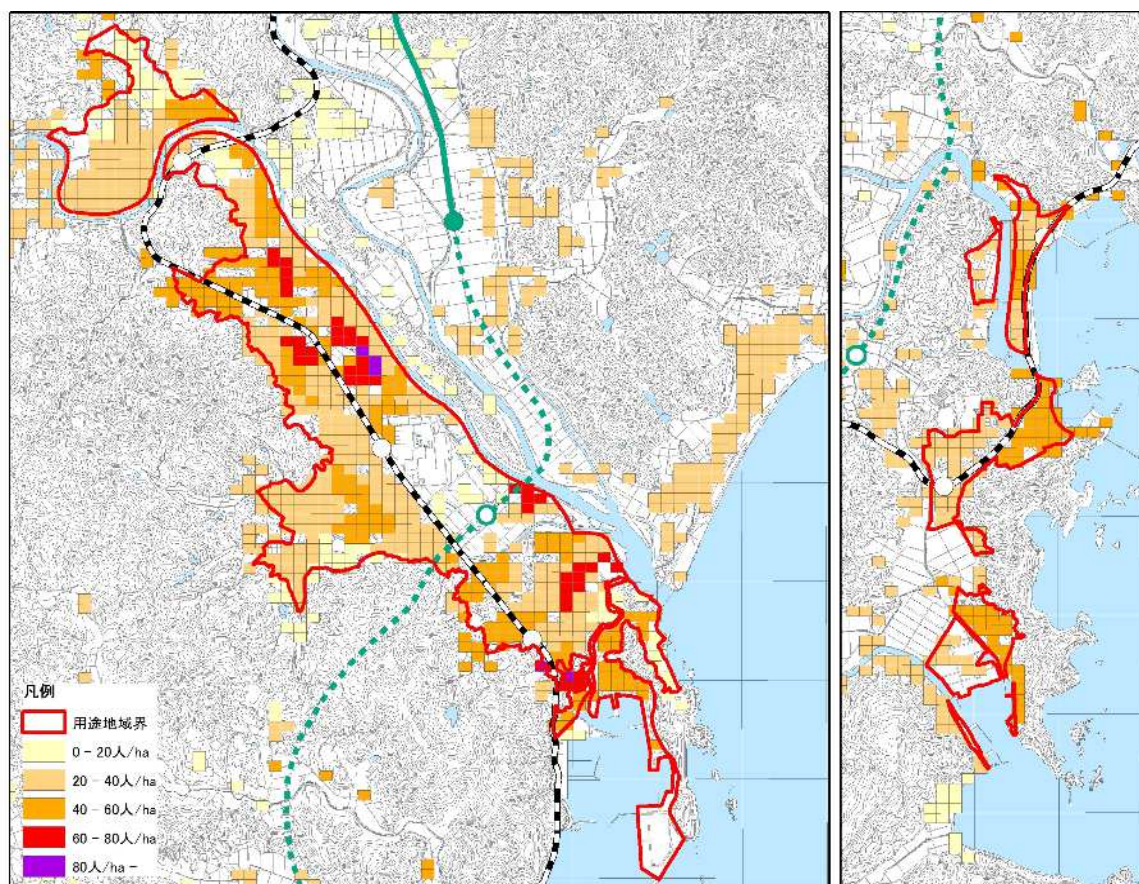


図5-2 人口（2020年）

資料：将来人口・世帯予測ツール（国土技術政策総合研究所）

2) 居住誘導区域の設定フロー

まちづくり目標に掲げた「拠点地域周辺への居住の誘導」および「安心して住み続けられる市街地の形成」を実現するために、人口や各種都市機能が集積する用途地域の中から、以下の条件で居住誘導区域を設定します。（※境界は、土砂災害特別警戒区域を除き道路、水路等の地形地物を原則とします）

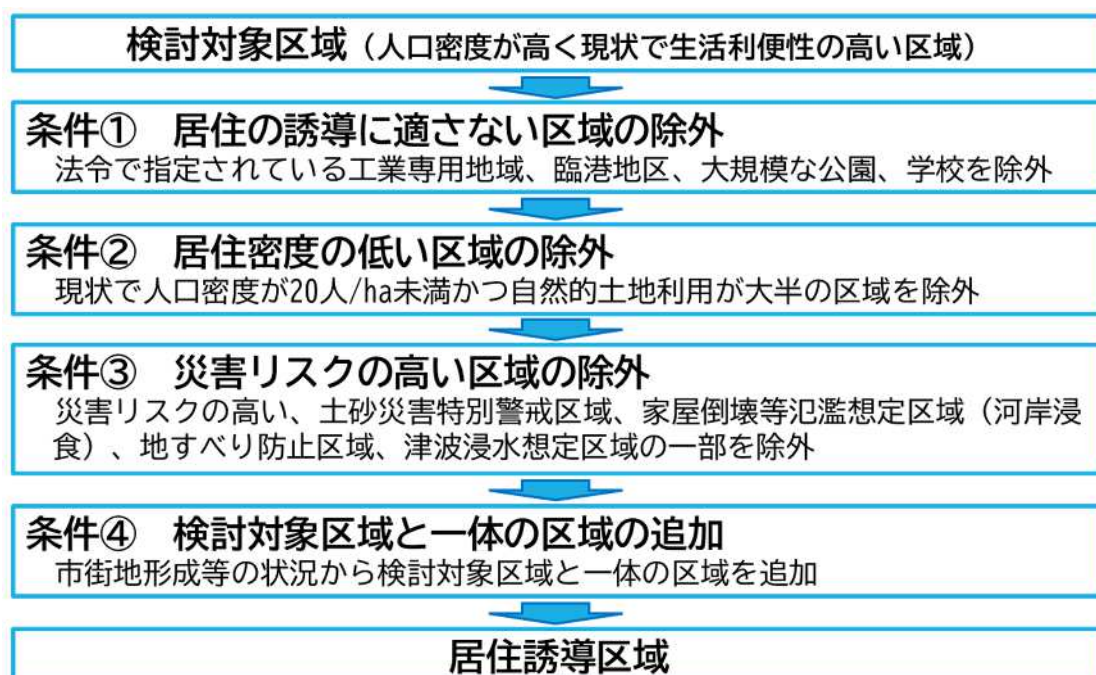


図5-3 居住誘導区域の設定フロー

3) 居住誘導区域の検討

① 居住の誘導に適さない区域の除外

工業専用地域及び臨港地区、大規模な公園、学校を除外します。

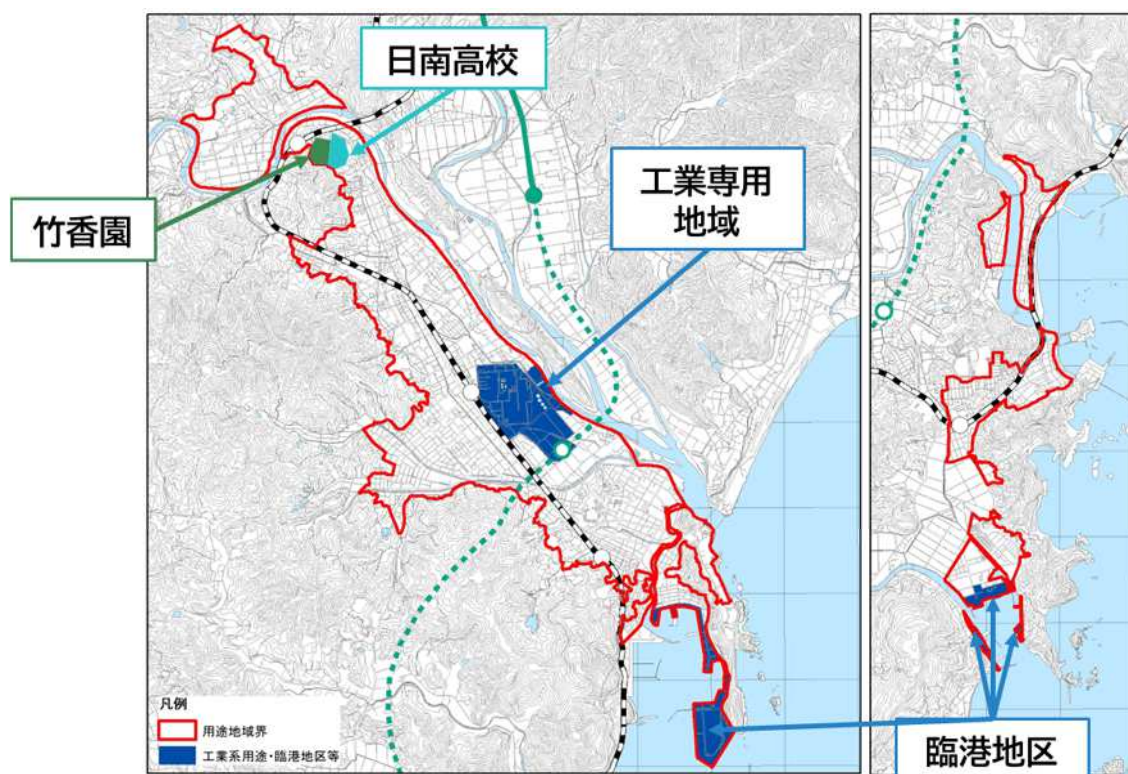


図5-4 除外区域

資料：都市計画基礎調査（宮崎県）

②居住密度の低い区域の除外

現状で人口密度が20人/ha未満かつ自然的土地利用が大半の区域を除外します。

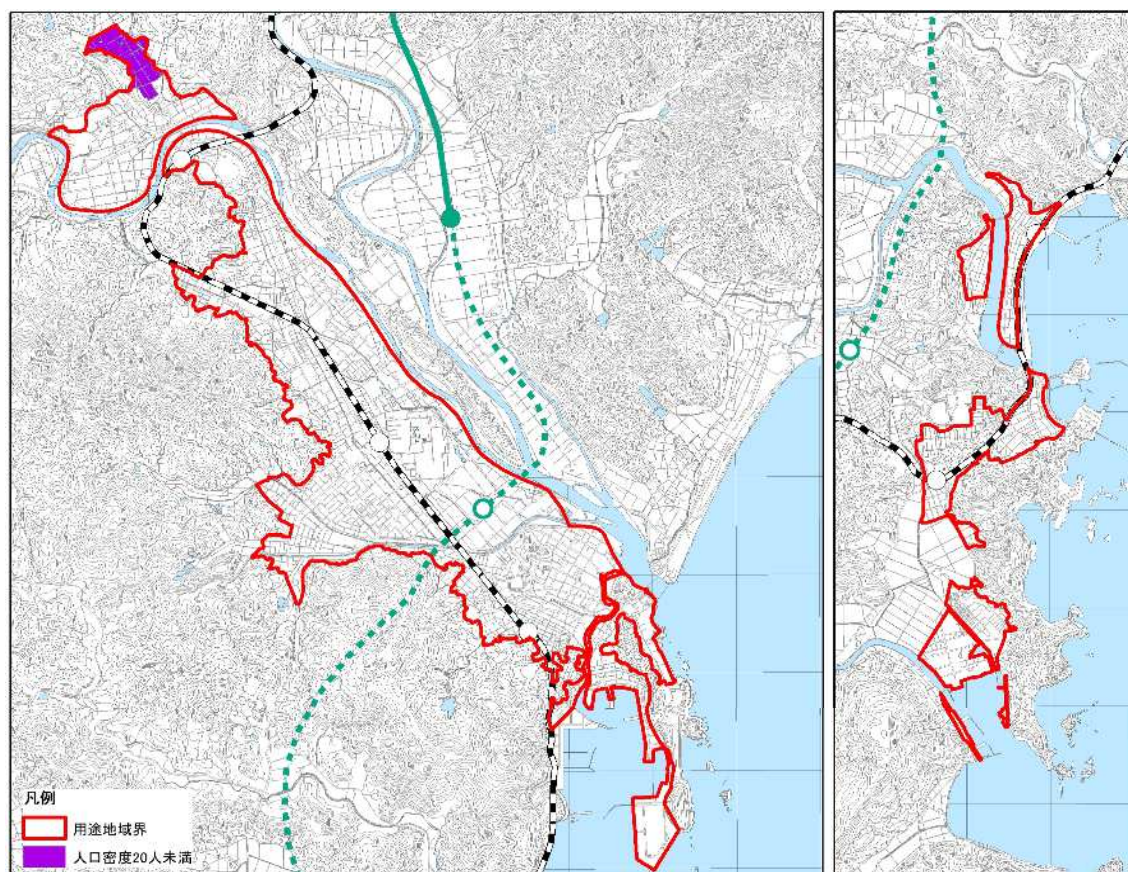


図5-5 除外区域

表5-1 用途地域内人口密度別メッシュ数

人口密度	メッシュ数	割合
20人/ha未満	51	7.6%
20～40人/ha	355	52.7%
40～60人/ha	223	33.1%
60～80人/ha	41	6.1%
80人/ha以上	4	0.6%
合計	674	100.0%

資料：国土数値情報（国土交通省）

※人口密度20人/ha未満

現状で用途地域内人口メッシュの半数以上が20～40人/haであり、大半が住居系用途地域として都市的生活が営まれている区域であるため、居住誘導区域から除外する人口密度の目安として20人/ha未満とした。

③災害リスクの高い区域の除外

【土砂災害】

都市計画運用指針において「定めない区域」とされている土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域を除外します。

また土砂災害警戒区域は、既に市街地にも指定されており、法令でも行為規制がないため防災対策を図りつつ、居住誘導区域に含めます。

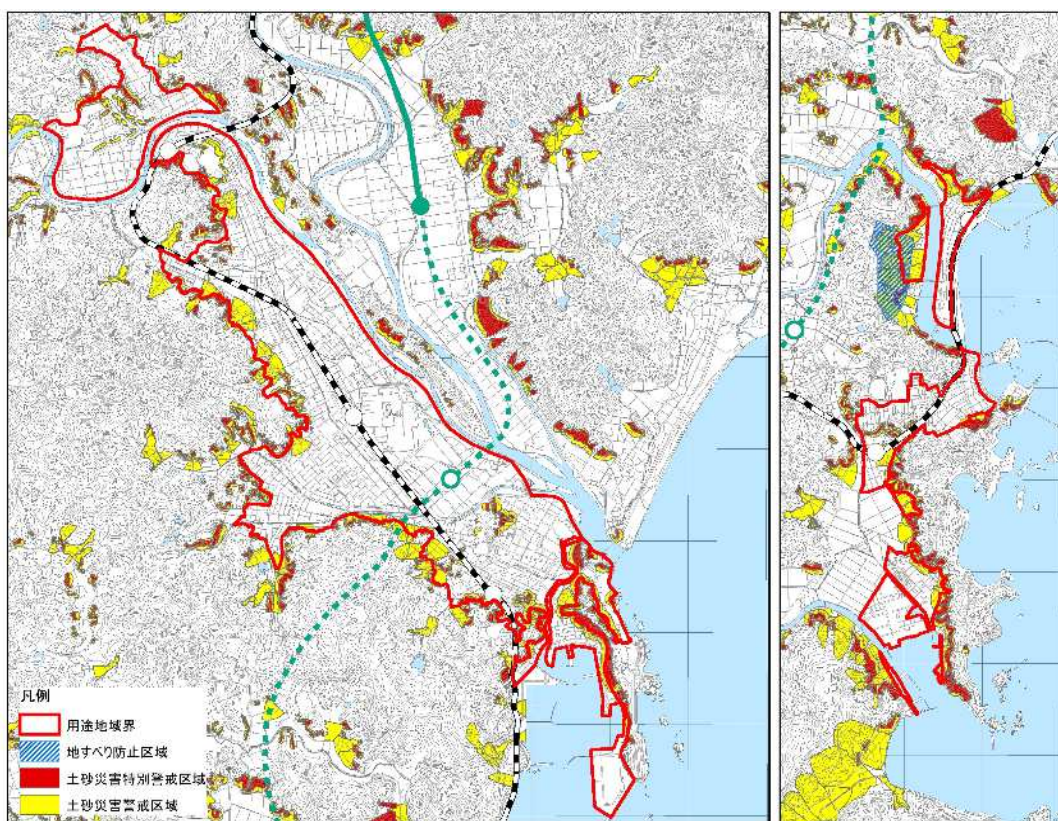


図5-6 土砂災害警戒区域・同特別警戒区域

資料：国土数値情報（国土交通省）

【洪水浸水】

洪水浸水は、想定最大規模の場合、災害リスクの高い浸水深3 m以上が用途地域内に存在するものの、概ね避難施設の徒歩圏内であり、計画規模の場合は存在しないことから、防災対策を図りつつ居住誘導区域に含めます。

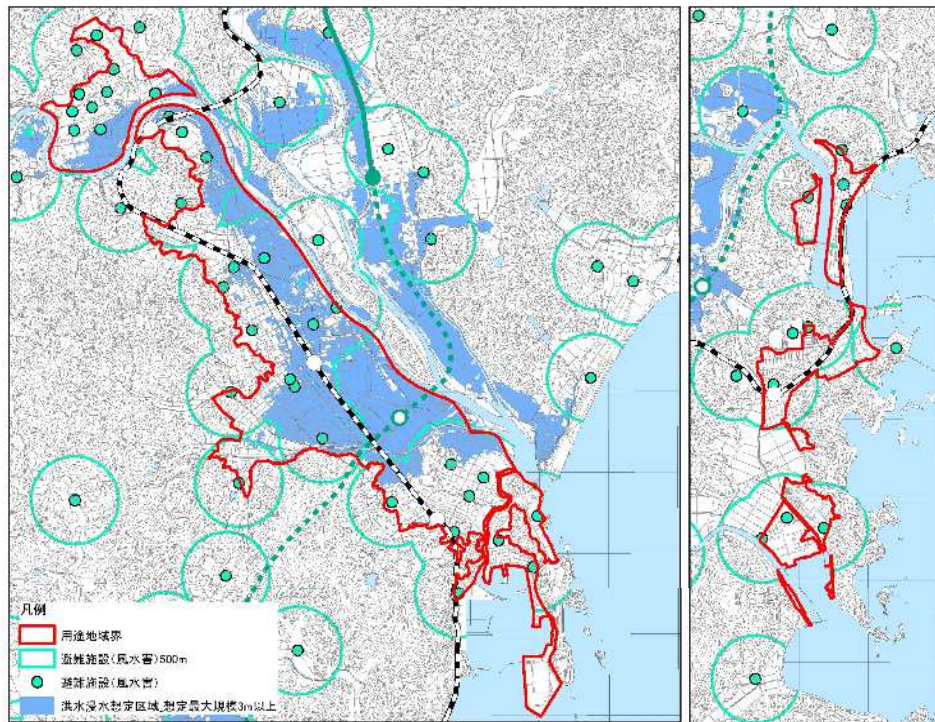


図5-7 洪水浸水想定区域（想定最大規模 浸水深3 m以上）

資料：洪水浸水想定区域は国土数値情報（国土交通省）、避難所は日南市地域防災計画

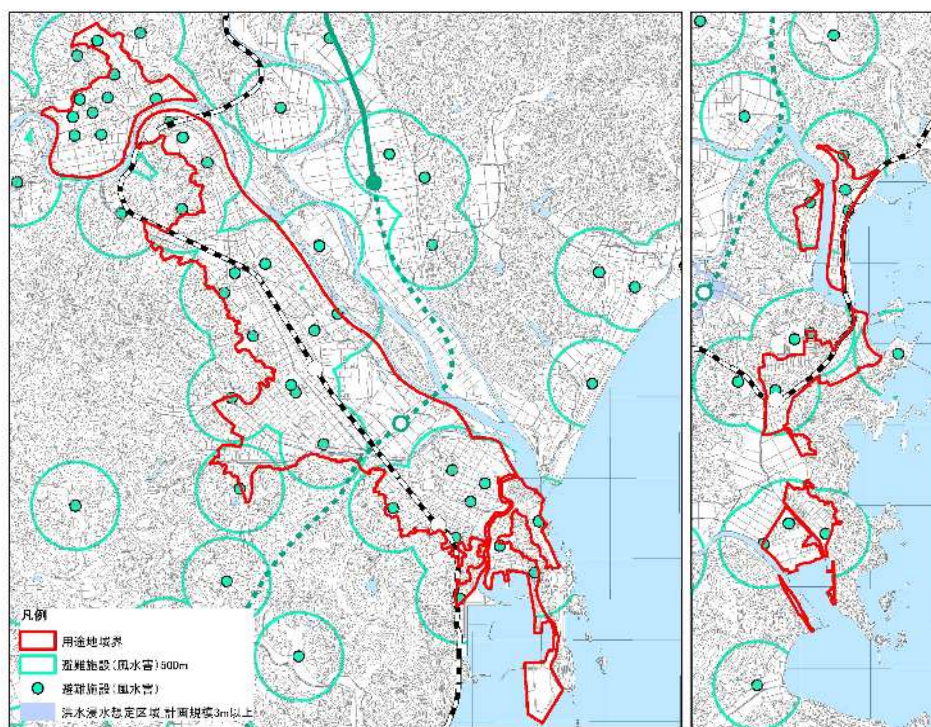


図5-8 洪水浸水想定区域（計画規模 浸水深3m以上）

資料：洪水浸水想定区域は国土数値情報（国土交通省）、避難所は日南市地域防災計画

家屋倒壊等氾濫想定区域は、氾濫流は飢肥地区など市街地でも想定されていますが、想定最大規模の発生頻度であることや、被災後も建築物の再建が可能であることから、防災対策を図りつつ居住誘導区域に含めます。

一方、河岸浸食は酒谷川や南郷川の沿川に想定されており、浸食により被災後の建築物の再建が難しいことから、居住誘導区域に含めません。

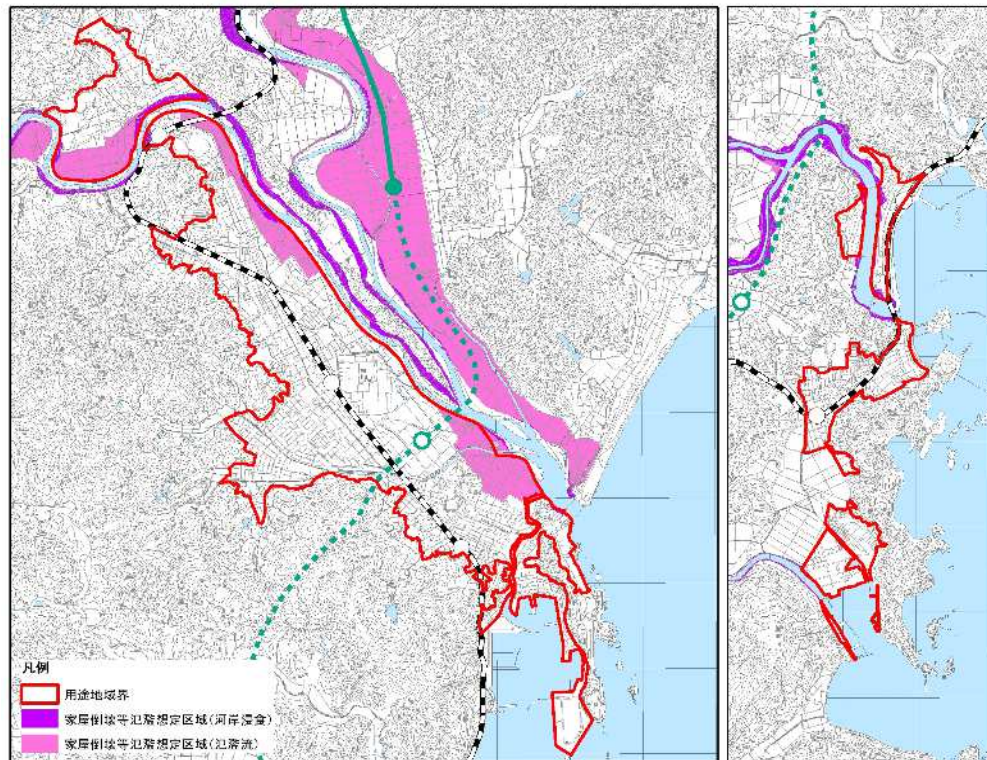


図5-9 家屋倒壊等氾濫危険区域

資料：国土数値情報（国土交通省）

【津波浸水】

津波浸水は、災害リスクの高い浸水深2 m以上が用途地域内に存在するものの、概ね避難施設の徒歩圏内であることから、津波浸水単独で除外要件とはせず、地区別の状況を総合的に判断して設定します。

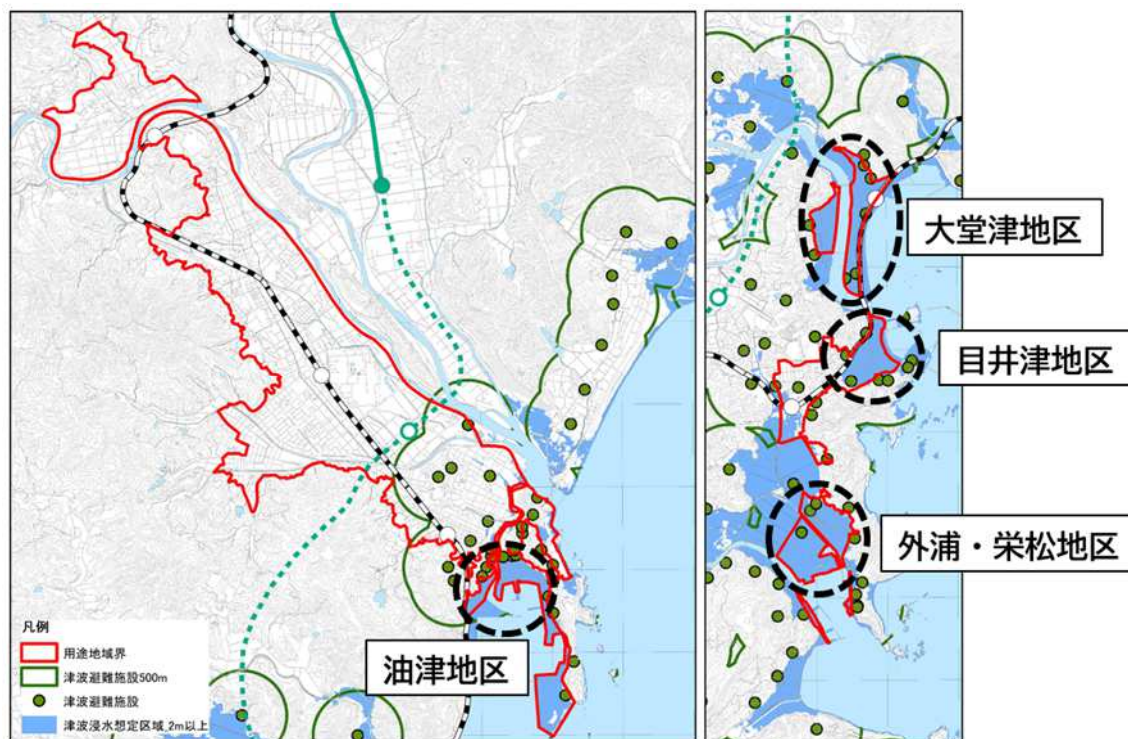


図5-10 津波浸水想定区域（浸水深2 m以上）

資料：国土数値情報（国土交通省）

④検討対象区域と一体の区域の検討

【二の丸、ロイヤルガーデン】

用途地域内と一体で開発された区域であり、人口密度が高く、商業、医療、高齢者福祉が利用圏内にあるなど、生活利便性が高い区域であることから、居住誘導区域に含めます。

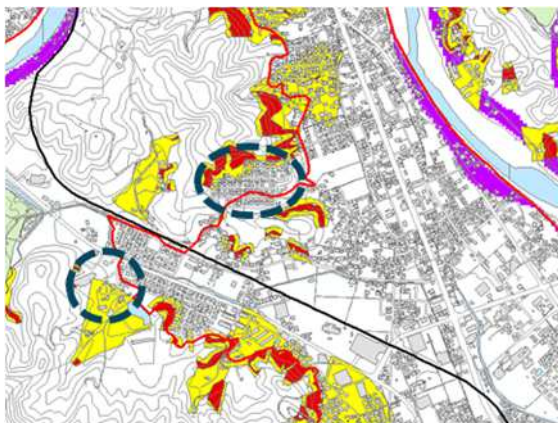


図5-11 農用地・災害

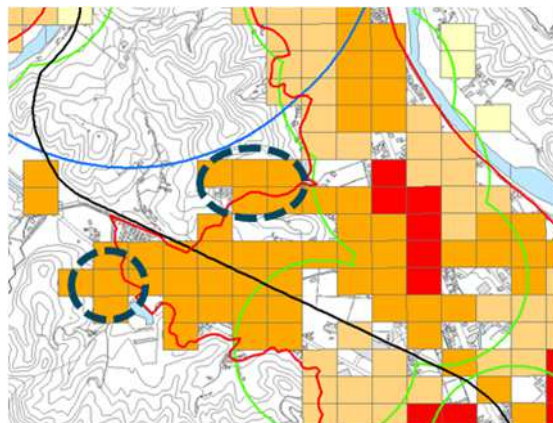


図5-12 人口、公共交通

【乙姫】

用途地域内と一体的な区域であり、人口密度が高く、公共交通、商業、医療、子育て、高齢者福祉が利用圏内にあるなど、生活利便性が高い区域であることから、居住誘導区域に含めます。

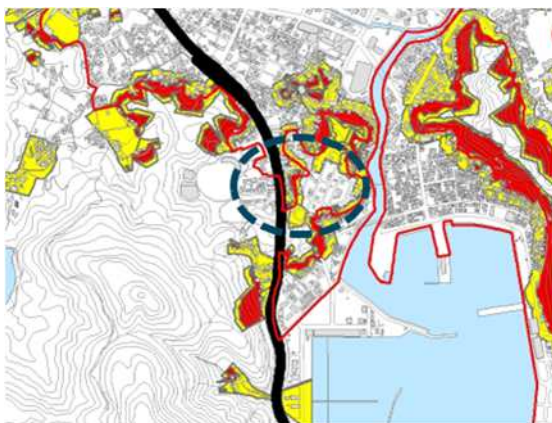


図5-13 農用地・災害

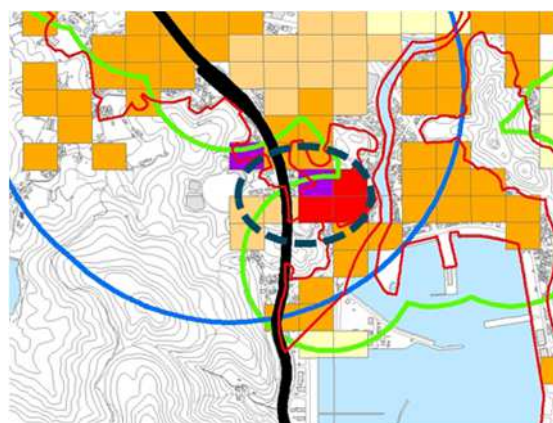


図5-14 人口、公共交通

【中央町（富屋）】

用途地域内であり、公共交通、商業、医療、子育てが利用圏内にあるなど、生活利便性が高い区域であることから、居住誘導区域に含めます。

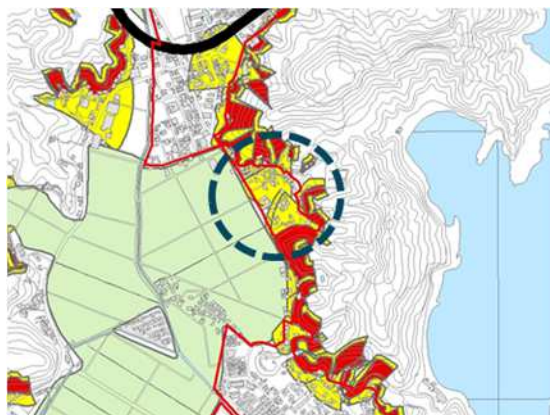


図5-15 農用地・災害

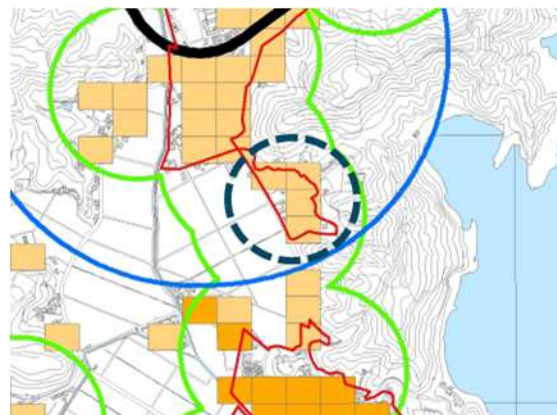


図5-16 人口、公共交通

4) 居住誘導区域の設定

各種条件より、居住誘導区域を以下の通り設定します。(878ha)

なお、宮崎県建築基準法施行条例で指定される災害危険区域は、居住誘導区域に含めません。

表5-2 居住誘導区域人口

年	人口	人口密度
2020 年（現状）	25,575 人	29.1 人/ha
2045 年（将来）	17,755 人	20.2 人/ha

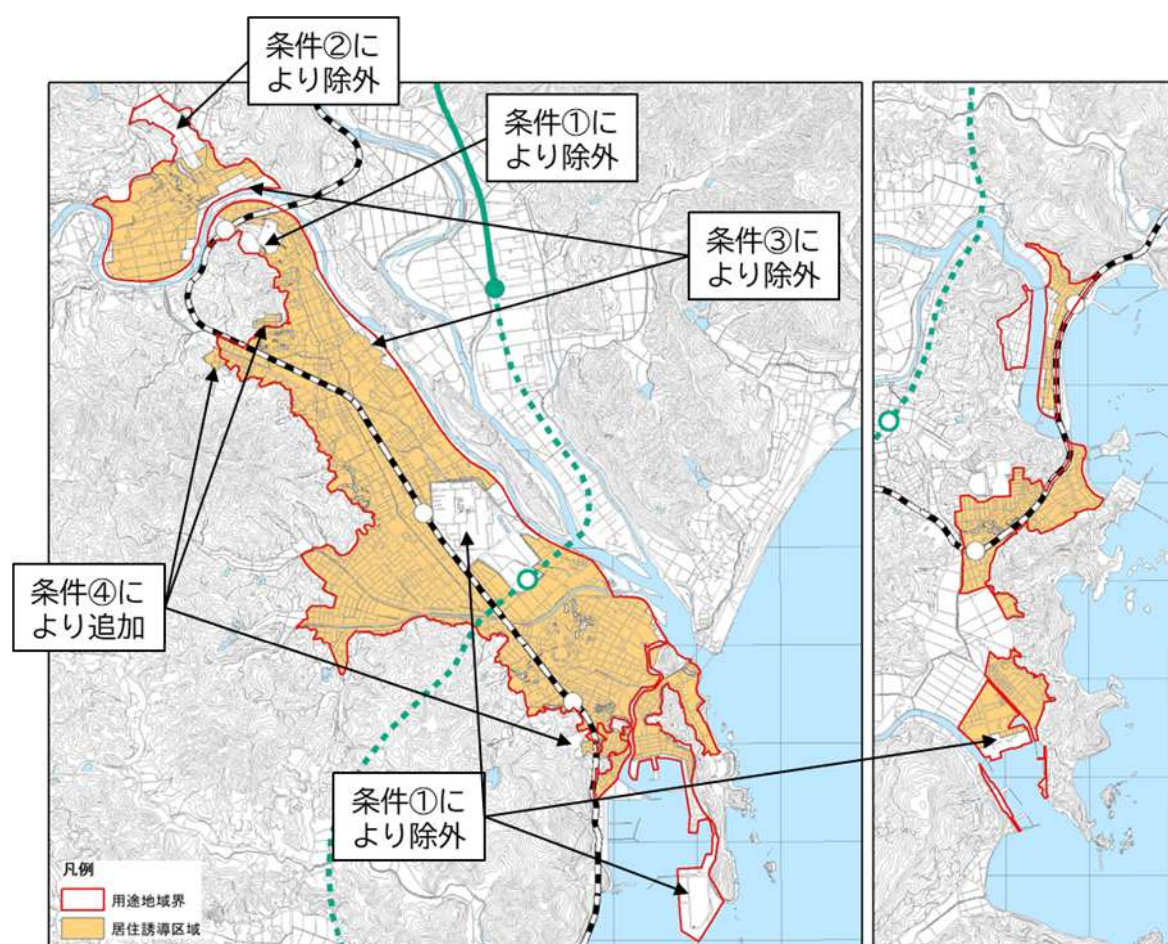


図5-17 居住誘導区域

第6章 都市機能誘導区域

1. 都市機能誘導区域とは

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

都市機能誘導区域は居住誘導区域の中に設定し、区域の数は、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定めます。

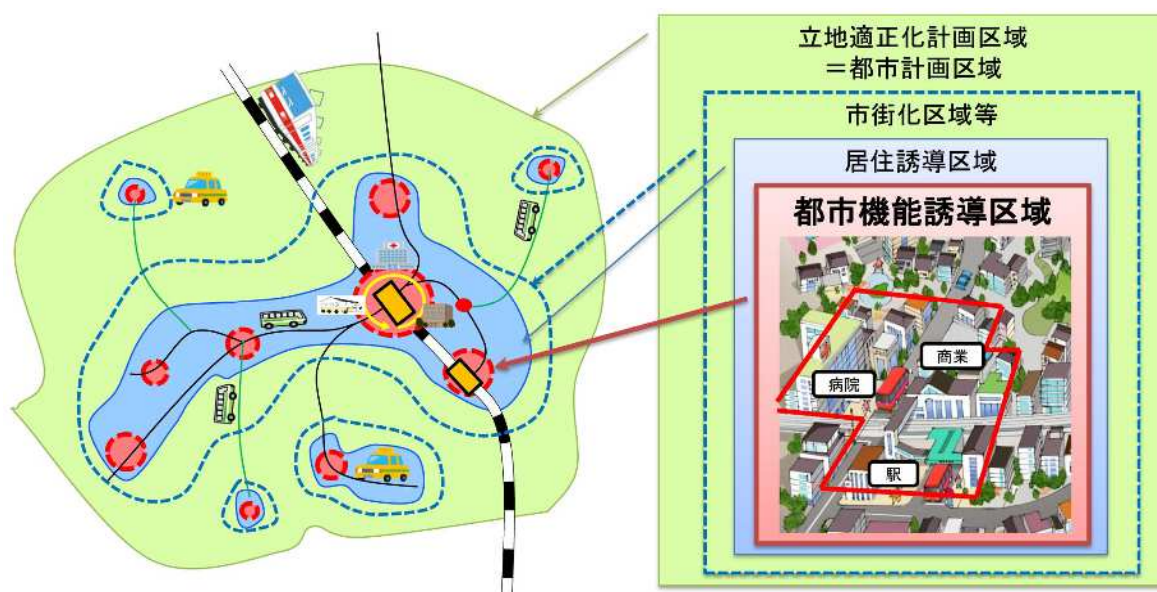


図6-1 都市機能誘導区域

資料：国土交通省

【対象区域】

考え方	対象区域
定めることが考えられる区域	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域 ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等 ・都市の拠点となるべき区域

2. 都市機能誘導区域の設定

1) 検討対象区域

検討対象区域は、前項で設定した居住誘導区域と同様です。

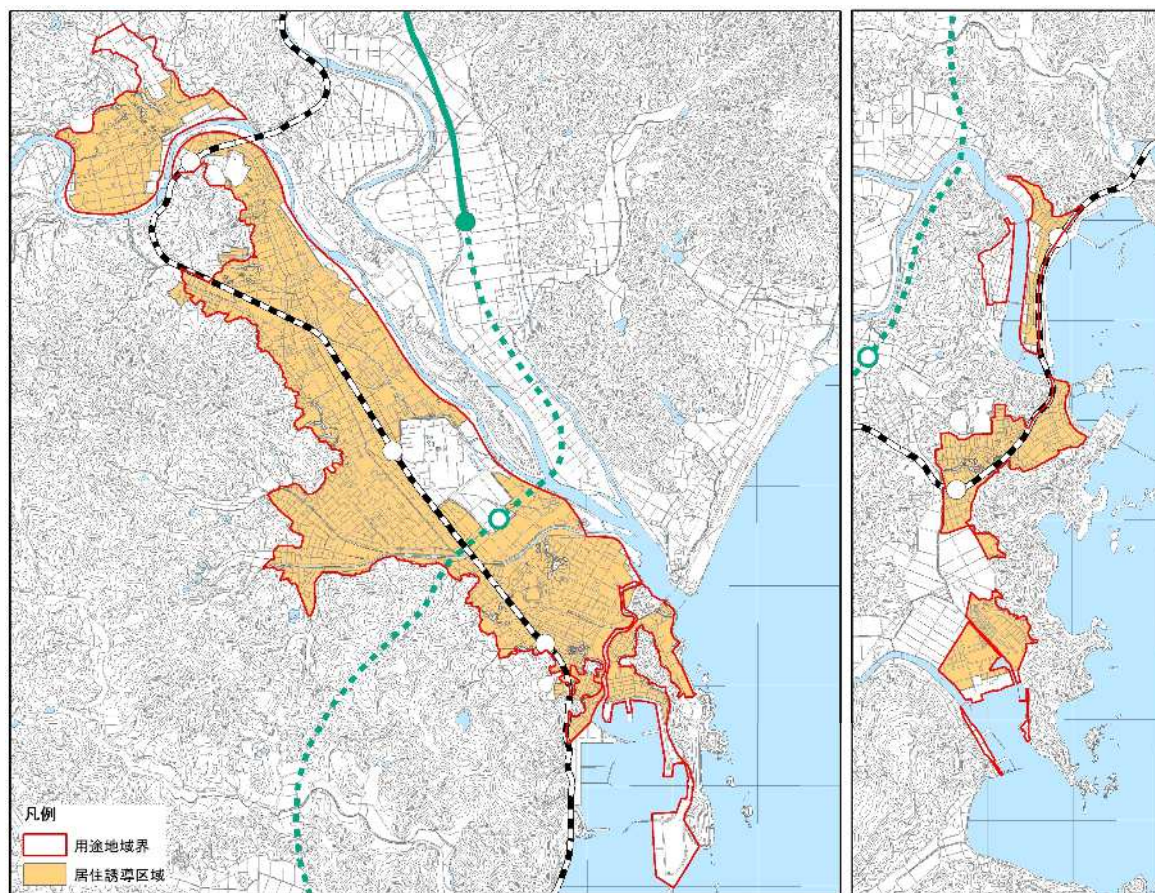


図6-2 居住誘導区域

2) 都市機能誘導区域の設定フロー

まちづくり目標に掲げた「拠点地域への都市機能の誘導」を実現するため、居住誘導区域の中から、以下の条件で都市機能誘導区域を設定します。

※工業地域は工業用地利用のされていない箇所のみを対象とします。

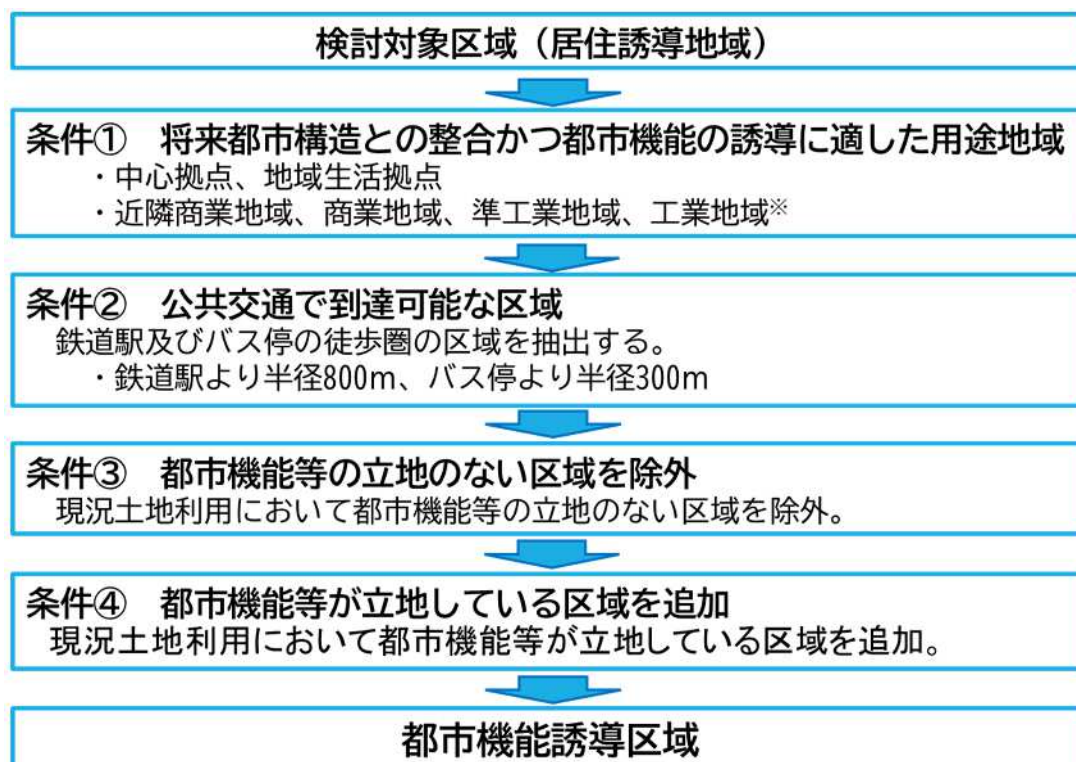


図6-3 都市機能誘導区域の設定フロー

3) 都市機能誘導区域の検討

①将来都市構造との整合かつ都市機能の誘導に適した用途地域

- ・ 将来都市構造との整合かつ都市機能の誘導に適した用途地域として、以下を抽出します。
 - － 中心拠点（日南駅・油津駅周辺）、地域生活拠点（飢肥駅周辺、南郷駅周辺）
 - － 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

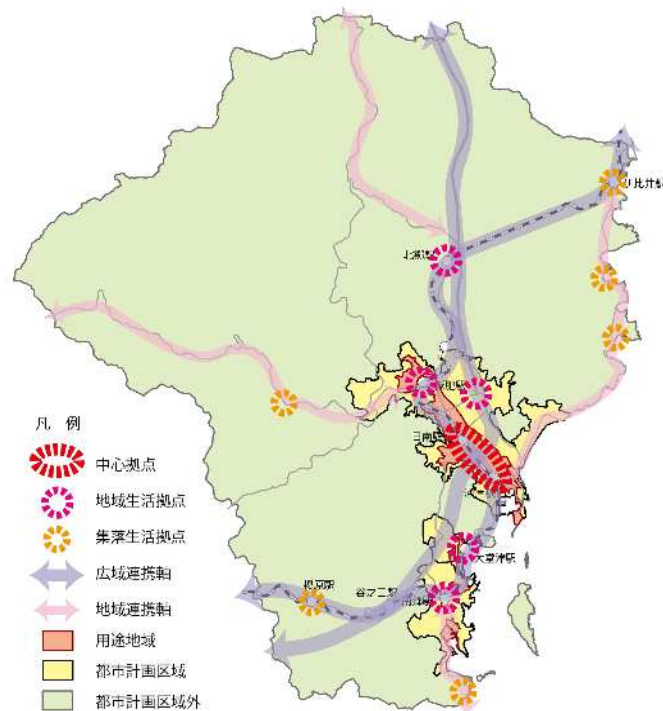


図6-4 将来都市構造図

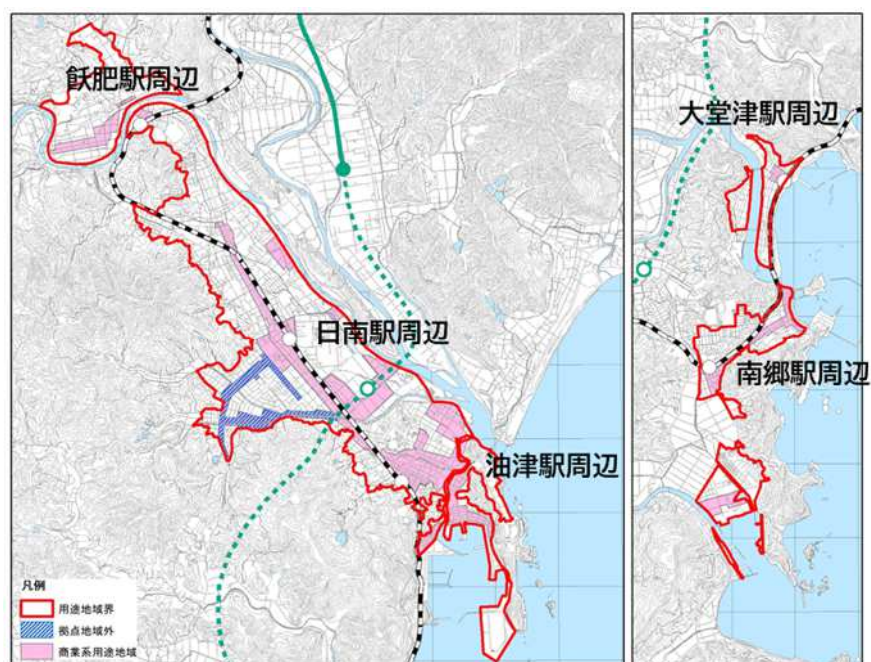


図6-5 用途地域

②公共交通で到達可能な区域

商業系用途地域のうち、公共交通で到達可能な区域（鉄道駅より半径800m、バス停より半径300m）を抽出します。

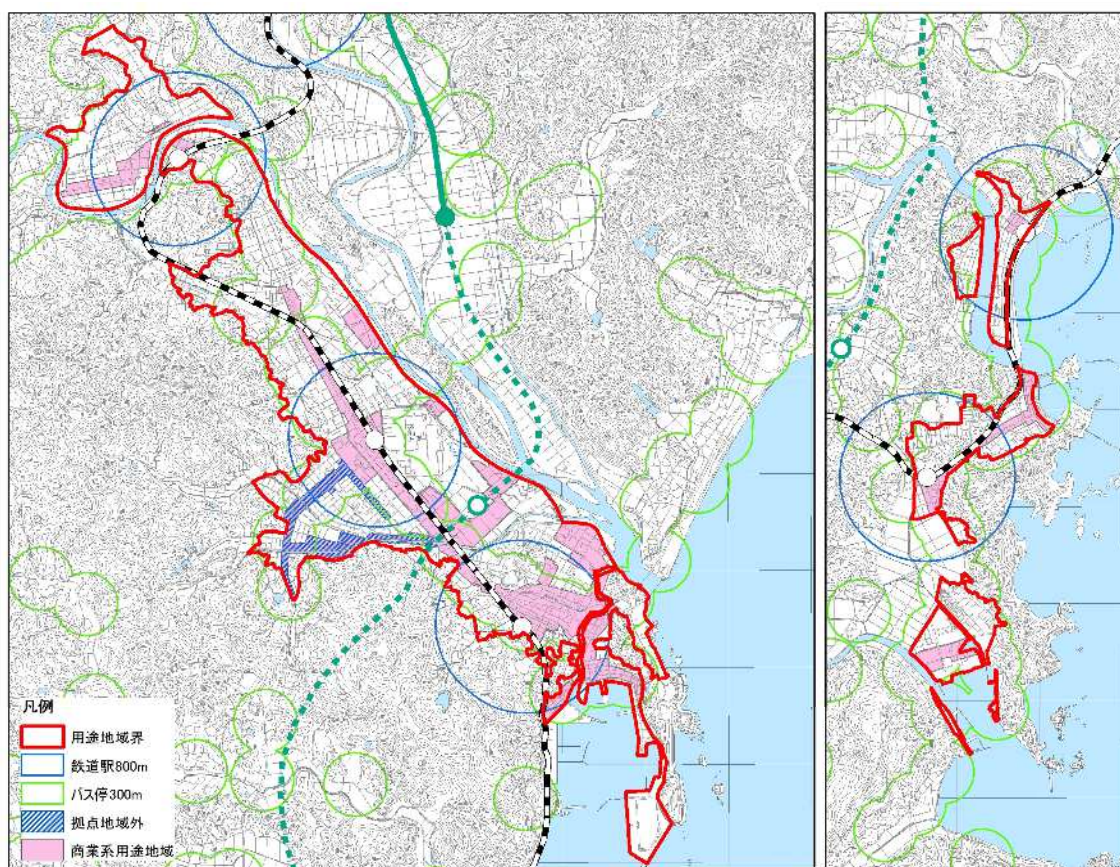


図6-6 商業系用途地域と公共交通利用圏

資料：国土数値情報（国土交通省）

③現況土地利用による除外

現況土地利用において、商業施設など都市機能の立地の少ない区域を除外します。

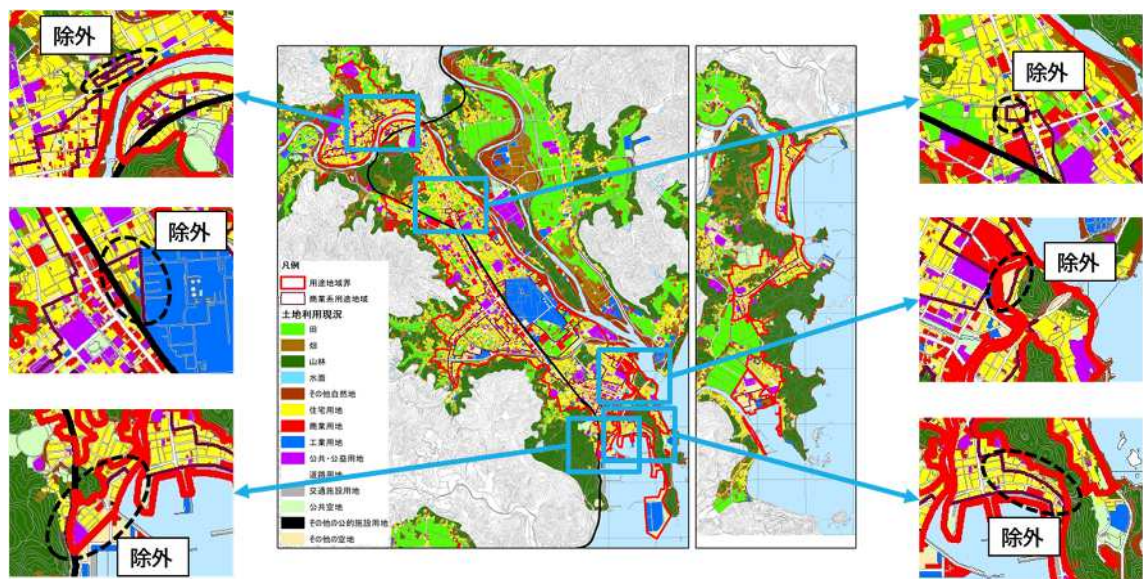


図6-7 除外区域

資料：都市計画基礎調査

④現況土地利用による追加

現況土地利用において、商業施設など都市機能が立地している区域を追加します。

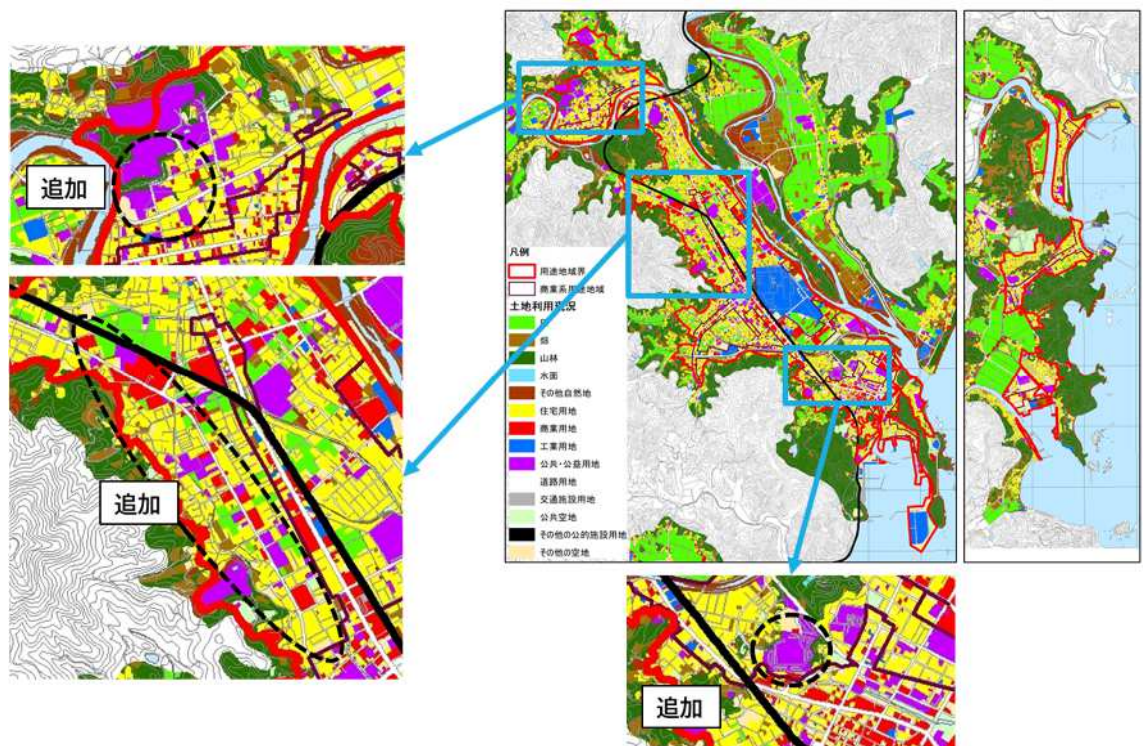


図6-8 追加区域

資料：都市計画基礎調査

4) 都市機能誘導区域の設定

前述の条件より抽出した都市機能誘導区域は以下の通りです（207ha）。

なお、宮崎県建築基準法施行条例で指定される災害危険区域は、都市機能誘導区域に含めません。

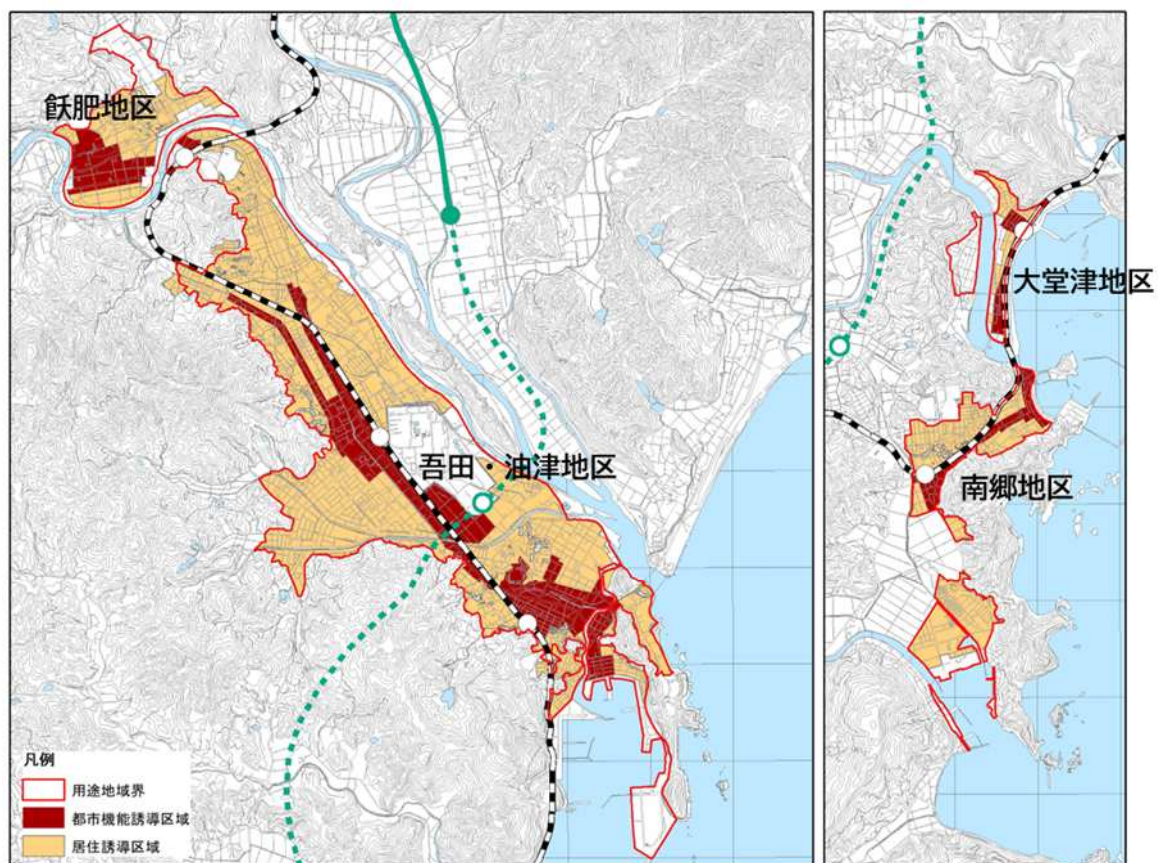


図6-9 都市機能誘導区域

表6-1 都市機能誘導区域人口

年	人口	人口密度
2020年（現状）	5,316人	25.7人/ha
2045年（将来）	3,472人	16.8人/ha

各都市機能誘導区域の考え方と誘導すべき機能は以下の通りです。

区域名	位置付け	区域の考え方	誘導すべき機能
吾田・油津地区	中心拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な都市機能が集積し、様々な都市活動が展開され、市民のための生活利便性が最も高い地区。 ・様々な交流の展開が可能な都市の中核機能を担う地区。 ・市全域から公共交通により到達ができる。 	商業・観光機能 医療・福祉機能 文化・集い機能 行政機能
飢肥地区	地域生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な商業、医療・福祉などの各都市機能が複数整った拠点。 ・文化・交流などの機能も持つ。 ・地域生活の中心となる地区。 ・近隣から公共交通により到達ができる。 	商業・観光機能 医療・福祉機能 文化・集い機能
大堂津地区	地域生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な商業、医療・福祉などの各都市機能が複数整った拠点。 ・広域的な医療機能も持つ。 ・地域生活の中心となる地区。 ・近隣から公共交通により到達ができる。 	商業・観光機能 医療・福祉機能
南郷地区	地域生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な商業、医療・福祉などの各都市機能が複数整った拠点。 ・地域生活の中心となる地区。 ・近隣から公共交通により到達ができる。 	商業・観光機能 医療・福祉機能 行政機能

第7章 誘導施設

1. 誘導施設とは

都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設のことです。

誘導施設が無い場合、都市機能誘導区域は設定できず、区域外で誘導施設の新築・改築や開発行為を行う場合は届出が必要です※。

また、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために誘導施設として定めることも考えられます。

※誘導施設を休止又は、廃止しようとする場合には市町村長への届出が義務付けられています。

表7-1 対象施設の例

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■中核的な行政機能 例. 本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティ等
子育て機能	■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇m ² 以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例. 病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例. 延床面積〇m ² 以上の診療所
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

88

資料：国土交通省

2. 誘導施設の設定

1) 誘導施設の考え方

現状で市民生活に身近な商業や医療などの生活サービス施設が用途地域内に広く立地することで生活利便性を確保していることから、誘導施設は市全域をサービス圏とする施設を中心に設定します。

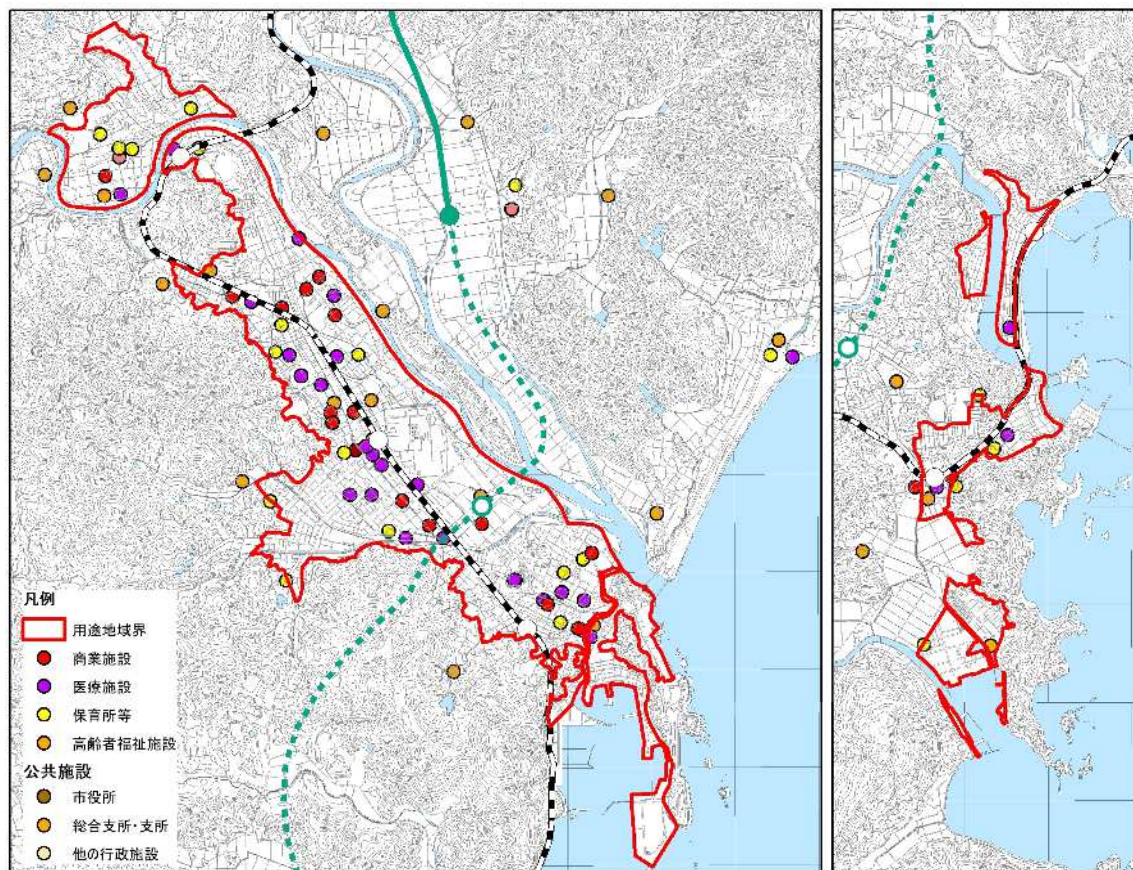


図 7-1 生活サービス施設の立地状況

2) 誘導施設の設定

市全域をサービス圏とする施設について、その立地状況を踏まえて大規模小売店舗、オフィス、救急告示病院、子育て支援センター、地域包括支援センター、文化センター、資料館、市役所本庁舎・総合支所を誘導施設とします。

表7-2 誘導施設の考え方

機能	施設	考え方	誘導施設
商業・観光拠点機能	大規模小売店舗	市の中核的な商業施設であり、拠点の中心性と集客力を維持する上で、拠点に立地することが望ましい施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●
	スーパーマーケット	市全体に広く分布し、市民が日常的に買い物等を行う施設であることから、誘導施設に位置付けない。	
	銀行等	コンビニエンスストアやATMといった金融機能を有する機能があることから誘導施設に位置付けない。	
	オフィス（情報サービス）	市として助成制度による誘致を図っており、若年者の流出防止や地域内の交流促進が期待されることから、誘導施設として位置づける。	●
	資料館	飢肥や油津の歴史資源であり、伝統文化の継承と観光交流を推進する施設として位置づける。	●
教育関連機能	小学校・中学校	市内に点在し、児童・生徒が日常的に通学を行う施設であることから、誘導施設に位置付けない。	
医療・福祉機能	救急告示病院	地域医療の拠点であり、健康な市民生活の基本となる施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●
	病院	一部が用途地域外に立地し、用途地域内への建替えの余地が少ないため誘導施設に位置付けない。	
	診療所	市全体に広く分布し、市民の身近な医療機関となる施設であることから、誘導施設に位置付けない。	
	子育て支援センター（併設施設を除く）	子育てに関する相談や交流、預かりとともに自由に利用できる子育て支援拠点であることから、誘導施設に位置づける。	●
	保育所・幼稚園	市全体に広く分布し、市民が日常的に通園や相談を行う施設であることから、誘導施設に位置付けない。	
	児童館		
	老人福祉センター	高齢者の健康増進等を担う施設だが、令和8年度に廃止予定のため誘導施設には位置付けない。	
	地域包括支援センター	高齢者福祉の中心として拠点に立地していることから、誘導施設に位置付ける。	●
文化・集い機能	通所施設・訪問施設	市全体に広く分布し、市民が日常的に通所や相談等を行う施設であることから、誘導施設に位置付けない。	
	文化センター	市全体の文化活動の中心的な拠点であることから、誘導施設に位置付ける。	●
	公民館	地域のコミュニティ活動や生涯学習を支える施設であるため、地域単位でのサービス提供が望まれる施設であることから、誘導施設に位置付けない。	
	図書館		
	資料館（再掲）	飢肥や油津の歴史資源であり、伝統文化の継承と観光交流を推進する施設として位置づける。	●
行政・その他公共機能	市役所本庁舎	全市民による利用が想定され、市の中心的な行政施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●
	総合支所	旧町単位の中心的な行政施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●
	出張所	都市計画区域外も含めて、市内各所の地域生活の拠点であることから、誘導施設に位置付けない。	

中心拠点、地域生活拠点の役割および現状の立地状況に基づき、区域別の誘導施設を以下の通り設定します。

表 7-3 誘導施設の設定

機能	施設	考え方	中心拠点	地域生活拠点		
			吾田・油津	飢肥	大堂津	南郷
商業、 観光拠点 機能	大規模小売店舗	市の中核的な商業施設であり、拠点の中心性と集客力を維持する上で、拠点に立地することが望ましい施設であることから、誘導施設に位置付ける。	● (1,000㎡以上)	● (500㎡以上)	● (500㎡以上)	● (500㎡以上)
	オフィス (情報サービス)	市として助成制度による誘致を図っており、若年者の流出防止や地域内の交流促進が期待されることから、誘導施設として位置づける。	●	●	●	●
	資料館	飢肥や油津の歴史資源であり、観光交流を推進する施設として位置づける。	●	●		
医療・ 福祉機能	救急告示病院	地域医療の拠点であり、健康な市民生活の基本となる施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●		●	
	子育て支援センター (併設施設を除く)	子育てに関する相談や交流、預かりとともに自由に利用できる子育て支援拠点であることから、誘導施設に位置づける。	●			
	地域包括支援センター	高齢者福祉の中心として拠点に立地していることから、誘導施設に位置付ける。	●	●		●
文化・ 集い機能	文化センター	市全体の文化活動の中心的な拠点であることから、誘導施設に位置付ける。	●			
	資料館（再掲）	飢肥や油津の歴史資源であり、観光交流を推進する施設として位置づける。	●	●		
行政・ その他 公共機能	市役所本庁舎	全市民による利用が想定され、市の中心的な行政施設であることから、誘導施設に位置付ける。	●			
	総合支所	旧町単位の中心的な行政施設であることから、誘導施設に位置付ける。				●

※大規模小売店舗の例：1,000㎡以上 コープ日南店、500～1,000㎡ スーパーとむら飢肥店

3) 都市計画区域外の拠点の考え方

都市マスでは、都市計画区域外にも地域生活拠点、集落生活拠点が設定されており、都市計画区域外でも日常生活に必要な各種都市機能を誘導します。

特に北郷駅周辺は、都市計画区域内の各拠点と同じく地域生活の中心となる地区のため、現状の立地状況も踏まえ、具体的に誘導すべき施設を示します。

【都市計画区域外の拠点とその考え方】

種別	拠点の考え方	地区名等
地域生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な商業、医療・福祉、文化・交流などの各都市機能が複数整った拠点。 ・地域生活の中心となる地区。 ・近隣から公共交通により到達できる。 	北郷駅周辺
集落生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的多くの住民が暮らす集落を対象に、日常生活の機能の維持を優先した地域コミュニティの拠点。 ・近隣から公共交通により到達ができる。 	伊比井、宮浦、鶴戸、酒谷、榎原、夫婦浦

【北郷駅周辺における誘導施設】

機能	施設
商業、観光拠点機能	大規模小売店舗（500㎡以上）
	オフィス（情報サービス）
医療・福祉機能	地域包括支援センター
行政・その他公共機能	総合支所

第8章 誘導施策

1. 誘導施策の設定方針

まちづくりの目標である「市民生活を支え、安心して住み続けられる日南型コンパクトシティの実現」を達成するため、立地の適正化に関する基本的な方針に沿って誘導施策を設定します（防災施策は防災指針に記載）。

立地の適正化に関する 基本的な方針	施策・誘導方針	
（都市機能） 市民生活の中心となる中心拠点や 地域生活拠点への都市機能の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の誘導による生活利便性の確保 ・観光交流機能の充実による地域の活性化 	   誘導施策
（居住） 都市と集落の持続的発展のための 居住の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・居住の誘導による持続可能な都市構造の構築 ・空き家、空き地など既存ストックの有効活用 ・既存集落地域の生活環境の維持 	
（公共交通） 日南型コンパクトシティを支える 公共交通網の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線的な公共交通の維持 ・身近な移動手段の確保と利便性向上 ・公共交通の充実 	
（防災） 災害リスクを考慮した市街地の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・より安全な地域への居住の誘導 ・総合的な防災施策の推進 	 防災指針

2. 誘導施策

【都市機能】

誘導方針	施策
都市機能の誘導による生活利便性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画に基づく届出制度の運用による都市機能の誘導 ・旧南郷町総合支所跡地利活用事業（南郷町地域振興センターや関係団体が入る庁舎棟整備） ・市内の生涯学習・社会教育施設や文化施設の適切な維持に向けた、機能の見直しや長寿命化、維持管理方法などの検討 ・災害医療関係機関である、災害拠点病院や医師会などとの相互連携の強化 ・国や県の地域医療構想等を踏まえた医療圏における公立病院（中部病院・県立日南病院）が担うべき機能や役割の明確化・最適化による連携の強化 ・介護人材の確保による介護現場及び地域包括ケアシステムの維持 ・子育て世代の包括的な支援を実施する拠点の充実
観光交流機能の充実による地域の活性化	<p>【既存資源の魅力向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史や自然、神話等の学び・体験プログラムの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ関連合宿の誘致や滞在プログラムの充実 ・日南市のなりわい、商店・商店街の魅力発信 ・宿泊施設、交通機関等の観光関連施設におけるプログラム開発 <p>【地域の魅力を最大限に引き出す観光ゾーニング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各観光ゾーンにおける拠点の整備と連携体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・地域巡りルートに対応した案内サインの充実 ・高速道路開通を視野に入れたモデルルートの提案 ・水辺利活用事業（花峯橋の復原整備、花峯橋を活用したイベント企画、体験型観光メニューの創設、水辺を活用した周遊戦略 等） ・油津歴史資料館整備（油津別館の有効活用、交流・飲食スペース整備、歴史資料等の収集・製作、展示 等） <p>【飫肥地区の歴史的町並み保全と活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日南市飫肥重要伝統的建造物群保存地区保存事業 ・飫肥地区景観計画に基づく民家修景事業 ・古民家活用事業 <p>【クルーズ船受入環境整備とおもてなし事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生によるおもてなし、地域体験型ツアー、クルーズ船周辺でのおもてなし

【居住】

誘導方針	施策
居住の誘導による持続可能な都市構造の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画に基づく届出制度の運用による居住の誘導 ・旧南郷町総合支所跡地利活用事業（市営住宅2棟整備） ・まちづくり等と連携した良好な居住環境を提供する公営住宅の整備 ・日南市公営住宅等長寿命化計画の見直しによる集約建替や用途廃止等の推進 ・油津IC開通後のまちづくりや東郷IC周辺の工業団地整備（移住支援金補助制度） ・宮崎県外から日南市へ移住して、「ふるさと宮崎人材バンク」（注釈）に求人情報を掲載している法人等に就業等をされた方に、最大200万円が支給される制度
空き家、空き地など既存ストックの有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・特定空き家等対策の推進による良好な住環境の保全
既存集落地域の生活環境の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者の受入支援による、UIJターンの促進 ・地域と多様に関わる「関係人口」の創出・拡大

【公共交通】

誘導方針	施策
幹線的な公共交通の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通体系の継続的な見直しによる利便性向上 ・交通事業者と連携した運転士確保による公共交通体系の維持 ・交通事業者や様々な団体と連携した公共交通の利用促進
身近な移動手段の確保と利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送資源の総動員による移動手段確保への取組の推進
公共交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生活実態に合わせた公共交通網の再構築 ・誰もが利用しやすい公共交通空間（待合室・案内表示等）の整備 ・公共交通利用者の増加に向けた利用促進策の実施 ・観光推進に寄与する公共交通の構築検討

第9章 防災指針

1. 防災指針とは

1) 防災指針とは

近年の自然災害の頻発・激甚化を背景に、まちづくりにおいても総合的な防災・減災対策を講じていくことが求められています。このため、令和2（2020）年に都市再生特別措置法が一部改正され、立地適正化計画に「防災指針」を定めることとなりました。

「都市計画運用指針」において、防災指針とは「居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるもの」とされています。

そこで、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置付けることとしています。



2) 防災指針の検討フロー

防災指針では、以下のフローに基づき、各種災害ハザード情報と人口・施設分布などの都市情報を重ね合わせによる災害リスク分析を踏まえて、災害リスクを回避・低減させる取組を検討します。

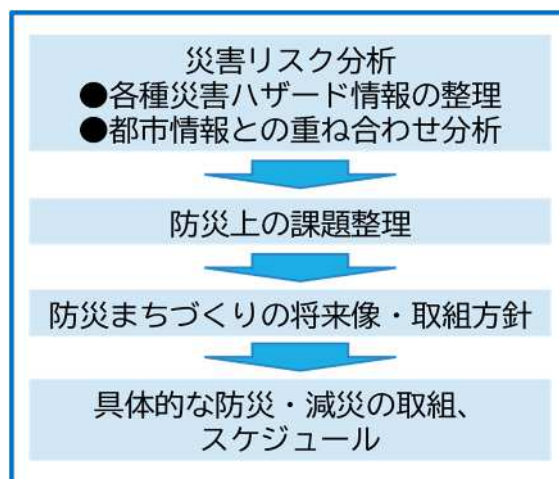


図9-1 防災指針の検討フロー

3) 災害リスク分析の方法

対象とする災害は、洪水（想定最大規模、計画規模）、内水、高潮、津波、土砂災害の5種類です。

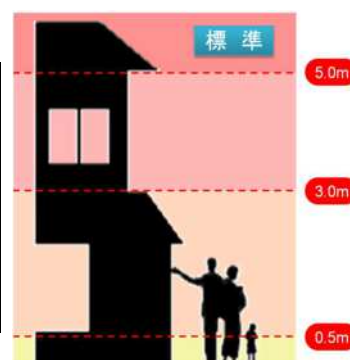
リスクの高さは、以下のとおり設定します。

	災害リスクの高いエリア	その他の災害リスクエリア
洪水浸水 内水浸水 高潮浸水	浸水深3.0m以上	浸水深0.5～3.0m
津波浸水	浸水深2.0m以上	浸水深2.0m未満
土砂災害	土砂災害時特別警戒区域 (レッドゾーン)	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)

【洪水、内水、高潮】

- ・ 浸水深さが3.0mを超えると一般的な2階建の建物では垂直避難が困難となる。
- ・ 浸水深は、0.5mを超えると床上浸水となるため、2階への避難が必要となる。

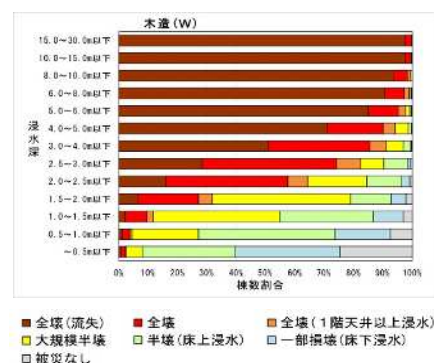
資料：水害ハザードマップ作成の手引き、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室／平成28年4月



【津波】

- ・ 木造建物が多い市街地での許容浸水深の目安として、「市街地（集落）の壊滅的被害をもたらさない浸水程度としては、安全で確実な避難が可能であることを確認した上で、概ね2.0m未満」とされている。

資料：「津波被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）」（平成24年4月 国交省都市局）



【土砂災害】

■土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害防止法において、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域」に指定されていることから、警戒情報に留意し水平避難が必要。

■土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害防止法において、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域」に指定されているものの、開発行為に対する制限等は為されていないことから、警戒情報に留意し水平避難が必要。

【重ね合わせデータ】

ハザード情報	都市情報	分析の視点
洪水浸水想定区域 (計画規模、 想定最大規模)	公共施設	避難施設としての活用
	医療・福祉施設	要配慮者の安全性
	避難施設と避難圏域	災害リスクの高いエリアでの避難可能性
内水浸水想定区域 (想定最大規模)	公共施設	避難施設としての活用
	医療・福祉施設	要配慮者の安全性
津波浸水想定区域 (想定最大規模)	公共施設	避難施設としての活用
	医療福祉施設	要配慮者の安全性
	避難施設と避難圏域	災害リスクの高いエリアでの避難可能性
高潮浸水想定区域	公共施設	避難施設としての活用
	医療・福祉施設	要配慮者の安全性
土砂災害特別警戒区 域、同警戒区域	公共施設	避難施設としての活用
	医療・福祉施設	要配慮者の安全性

【レッドゾーン・イエローゾーンと居住誘導区域】

区域	居住誘導区域	行為規制等	
レッドゾーン 住宅等の建築や 開発行為等の規制あり	●地すべり防止区域 (地すべり等防止法)	定めない (都市再生特別措置 法施行令第30条第 1項第2号)	地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 ※のり切り(長さ3m)、切土(直高2m)等
	●急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)	定めない (都市再生特別措置 法施行令第30条第 1項第3号)	急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。 ※のり切り(長さ3m)、切土(直高2m)等
	●土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	定めない (都市再生特別措置 法施行令第30条第 1項第4号)	特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。 ※制限用途：住宅(自己用除く)、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設
イエローゾーン 建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	●浸水想定区域(水防法) ●土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律) ●津波浸水想定(区域) (津波防災地域づくりに関する法律) ●都市浸水想定(区域) (特定都市河川浸水被害対策法)	総合的に勘案し、適切で無いと判断される場合は、原則として含まないこととすべき (都市計画運用指針)	なし

4) 災害リスク分析

【洪水（計画規模）×公共施設】

浸水想定区域内に公共施設は立地していません。

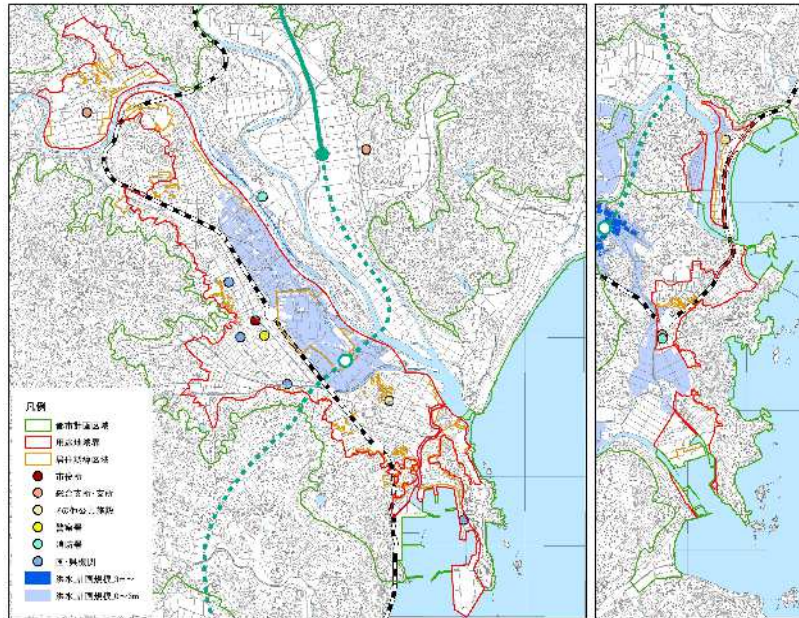


図9-2 洪水（計画規模）×公共施設

【洪水（想定最大規模）×公共施設】

市役所、総合支所・支所、警察署、国・県機関が浸水深3 m以上の区域に立地しており、洪水時の機能維持対策が求められます。

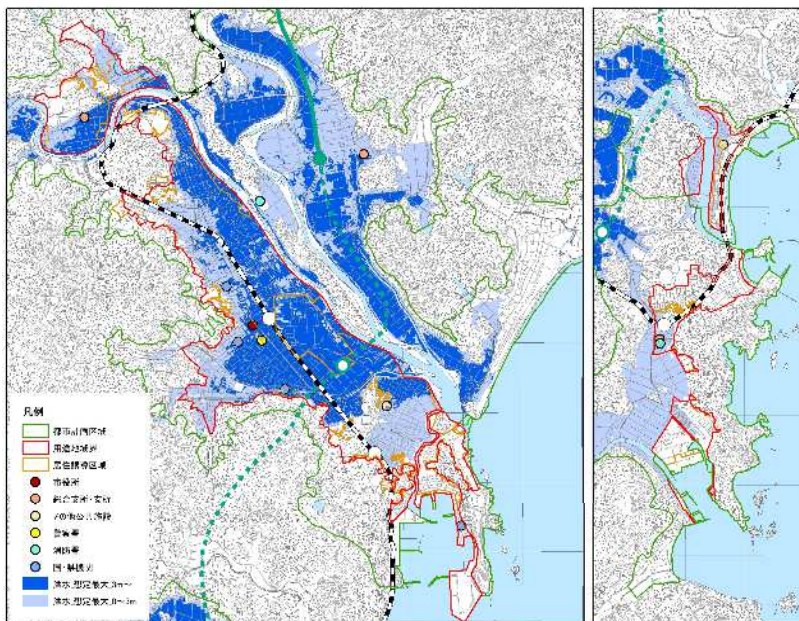


図9-3 洪水（想定最大規模）×公共施設

※資料 洪水：国土数値情報（国土交通省）、公共施設：国土数値情報（国土交通省）

【高潮浸水想定区域×公共施設】

総合支所・支所、その他公共施設、消防署・出張所、国・県機関が浸水想定区域内に立地しており、高潮時の機能維持対策が求められます。

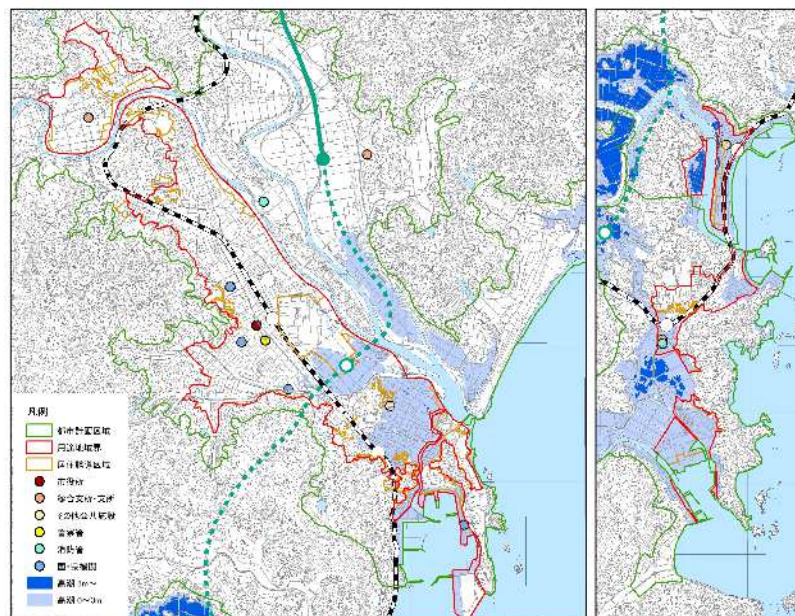


図9-6 高潮浸水想定区域×公共施設

※資料 高潮：国土数値情報（国土交通省）、公共施設：国土数値情報（国土交通省）

【津波浸水想定区域×公共施設】

総合支所・支所、その他公共施設、消防署・出張所、国・県機関が浸水想定区域内に立地しており、津波時の機能維持対策が求められます。

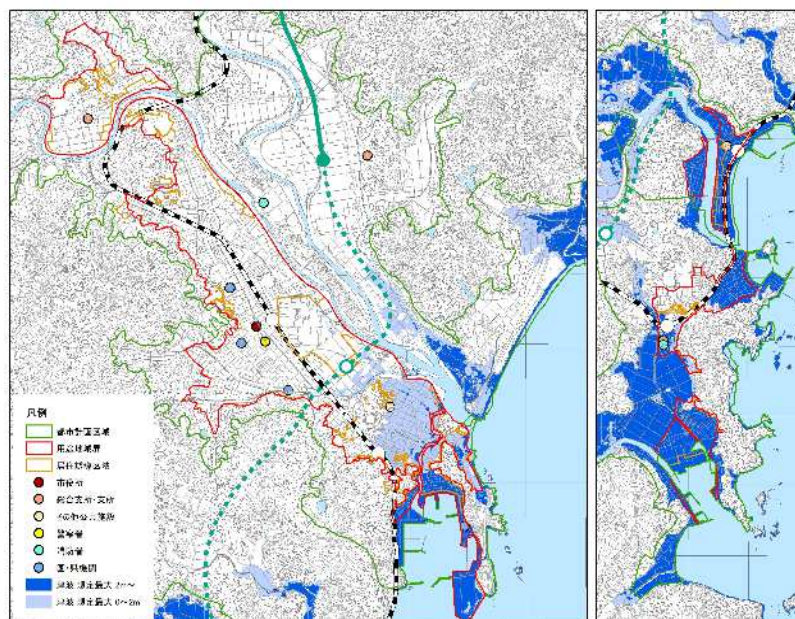


図9-7 津波浸水想定区域×公共施設

※資料 津波：国土数値情報（国土交通省）、公共施設：国土数値情報（国土交通省）

【洪水（計画規模）×医療福祉施設】

医療施設、高齢者福祉施設とも、0～3mの浸水想定区域内に立地しており、洪水時の要配慮者の避難対策が求められます。

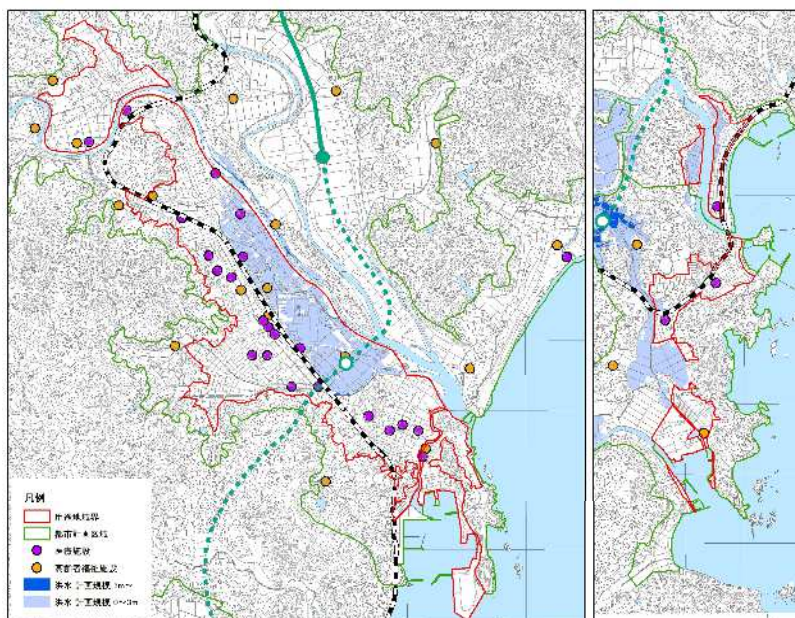


図9-9 洪水（計画規模）×医療福祉施設

※資料 洪水：国土数値情報（国土交通省）、医療福祉施設：国土数値情報（国土交通省）

【洪水（想定最大規模）×医療福祉施設】

医療施設、高齢者福祉施設とも、3m以上の浸水想定区域内に立地しており、洪水時の要配慮者の避難対策が求められます。

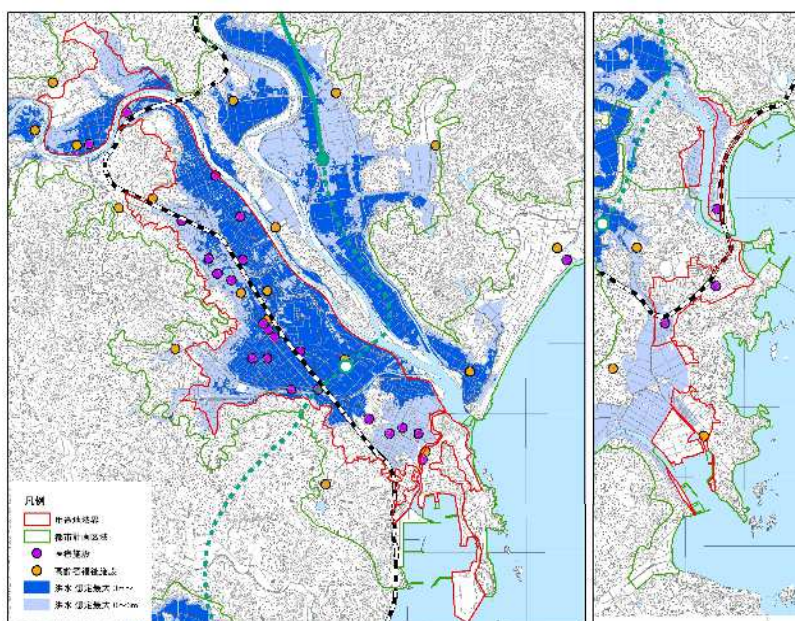


図9-10 洪水（想定最大規模）×医療福祉施設

※資料 洪水：国土数値情報（国土交通省）、医療福祉施設：国土数値情報（国土交通省）

【家屋倒壊等氾濫想定区域×医療福祉施設】

医療施設、高齢者福祉施設とも、区域内に立地しており、洪水時の要配慮者の避難対策が求められます。

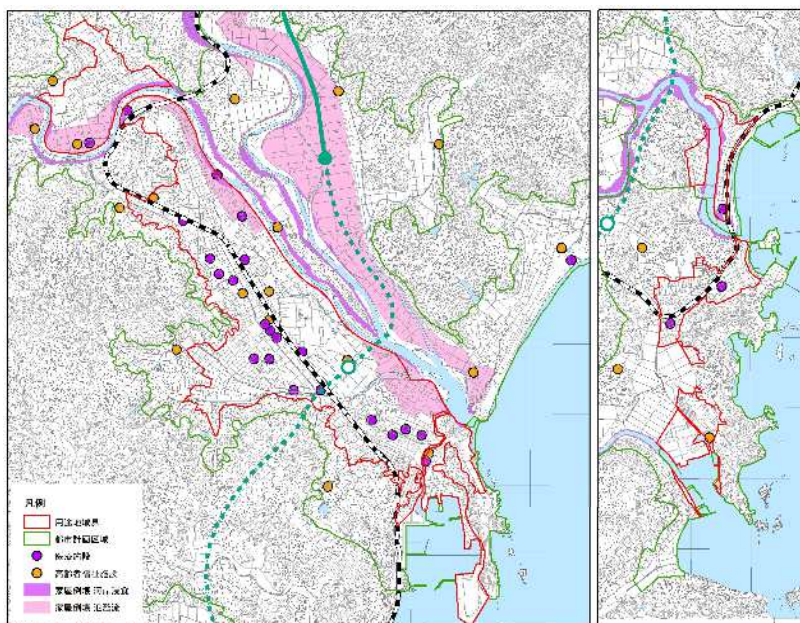


図9-11 家屋倒壊等氾濫想定区域×医療福祉施設

※資料 洪水：国土数値情報（国土交通省）、医療福祉施設：国土数値情報（国土交通省）

【内水浸水想定区域×医療福祉施設】

医療施設、高齢者福祉施設とも、0～3mの浸水想定区域内に立地しており、内水時の要配慮者の避難対策が求められます。

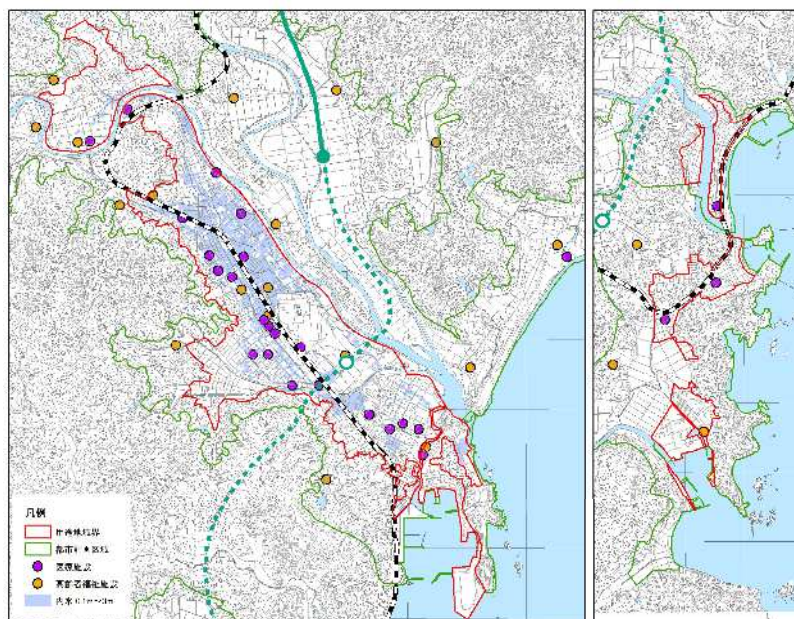


図9-12 内水浸水想定区域×医療福祉施設

※資料 内水：日南市、医療福祉施設：国土数値情報（国土交通省）

【高潮浸水想定区域×医療福祉施設】

医療施設、高齢者福祉施設とも、0～3mの浸水想定区域内に立地しており、高潮時の要配慮者の避難対策が求められます。

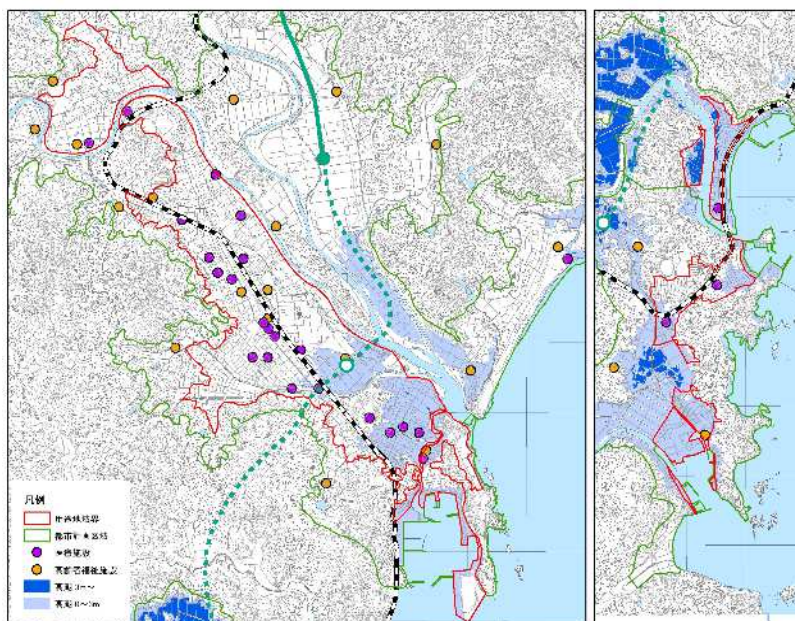


図9-13 高潮浸水想定区域×医療福祉施設

※資料 高潮：国土数値情報（国土交通省）、医療福祉施設：国土数値情報（国土交通省）

【津波浸水想定区域×医療福祉施設】

医療施設、高齢者福祉施設とも、2m以上の浸水想定区域内に立地しており、津波時の要配慮者の避難対策が求められます。

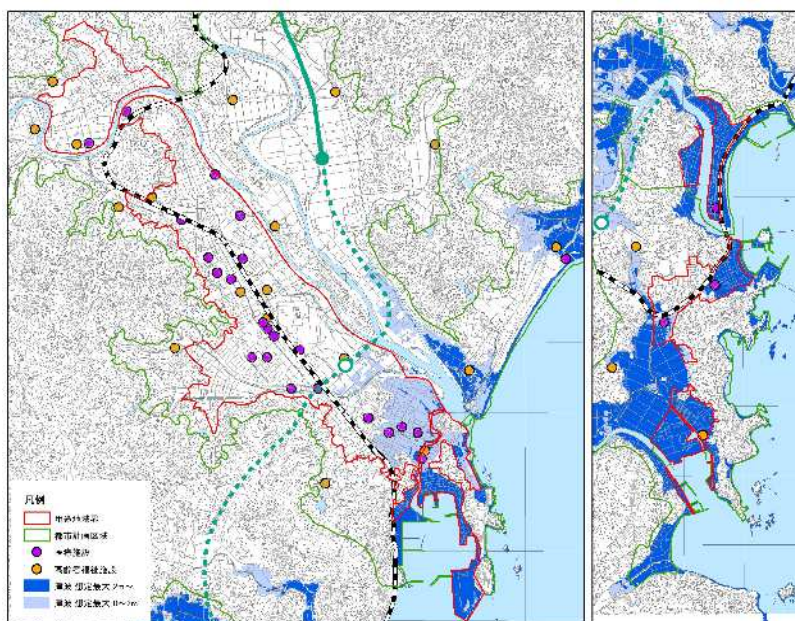


図9-14 津波浸水想定区域×医療福祉施設

※資料 津波：国土数値情報（国土交通省）、医療福祉施設：国土数値情報（国土交通省）

【土砂災害警戒区域×医療福祉施設】

土砂災害特別警戒区域内に医療施設、高齢者福祉施設とも立地していません。

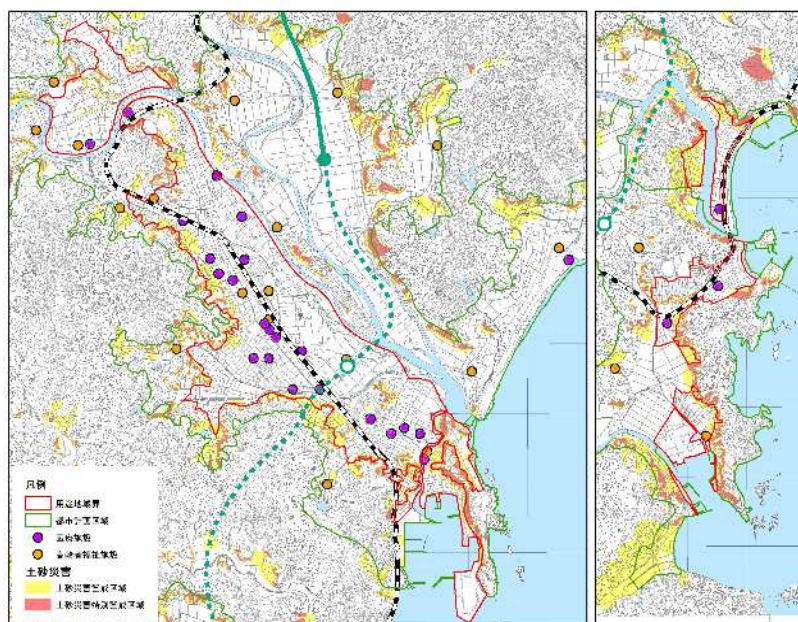


図9-15 土砂災害警戒区域×医療福祉施設

※資料 土砂災害：国土数値情報（国土交通省）、医療福祉施設：国土数値情報（国土交通省）

【洪水（計画規模）×避難施設】

風水害避難施設が0～3mの浸水想定区域内に立地しており、適切な避難誘導が求められます。

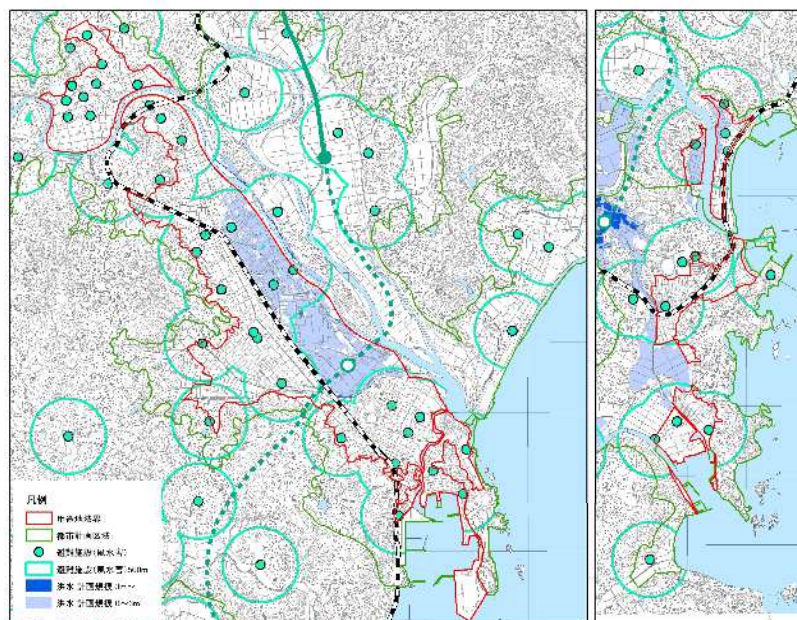


図9-16 洪水（計画規模）×避難施設

※資料 洪水：国土数値情報（国土交通省）、避難施設：地域防災計画

【洪水（想定最大規模）×避難施設】

風水害避難施設が3m以上の浸水想定区域内に立地しており、適切な避難誘導が求められます。

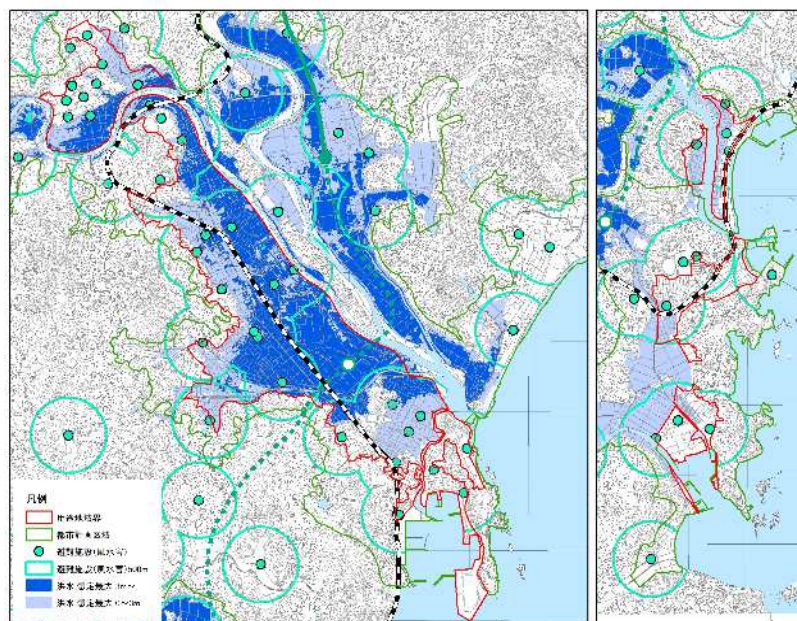


図9-17 洪水（想定最大規模）×避難施設

※資料 洪水：国土数値情報（国土交通省）、避難施設：地域防災計画

【津波浸水想定区域×避難施設】

津波避難施設が2 m以上の浸水想定区域内に立地しており、適切な避難誘導が求められます。

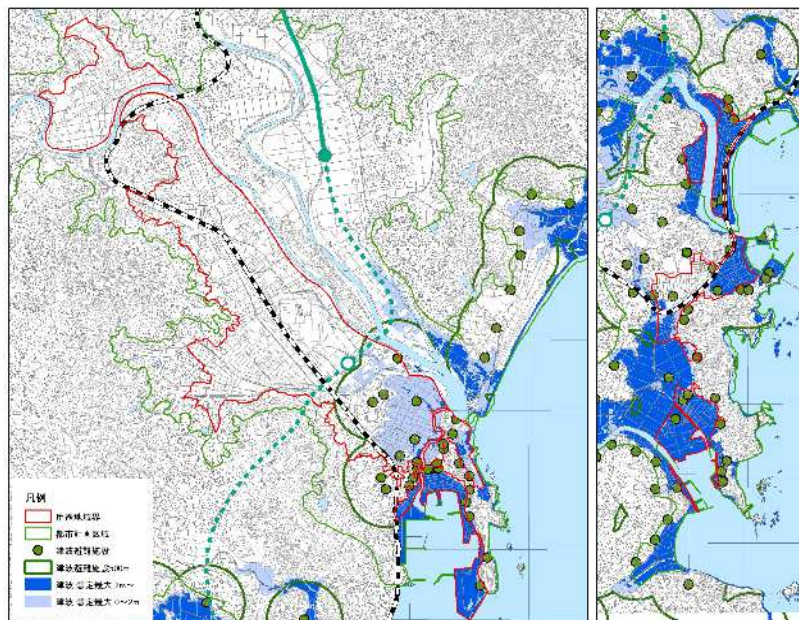


図9-18 津波浸水想定区域×避難施設

※資料 津波：国土数値情報（国土交通省）、避難施設：地域防災計画

2. 災害リスクと課題まとめ

ハザード		分析結果
洪水	洪水 (計画規模)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設、高齢者福祉施設とも、0～3mの浸水想定区域内に立地しており、洪水時の要配慮者の避難対策が求められる。 ・風水害避難施設が0～3mの浸水想定区域内に立地しており、適切な避難誘導が求められる。
	洪水 (想定最大規模)	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所、総合支所・支所、警察署、国・県機関が浸水深3m以上の区域に立地しており、洪水時の機能維持対策が求められる。 ・医療施設、高齢者福祉施設とも、3m以上の浸水想定区域内に立地しており、洪水時の要配慮者の避難対策が求められる。 ・風水害避難施設が3m以上の浸水想定区域内に立地しており、適切な避難誘導が求められる。
	家屋倒壊等 氾濫想定 区域	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署が区域内に立地しており、洪水時の河岸浸食対策が求められる。 ・医療施設、高齢者福祉施設とも、区域内に立地しており、洪水時の要配慮者の避難対策が求められる。
内水	内水浸水 想定区域	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所、警察署が浸水想定区域内に立地しており、内水時の機能維持対策が求められる。 ・医療施設、高齢者福祉施設とも、0～3mの浸水想定区域内に立地しており、内水時の要配慮者の避難対策が求められる。
高潮	高潮浸水 想定区域	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支所・支所、その他公共施設、消防署・出張所、国・県機関が浸水想定区域内に立地しており、高潮時の機能維持対策が求められる。 ・医療施設、高齢者福祉施設とも、0～3mの浸水想定区域内に立地しており、高潮時の要配慮者の避難対策が求められる。
津波	津波浸水 想定区域	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支所・支所、その他公共施設、消防署・出張所、国・県機関が浸水想定区域内に立地しており、津波時の機能維持対策が求められる。 ・医療施設、高齢者福祉施設とも、2m以上の浸水想定区域内に立地しており、津波時の要配慮者の避難対策が求められる。 ・津波避難施設が2m以上の浸水想定区域内に立地しており、適切な避難誘導が求められる。
土砂災害	土砂災害 警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域内に医療施設、高齢者福祉施設とも立地していない。

- ・公共施設は、洪水、内水、高潮、津波のリスクがあり、災害時に避難や復旧拠点として機能できるような対策が必要。
- ・医療・福祉施設は、洪水、内水、高潮、津波のリスクがあり、災害時の要配慮者の垂直または水平避難の適切な誘導が求められる。
- ・避難施設は、洪水、津波浸水想定区域内に多数立地しており、避難機能の確保と適切な誘導が求められる。

3. 防災まちづくりの将来像・取組方針

立地の適正化に関する基本的な方針に沿って、以下の通り将来像を設定します。

また、取組方針は、災害リスクの「回避」と「低減」の考え方を組み合わせ、総合的に防災・減災を図るための取組の方針を整理します。

1) 防災まちづくりの将来像

災害リスクを考慮した市街地の安全対策

港や沿岸部で津波浸水や市街地周辺での洪水浸水や土砂災害等のリスクが存在することから、災害リスクの回避、低減策を図り、安心して住み続けられる市街地を形成します。

2) 防災まちづくりの取組み方針

災害リスクの回避

- ・ 港湾部の護岸整備や河川改修などにより、津波や洪水被害の回避を図ります。
- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）は、災害リスクの高いエリアとして、居住誘導区域から除外し、安全なエリアへの緩やかな誘導を図ります。あわせて、土砂災害の危険性のある区域についても移転等を促します。

災害リスクの低減

- ・ 洪水浸水想定区域や津波浸水想定区域は、居住誘導区域に含め、各種危機管理事案に即応できる体制の整備や災害リスクの周知等の防災対策の充実などの災害リスクの低減を図ります。
- ・ 土砂災害危険箇所に対する各種事業を推進します。
- ・ 要配慮者対策としての避難誘導計画や災害時のための交通インフラの確保などを推進します。

4. 防災・減災の取組とスケジュール

防災まちづくりの将来像・取組方針にもとづき、災害リスクごとに実施する取組とスケジュールを以下に示します。

※短期：概ね5年以内、中期：概ね5～10年以内、長期：概ね20年以内

表9-1 防災・減災の取組とスケジュール①

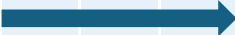
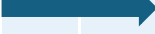
種別	分野	施策	実施主体	短期	中期	長期
回避	洪水	・立地適正化計画に基づく届出制度の運用による災害リスクの低い区域への居住の誘導。	市			
		(広渡川、酒谷川の河川改修) ・広渡川本川の広渡橋から郷之原井堰までの区間並びに酒谷川の広渡川合流点からJR鉄道橋までの区間、戸高川の酒谷川合流点から放水路分岐までの区間、その他支川(益安川、福谷川、内之野川、恵良川、赤岩川、谷之城川、猪八重川)の広渡川本川の水位の影響を受ける区間については、設定した規模の洪水に対して家屋の浸水を防止するため、築堤及び掘削を実施する。	県			
	津波	(港湾の地震・津波対策) ・I1津波(比較的発生頻度の高い津波)対策が必要な港湾施設の整備を要望していく。	県			
		(細田川の高潮、地震・津波対策) ・細田川における南海トラフを震源とした地震及びレベル1津波対策は、津波遡上区間を施工対象範囲とし、樋門の自動閉鎖化や堤防の嵩上げ、液状化対策などのうち、効果の高いものについて実施する。また、津波対策と高潮対策を総合的に検討し、必要な対策を実施する。	県			
		(油津港海岸の護岸整備) ・護岸の整備を行い、津波による浸水被害を防止する。	県			
		(油津漁港海岸の護岸(水門等)整備) ・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震化等を図り、津波による浸水被害を防止する。	県			
		(目井津漁港海岸の護岸整備) ・護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	県			
		(外浦港海岸の護岸整備) ・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	県			
		(外浦地区海岸の護岸(水門等)の改良) ・水門等の改良及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	県			
	土砂	・土砂災害防止法第26条に基づく「移転等の勧告」を活用する。	県・市			

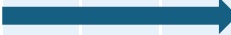
表9-2 防災・減災の取組とスケジュール②

種別	分野	施策	実施主体	短期	中期	長期
低減	土砂	(土砂災害危険箇所対策) ・発災時に避難が円滑に行われるように、土砂災害警戒区域等の指定に合わせ、ハザードマップを随時見直す。 ・土砂災害対策については、主要道路及び住宅密集地、要配慮者施設など優先的に整備を推進する。 ・土砂災害対策事業を推進する（急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等）。	県・市			
		(総合的な治水対策) ・2級河川の整備については、これまで通り、日南市県道河川整備促進既成同盟会により、行政及び市民が一体となって県に整備促進を要望していく。 ・市が管理する普通河川については、自治会等の要望等を踏まえ、土砂掘削など適切な維持管理を図っていくとともに、簡易な維持管理については、周辺住民が行えるような仕組みづくりを検討していく。	県・市・市民			
	洪水	(特定都市河川（戸高川流域）) ・戸高川流域内において雨水浸透阻害行為（1,000㎡以上）を行う際には、宮崎県知事の許可が必要。 ・許可にあたっては、技術的基準に従った雨水の流出抑制対策（透水性舗装、浸透ますなど）が必要。	県・事業者			
		(流域治水とグリーンインフラの連携) ・自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラを取り入れた流域治水に取り組んでいく。 ・流域の風土・歴史・文化を踏まえて、河川の有する多様な機能を十分に発揮し、災害発生の防止、河川の利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備・保全により、グリーンインフラの取組みを推進する。	県			
	津波	(避難施設の整備、津波避難場所の確保) ・津波避難計画に基づき避難場所、避難路の整備に加え、民間施設を避難場所に指定することで、避難困難地域の解消を図る。	市			
	地震	(木造住宅等の耐震化等) ・耐震性が不足していると見込まれる住宅の約95%を占める木造戸建住宅に対して、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助事業等による安全対策を促進する。また、ブロック塀等についても同様の安全対策を推進する。	市			
		(市営住宅の震災対策) ・市営住宅は、新耐震基準以前に建設されたものが多く、老朽化が進んでいることから、耐震性の確保や長寿命化を推進する必要がある、災害に強いまちづくりを進めるために、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業等を推進する。	市			
		(学校施設の震災対策) ・学校施設は、災害時には避難所等にも利用されることから、非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。また避難所となっている学校施設（体育館を含む）のトイレの洋式化についても整備を進めていく。	市			

表9-3 防災・減災の取組とスケジュール③

種別	分野	施策	実施主体	短期	中期	長期
低減	地震	(上水道施設等の耐震化) ・被災時においても、日常生活を維持するためには、水道水の供給が不可欠であることから、上水道施設の耐震・津波対策のため、上水道システムの再構築に取り組むとともに、公共施設、避難所や医療機関等の重要給水施設への管路を優先して耐震化を進める。さらに、大規模災害時においても、水道水の迅速な供給が可能となるような防災訓練の実施に加え、関係機関との連携を強化する。	市			
		(下水道施設の災害対策) ・下水道施設(処理場、主要な管渠等)の耐震、耐水対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道BCPに基づく防災訓練の実施を促進する。	市			
		(安全快適な街作り(無電柱化)) ・生活空間の改善のため無電柱化の計画を取り入れたまちづくりを推進する。	市			
	共通	(ハザードマップ等の作成) ・現行の津波浸水域や避難場所を示した津波ハザードマップについて、国や県の想定等の変更が生じた場合や避難場所等を変更した場合は、随時、更新・配布を行う。 ・洪水時の円滑かつ迅速な避難のため、洪水ハザードマップの作成・公表する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されるよう啓発を推進する。 ・宮崎県の高潮による浸水想定区域の指定及び公表に合わせ、高潮時の円滑かつ迅速な避難のため、高潮ハザードマップの作成・公表する。	市			
		(要配慮者対策の推進) ・要配慮者は、高齢者、障がい者、外国人等によって必要とする支援が異なることを踏まえて、災害発生時等に要配慮者に対する支援が円滑に行えるよう支援方法を検討する。 ・要配慮者の避難については、行政機関だけできめ細かい対応を行うことは困難であることから、要配慮者の特性に応じた地域における共助が重要である。また、避難支援者自身の安全を確保することも重要であることから、支援者に全ての責任を負わせることのないよう取り決めをしておくほか、支援者の安全を考慮した地域住民や福祉施設等の参加する避難訓練の実施を促進する。	市			
		(高齢者施設の防災対策) ・定期的に実施する実地指導による確認・指導を通じて、非常災害に関する具体的計画の作成や避難体制の整備、避難訓練等実施などの防災対策の徹底を図る。	市			
		(避難行動要支援者対策の推進) ・避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成を促進していく。なお、個別支援計画の作成にあたり、防災、福祉、保健、医療等の関係機関や自治会、民生委員等と連携し取組を図る。	市			

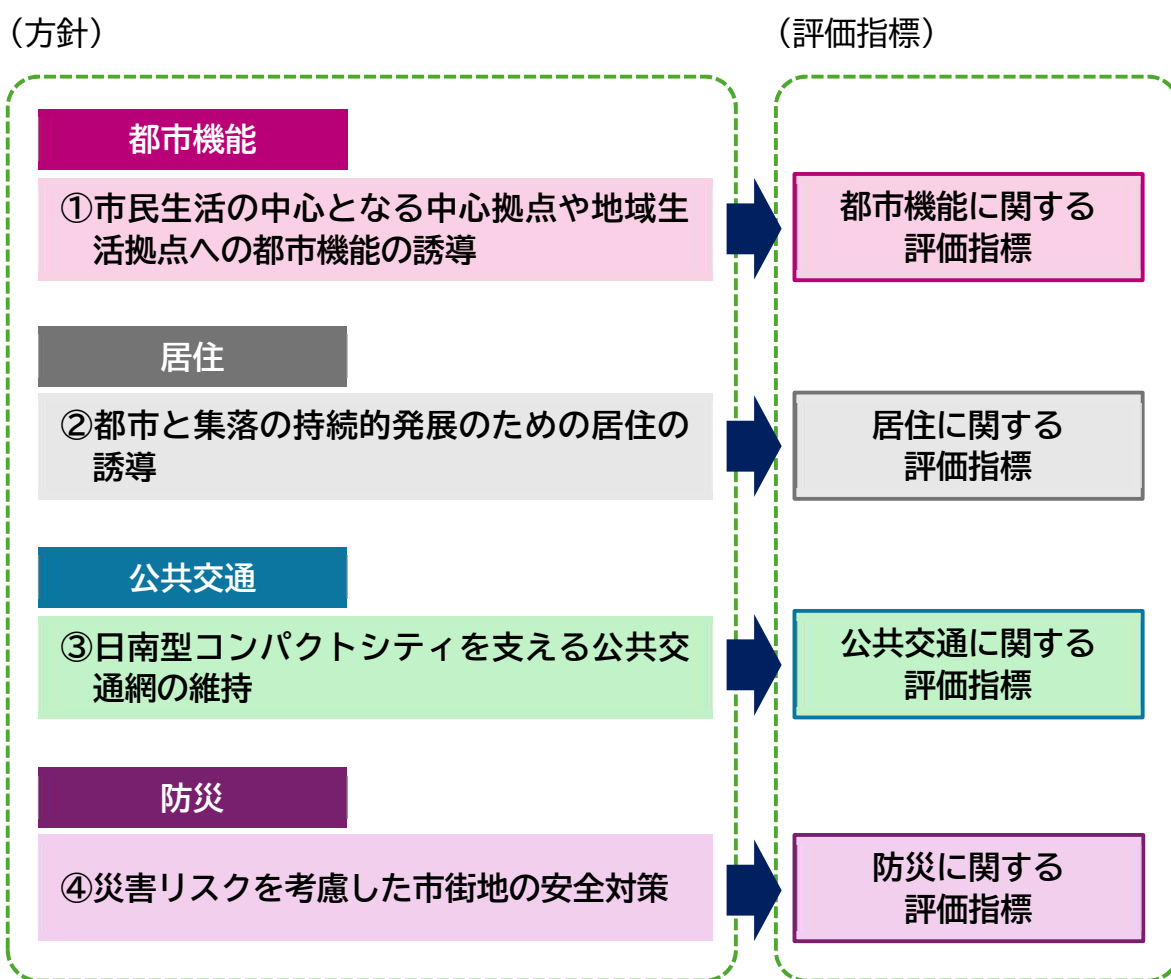
表9-4 防災・減災の取組とスケジュール④

種別	分野	施策	実施主体	短期	中期	長期
低減	共通	(福祉避難所の整備) ・一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、福祉避難所の確保を促進するとともに、民間ホテル等への要配慮者の受け入れについて検討を進める。	市			
		(学校における防災教育の推進) ・津波を含めたあらゆる自然災害に備え、県が作成した「防災教育資料集」や、DVD教材の活用により教職員の災害対応能力を向上させるとともに、各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する。 ・防災専門官の助言を得ながら、津波を想定した避難訓練に継続的に取り組み、教職員及び児童生徒の災害対応能力を向上させる。	市			
		(緊急輸送等のための交通インフラの確保) ・東九州自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を要望していく。 ・国道220号の事業中区間の早期完成および未事業化区間の早期事業化を要望していく。 ・緊急輸送道路の整備を推進する。高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を促進するとともに、市道の整備について優先的に推進する。 ・緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所を中心に落石防止網等の法面对策等を検討し、優先度の高い箇所から実施する。 ・緊急輸送道路の市道橋については、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して、落橋しない耐震性能を有しているが、九州道路啓開計画の啓開ルートに指定されている県が管理する国道222号の橋梁については耐震性能の向上を図っていく。今後も各道路施設管理者において、法定点検を遵守し、長寿命化計画に基づき、対象橋梁の健全化を確保する。	県・市			
		(都市公園長寿命化事業) ・公園における避難所機能を前提としたトイレ更新の実施。 ・設備のバリアフリー化や非常時の衛生設備の整備等、災害に備えた施設を整備。	市			

第10章 計画の推進及び目標値の設定

1. 基本的な考え方

本計画においては、将来的な都市の姿を長期で展望しながら、本計画が思い描く方向に進んでいるかを確認するため、まちづくりの方針（立地の適正化に関する基本的な方針）を踏まえて、都市機能、居住、公共交通、防災の4つの視点により、本計画の進捗状況を確認するための評価指標を設定します。



2. 評価指標と目標値の設定

1) 都市機能

【方針】

「市民生活の中心となる中心拠点や地域生活拠点への都市機能の誘導」

吾田、油津、飢肥、南郷、北郷など、現状で商業や医療、公共サービスなどが立地する拠点地域に対して、それら都市機能のさらなる誘導を図り、市民の日常生活の利便性の確保を図っていきます。

【評価指標】

目標指標	現況値 令和7年（2025年）	目標値 令和27年（2045年）
都市機能誘導区域内の 誘導施設数	33施設	33施設

【出典（現況値）】

各施設データ

【目標値の考え方】

人口減少にあっても、市民の生活利便性や観光交流、業務機能等による都市の活力を維持するため、令和27年も現状と同数の33施設とします。

表10-1 地区別施設数（現況）

	吾田・ 油津	飢肥	大堂津	南郷	合計
大規模店舗	8	1	0	1	10
オフィス（情報サービス）	9	1	0	1	11
救急告示病院	1	0	1	0	2
子育て支援センター	1	0	0	0	1
地域包括支援センター	2	1	0	1	4
文化センター	1	0	0	0	1
資料館	0	2	0	0	2
市役所本庁舎	1	0	0	0	1
総合支所	0	0	0	1	1
合計	23	5	1	4	33

2) 居住

【方針】

「都市と集落の持続的発展のための居住の誘導」

都市と集落がともに持続的に発展していくために、都市機能が集積し生活利便性を享受できる拠点地域周辺への居住を誘導するとともに、都市計画区域外も含めて既存集落の維持を図っていきます。

【評価指標】

目標指標	現況値 令和2年(2020年)	目標値 令和27年(2045年)
居住誘導区域内の人口	29.1人/ha	21.0人/ha

【出典(現況値)】

国勢調査メッシュデータ

【目標値の考え方】

令和27年(2045年)の居住誘導区域内人口密度は、将来推計人口では20.2人/ha(17,755人)となる見込みです。一方、本計画では、居住誘導区域への居住誘導や都市機能の集約、公共交通との連携等を推進することで、生活利便性の高い区域への居住集積を図ります。

このため、人口ビジョンにおける将来展望人口も踏まえつつ、将来推計人口の人口密度に対して一定の誘導効果を見込み、目標値を21.0人/haに設定します。

表10-2 算定根拠

[日南市全体]

年次	項目	式	人口(人)
2020年	実績		50,848
2045年	社人研推計	①	32,534
	人口ビジョン	②	33,775
	施策による増分	③=②-①	1,241

[居住誘導区域]

年次	項目	式	人口(人)	面積(ha)	人口密度(人/ha)
2020年	実績		25,575	878	29.1
2045年	社人研推計	④	17,755		20.2
	目標値	⑤	18,438		21.0
	増分	⑥=⑤-④	683		<1,241

3) 公共交通

【方針】

「日南型コンパクトシティを支える公共交通網の維持」

市内各所と拠点地域間を連携し、拠点分散・ネットワーク型構造を支える市民の日常的な移動手段を確保していくため、公共交通網を今後とも維持していきます。

【評価指標】

目標指標	現況値 令和6年（2024年）	目標値 令和27年（2045年）
市内バス路線数	11路線	11路線

【出典（現況値）】

日南市統計書

【目標値の考え方】

今後も人口減少の進展に伴い乗車人員の減少が想定されますが、公共交通施策や観光施策との連携を図りつつ、市民の生活利便性を確保するために、鉄道の維持と合わせて、一体の公共交通ネットワークを形成する現在のバス路線網を維持していきます。

表10-3 市内路線バス・コミュニティバス路線

No	区分	路線名
1	路線バス	宮崎線（965）（飫肥⇄宮崎駅）
2		日南市内線（飫肥⇄油津）
3		北郷線（油津⇄さくらアリーナ）
4		市木線（飫肥⇄幸島）
5		風田線（平山⇄東郷支所）
6	コミュニティバス	細田・隈谷線
7		酒谷・吉野方線
8		大牟礼・中部病院線
9		札之尾・中部病院線
10		大戸野線
11		広河原・猪八重線

4) 防災・減災

【方針】

「災害リスクを考慮した市街地の安全対策」

港や沿岸部で津波浸水や市街地周辺での洪水浸水や土砂災害等のリスクが存在することから、災害リスクの回避、低減策を図り、安心して住み続けられる市街地を形成します。

【評価指標】

目標指標	現況値 令和2年（2020年）	目標値 令和27年（2045年）
ハザードエリア内人口割合	17.4%	15%

※ハザードエリア：家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域

【出典（現況値）】

国勢調査メッシュデータ

【目標値の考え方】

市全体の人口に対するハザードエリア内人口割合は、2020年で17.4%であり、2045年は16.6%となる見込みです。本計画に基づき居住誘導区域への居住の誘導等を推進することで、災害リスクの高い区域における人口集積を抑制することを目指し、2045年の目標値を15%と設定します。

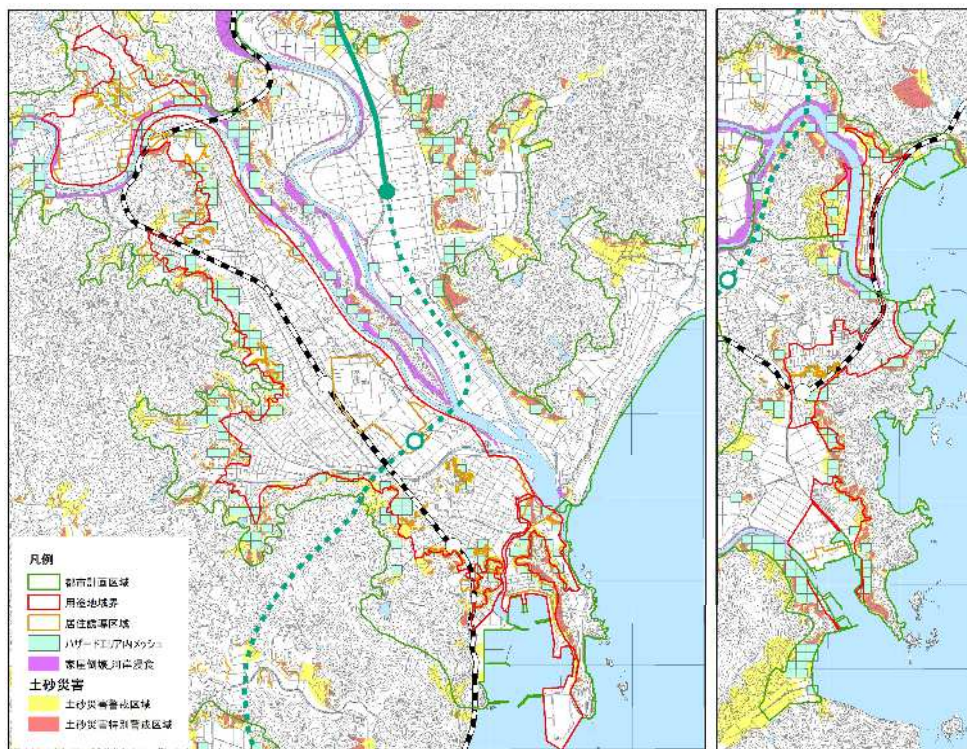


図10-1 ハザードエリアと人口メッシュ

3. 計画の推進に向けて

1) 誘導施策の進捗状況と目標値の定期的なチェックと計画の見直し

PDCAサイクルの考え方に基づき、概ね5年おきに本計画に位置付けた誘導施策の実施状況や目標値の達成状況を確認・評価し、計画の進捗状況の検証を行います。

その結果とともに、上位関連計画やハザード情報等の前提条件の変更状況などを踏まえて、誘導施策の見直しや充実、強化等の検討を行うとともに、必要に応じて計画自体の見直し等も検討します。

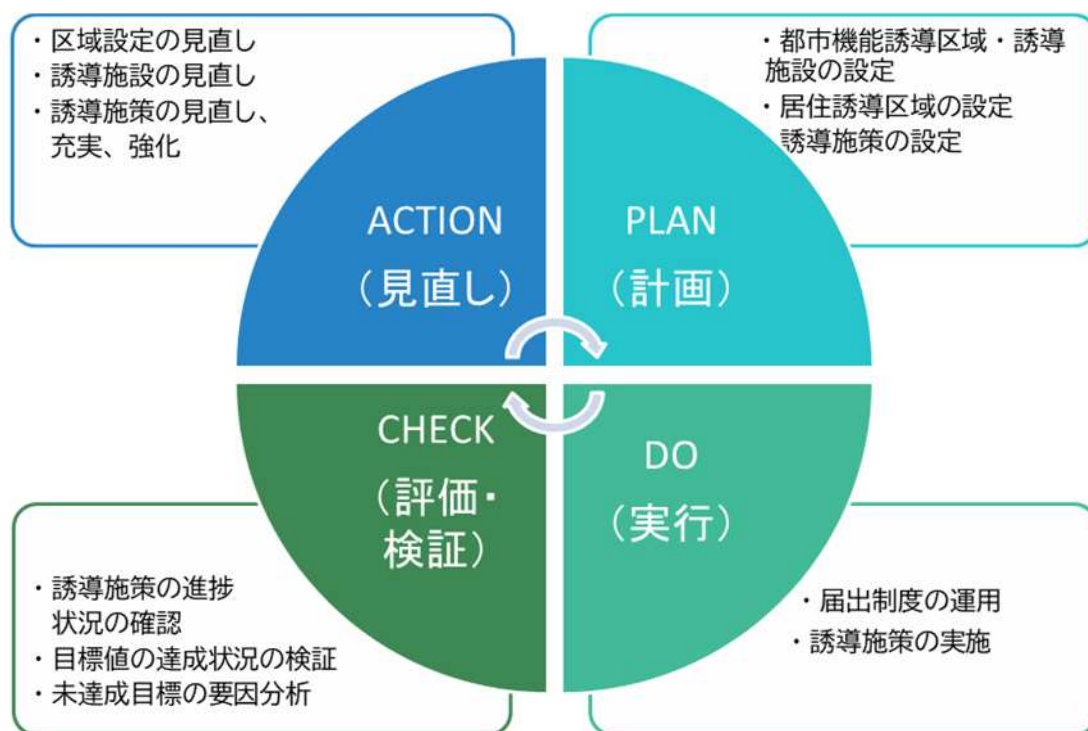


図10-2 立地適正化計画におけるPDCAサイクル

2) 庁内での情報共有体制の構築

PDCAサイクルを円滑に進めるために、関係部署による庁内検討会議を開催し、各課での施策の実施状況や計画推進にあたっての課題等を共有し、計画、施策の推進体制を構築していきます。

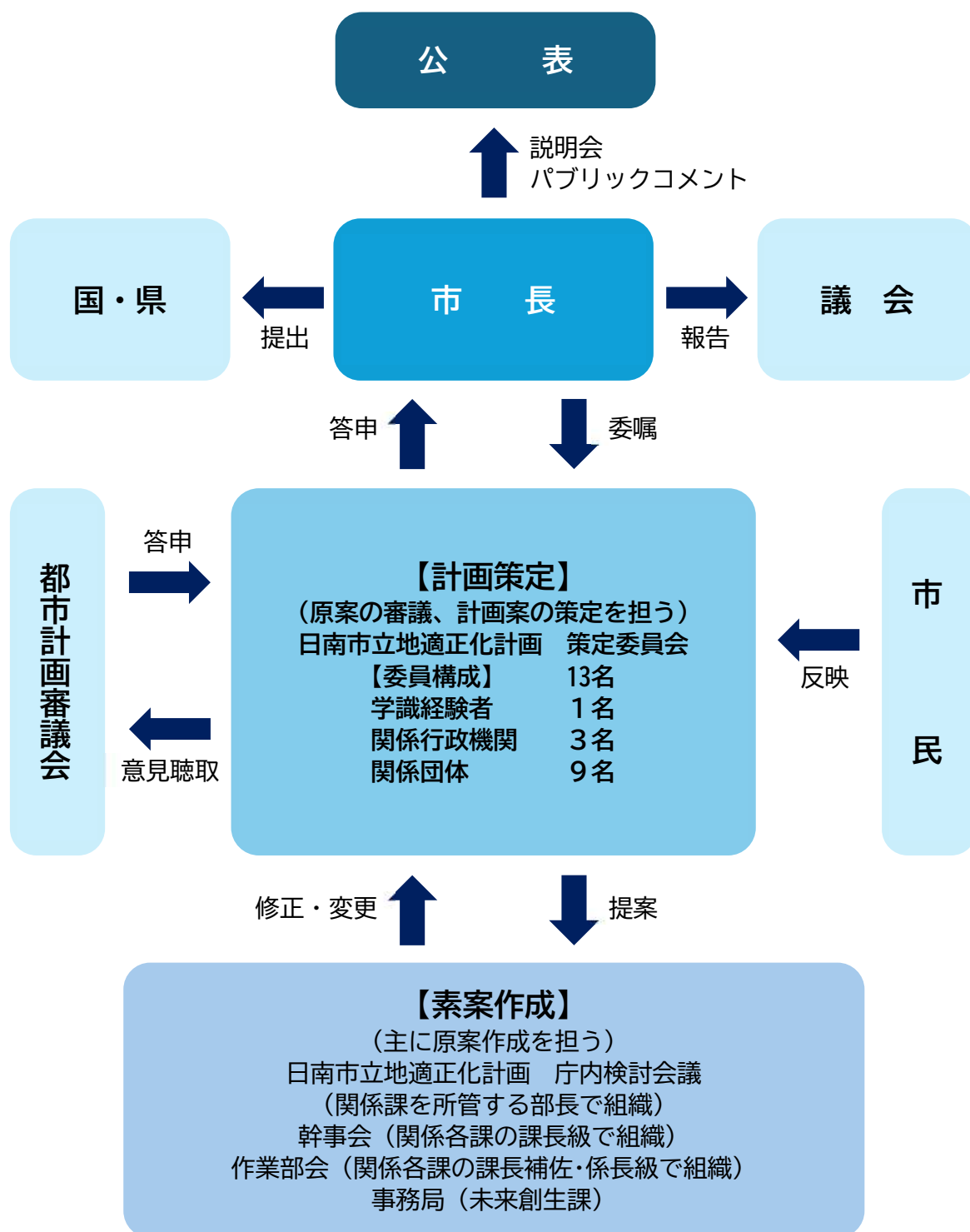
3) 市民・事業者への積極的な周知・広報

本計画の推進にあたっては、市民や事業者の理解、協力が必要不可欠であることから、市ホームページや紙媒体等による広報とともに、必要に応じて計画内容や届出制度等の手続きに関する説明会等を開催するなど、積極的な周知・広報を図っていきます。

参考資料

1. 計画策定の経緯

【策定体制】



【策定スケジュール】

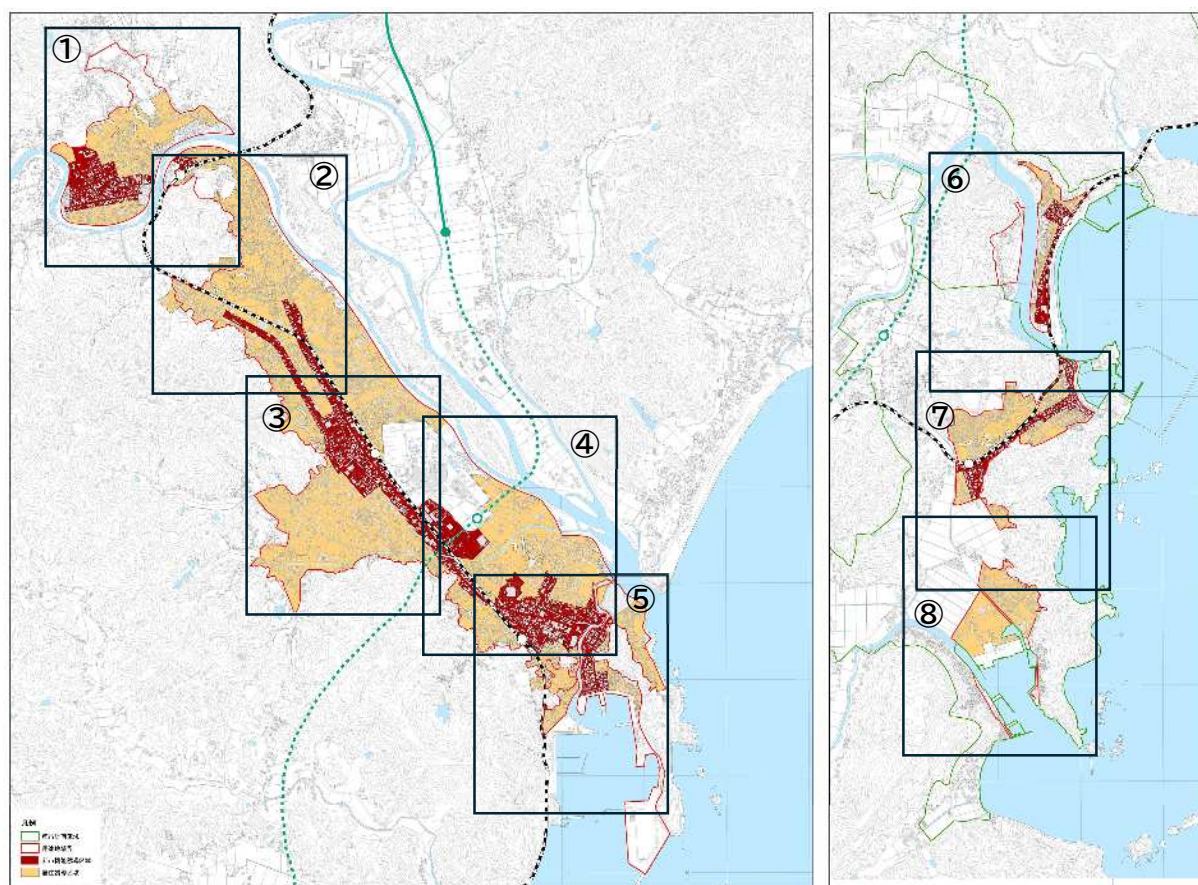
開催年月日	開催内容	備考
令和6年9～10月	市民アンケート	
令和6年11月12日	第1回幹事会・作業部会	
令和6年11月12日	第1回庁内検討会議	
令和6年12月23日	第1回策定委員会	
令和7年1月	高校生アンケート	
令和7年3月21日	第2回庁内検討会議	
令和7年3月28日	第2回策定委員会	
令和7年6月13日	第3回庁内検討会議	
令和7年7月22日	第2回作業部会	
令和7年12月22日	第2回幹事会	
令和8年1月22日	第4回庁内検討会議	
令和8年2月12日	第3回策定委員会	
令和8年4月15日	第3回幹事会	
令和8年4月28日	第5回庁内検討会議	
令和8年5月13日	第4回策定委員会	
令和8年7月6日	第6回庁内検討会議	
令和8年7月29日	第7回庁内検討会議	
令和8年8月4日	第5回策定委員会	
令和8年8月	パブリックコメント	
令和8年9月	都市計画審議会	

【日南市立地適正化計画策定委員会名簿】

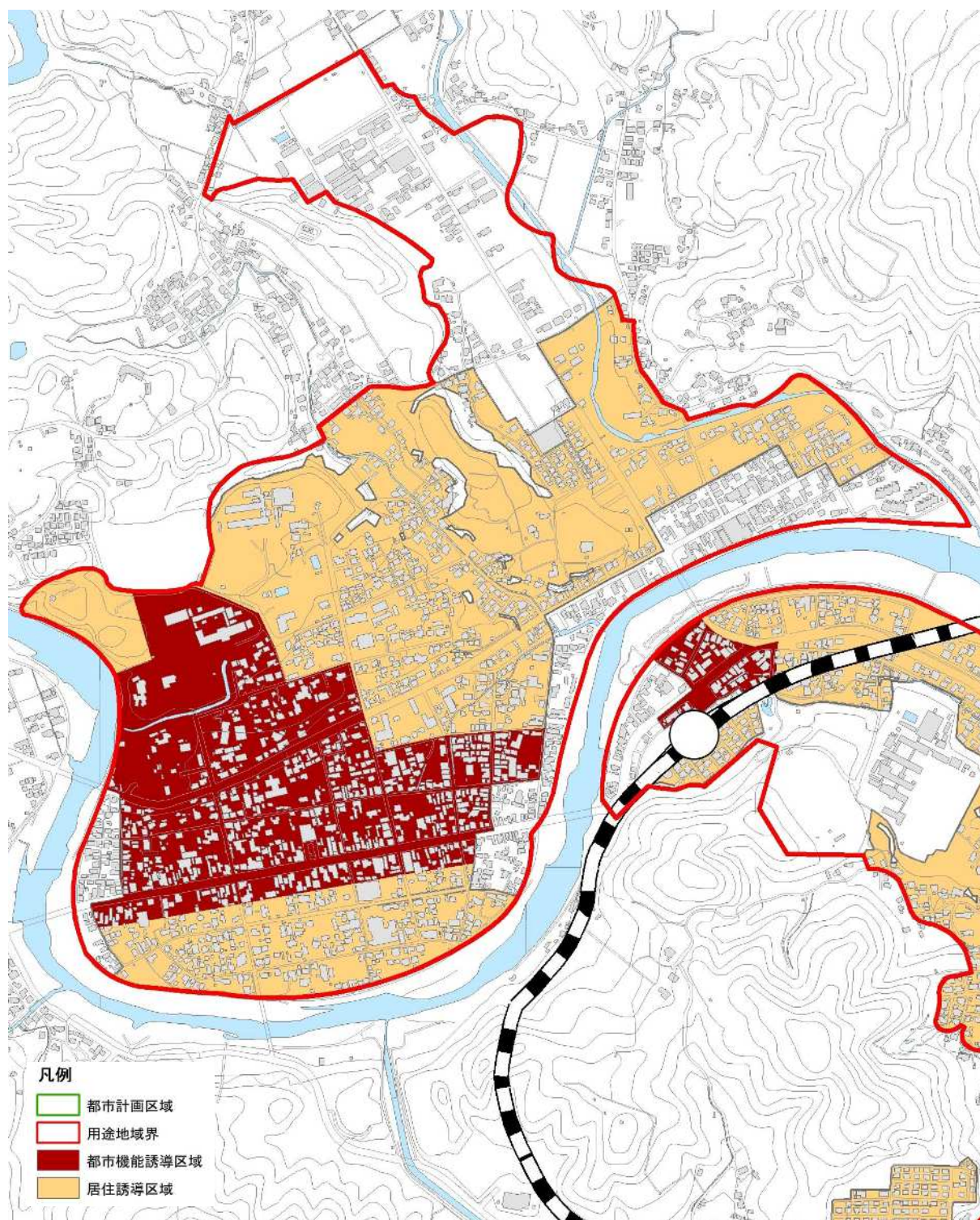
No.	区 分	所属団体名	所属団体 役職名	氏 名
1	学識経験者	宮崎大学 地域資源創成学部	講 師	尾野 薫
2	行政機関	宮崎県福祉保健部 日南保健所	総務企画課長	熱田 聡
3	行政機関	宮崎県県土整備部 日南土木事務所	工 務 課 長	新見 勉
4	行政機関	日南市農業委員会	会 長	平賀 祐史
5	関係団体	日南市自治会連合会	会 長	益田 政司（第1～3回） 米良 浩之（第4～5回）
6	関係団体	日南商工会議所	理事・事務局長	枅屋 泰知
7	関係団体	九州旅客鉄道株式会社 宮崎支社	企画運輸課長	片田 大士
8	関係団体	宮崎交通株式会社 日南営業所	所 長	利光 弘之（第1～2階） 岡本 貴幸（第3～5回）
9	関係団体	宮崎県タクシー協会 日南支部		高橋 みどり
10	関係団体	一般社団法人 南那珂医師会	理 事	津曲 俊郎
11	関係団体	NPO法人 子育て サポートにちなん	理 事 長	谷口 乃富江
12	関係団体	社会福祉法人 日南市社会福祉協議会	事 務 局 長	川俣 泰通（第1～2回） 長友 弘次（第3～5回）
13	関係団体	一般社団法人 宮崎県宅地建物 取引業協会県南支部	理 事	清水 洋三

2. 誘導区域図

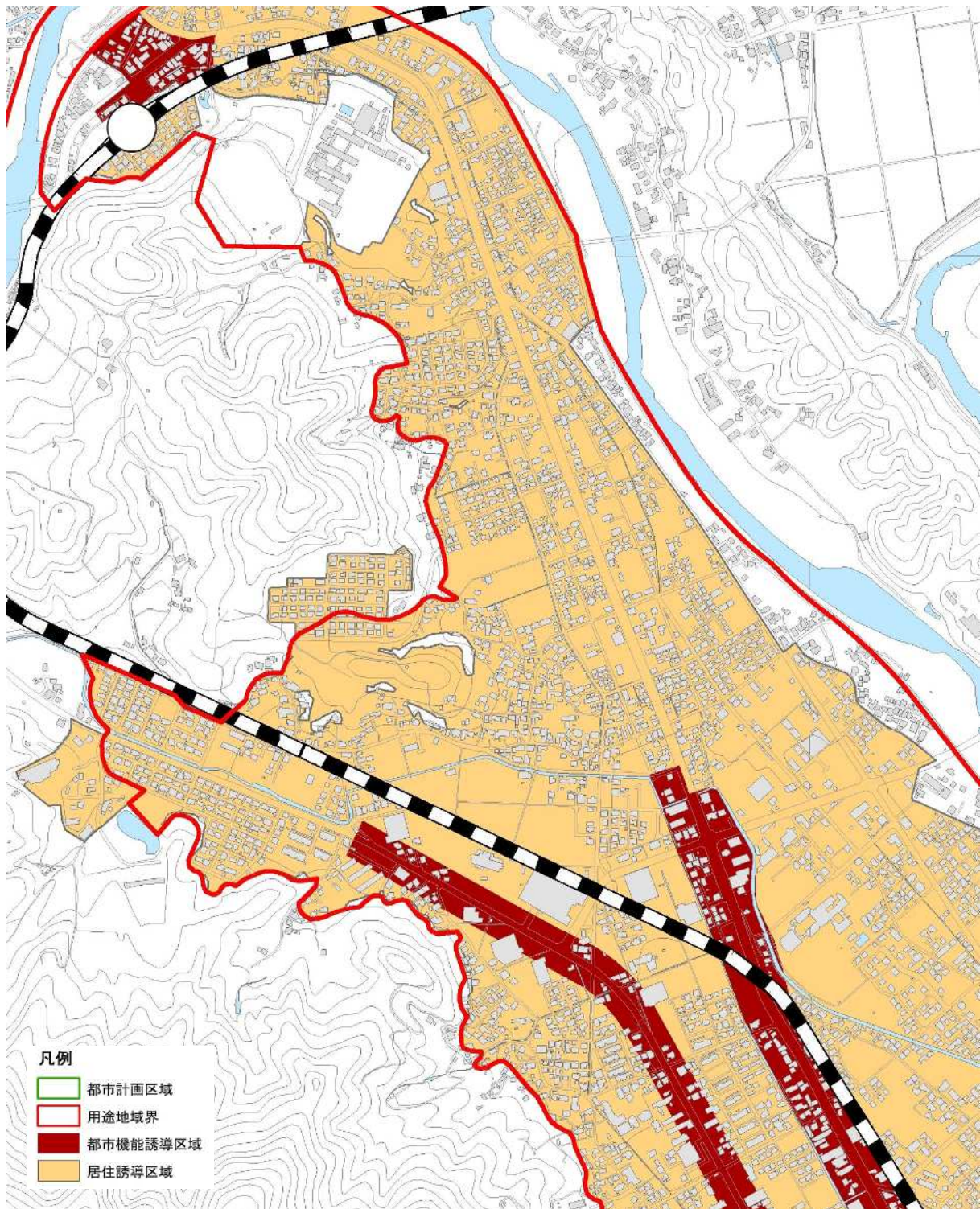
【案内図】



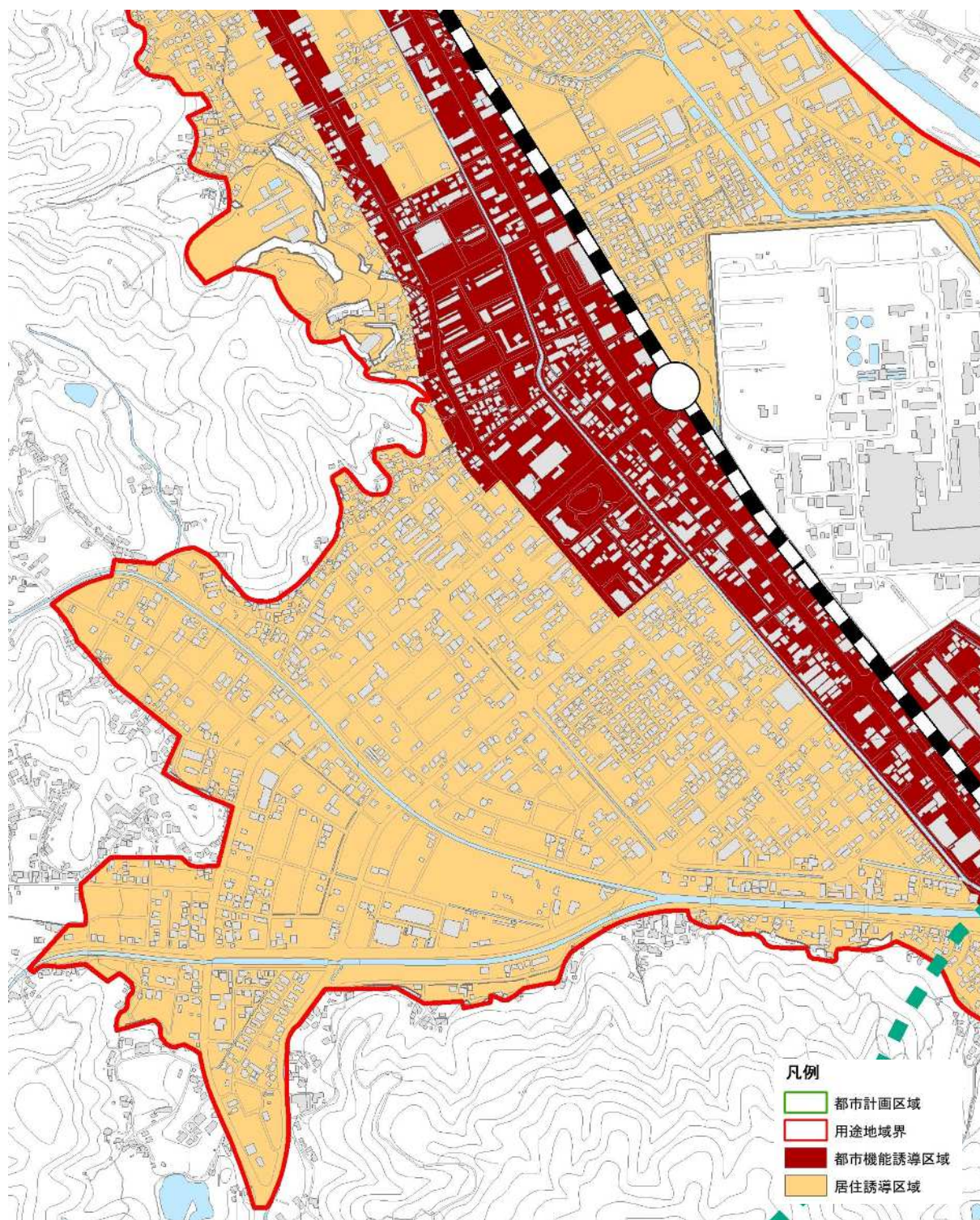
【誘導区域①】



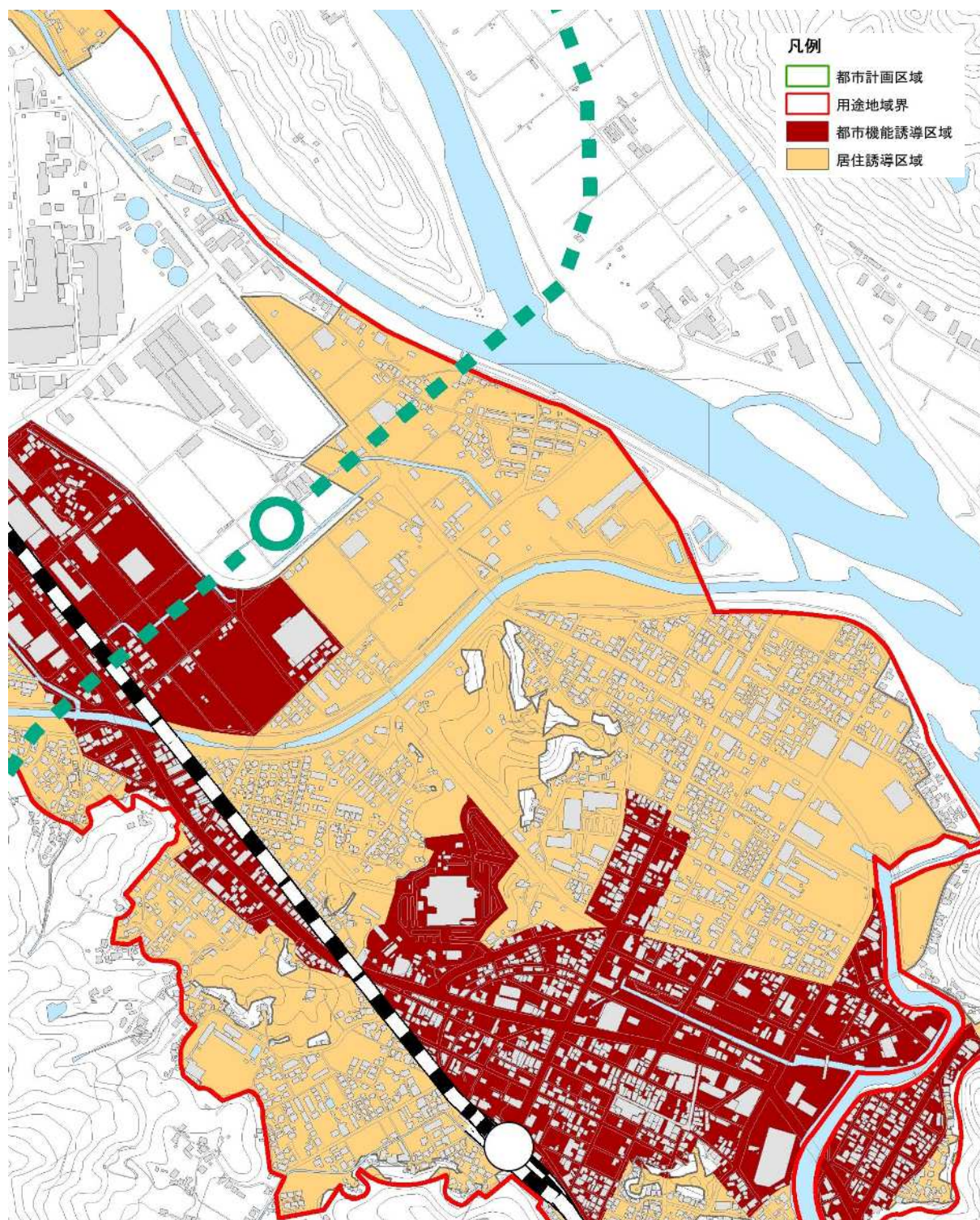
【誘導区域②】



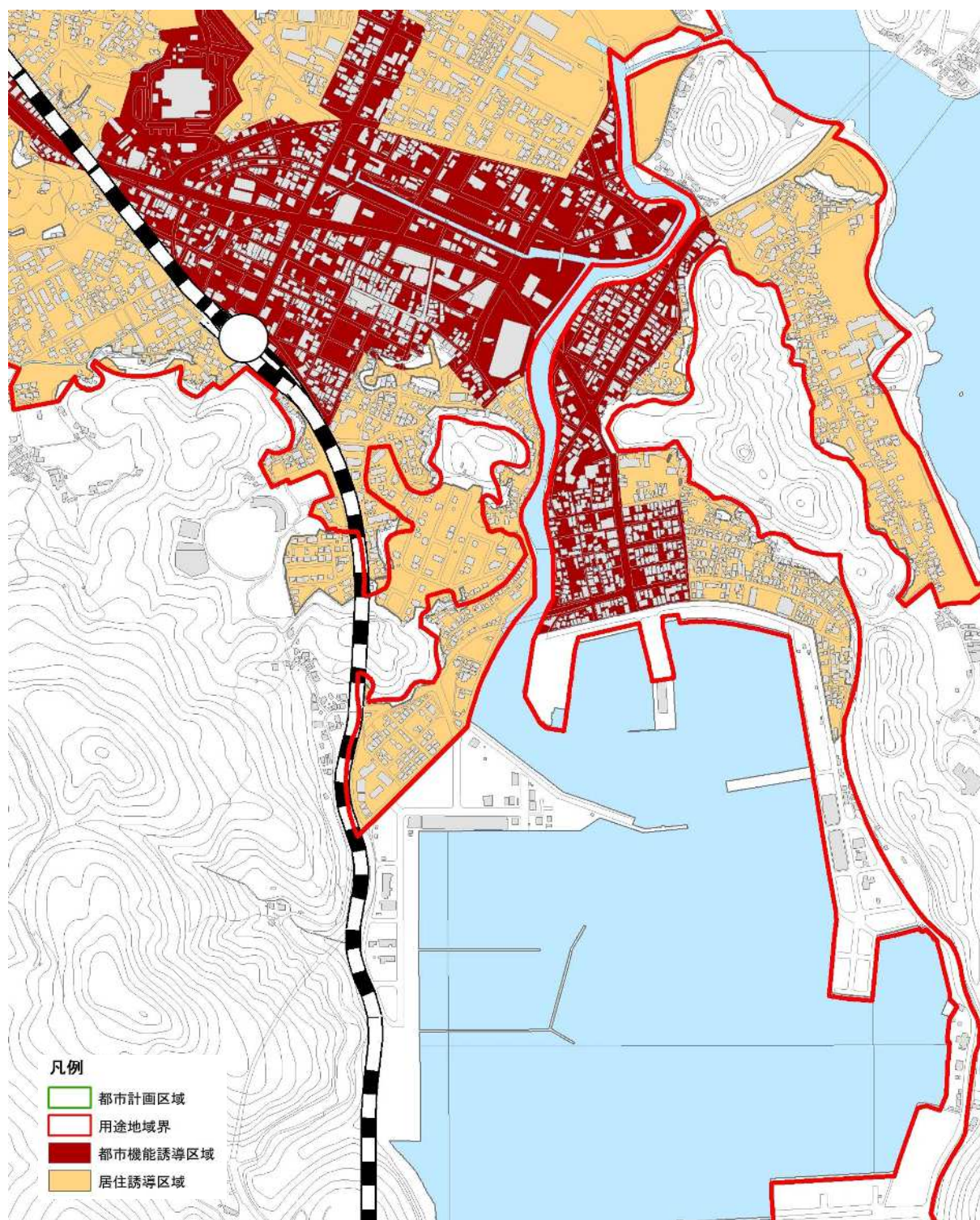
【誘導区域③】



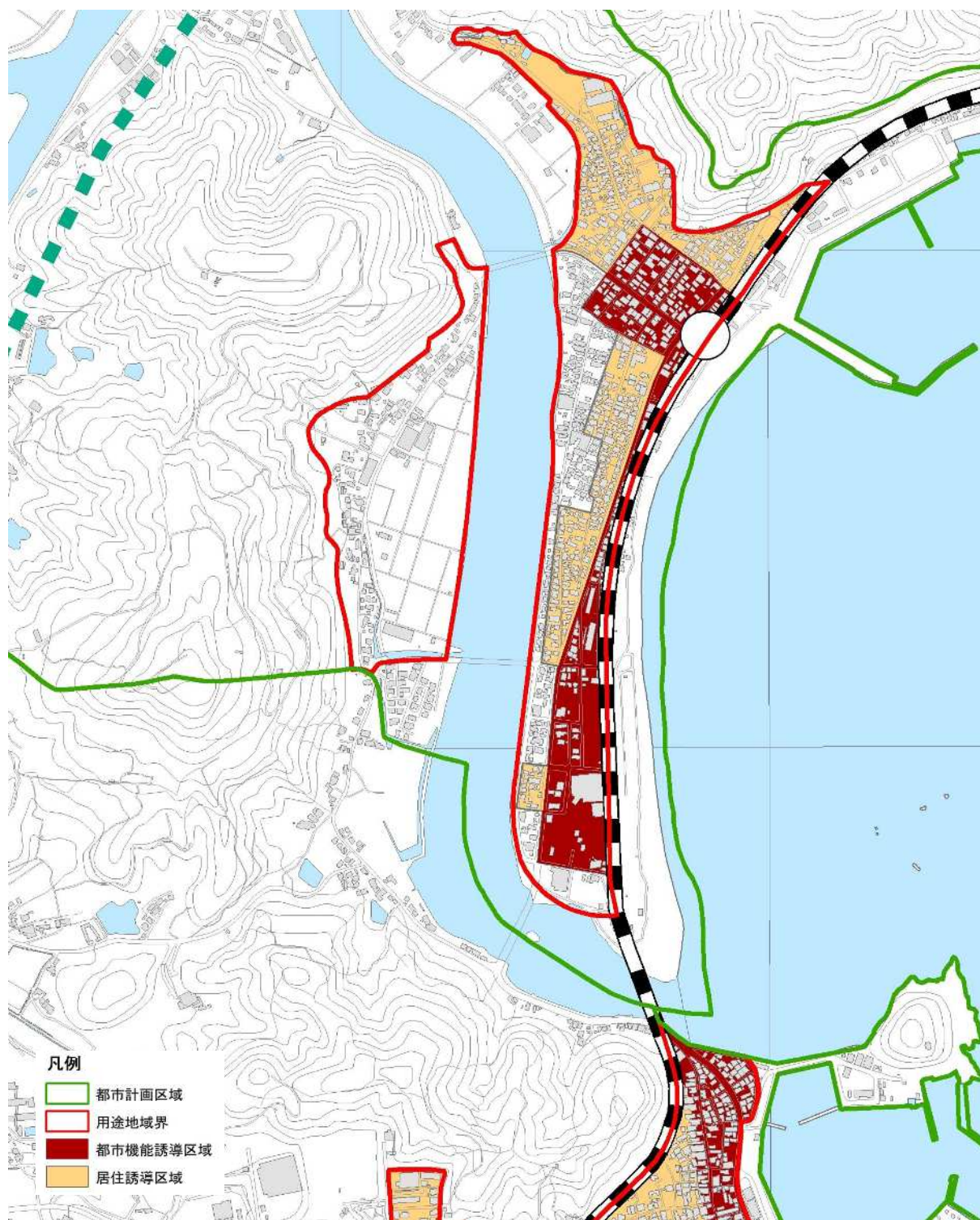
【誘導区域④】



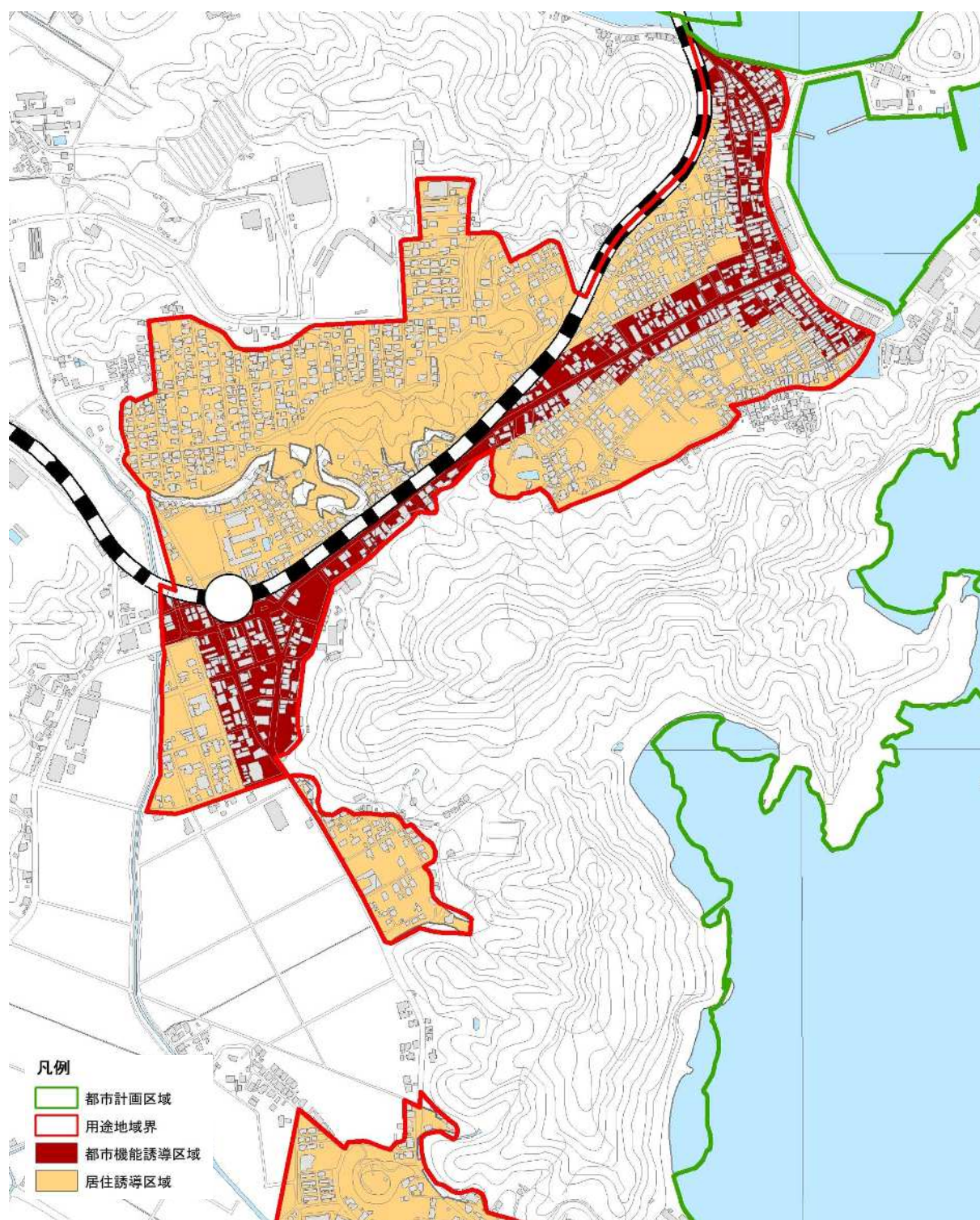
【誘導区域⑤】



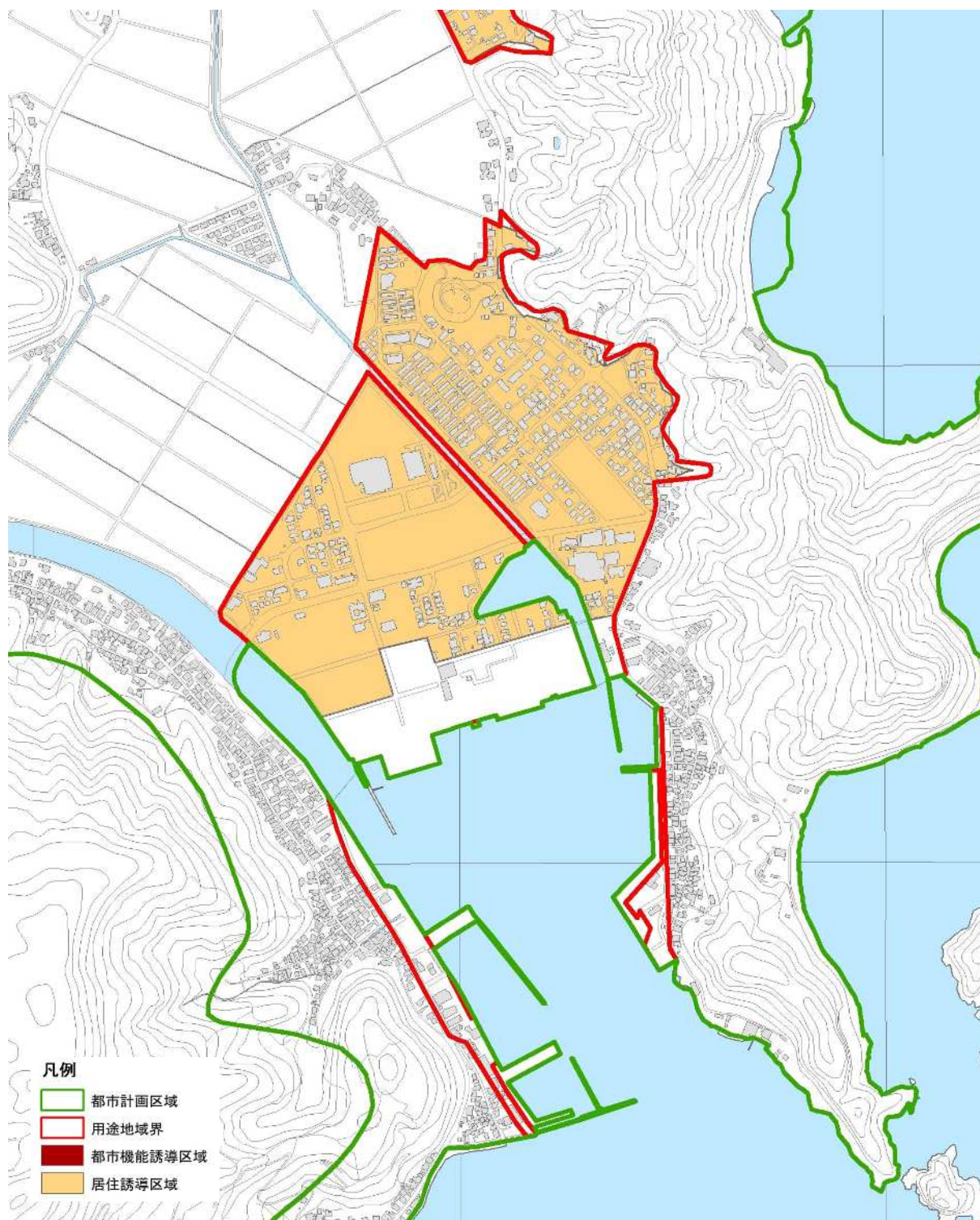
【誘導区域⑥】



【誘導区域⑦】



【誘導区域⑧】



3. 用語解説

【か行】

家屋倒壊等氾濫想定区域

想定し得る最大規模の降雨により、一般的な構造の木造家屋について、水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫の発生（氾濫流）と、家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸の浸食の発生（河岸浸食）が想定されている区域。

既存ストック

ストックとは「在庫」を意味し、本計画では、これまでに整備されてきた道路、公園、下水道などの公共施設や民間施設の空き家や空き地などのこと。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜の土地で崩壊（がけ崩れ）により、居住者などに危険が生ずる恐れのある区域として宮崎県が指定した区域。

緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道とこれらを連絡する主要な県道や市道が指定されている。

洪水浸水想定区域

想定し得る最大規模の降雨や計画規模の降雨により、河川が氾濫した場合の浸水する区域や浸水する深さを示したもの。

コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られ、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。

【さ行】

災害危険区域

急傾斜地の崩壊などの災害の危険から市民の生命と財産の安全を確保するために、住宅の建築を禁止するなどの建築制限を設定した区域。

人口メッシュ

国勢調査の人口・世帯数等を、緯度・経度に基づき、地域を隙間なく網の目（メッシュ）の区域に分けた区画で編成したもの。

【た行】

地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民や一時滞在者などの生命や身体、財産を災害から保護し、風水害や地すべり、山崩れ、地震、津波といった災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、地域に係る防災対策の大綱を定めたもの。

津波浸水想定区域

最大クラスの津波により浸水が予想される「浸水域」と、浸水域内における各地点の最大の水深である「浸水深」を地図上に表示したもの。

津波避難施設

津波浸水想定区域内に設置されている、津波から避難するための施設のこと。

都市計画区域

都市計画区域は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するため、都市計画法、その他の関連法令の適用を受けるべき土地の区域。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律のこと。

都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、目指すべきまちの姿（将来都市像）を定め、その実現に向けた長期的なまちづくりの考え方を示すもの。

都市再生特別措置法

社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を図ることにより、社会経済構造の転換を円滑にして、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とした法律のこと。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。（特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。）

【な行】

内水浸水想定区域

下水道全体計画区域内において、想定し得る最大規模の降雨に伴い発生が想定されている、内水による浸水の区域、浸水深が示されているもの。

【は行】

ハザードマップ

市民や来訪される方々が適切に防災情報を把握できるように、地図上に浸水想定区域や避難所等を表示したもの。

【や行】

用途地域

用途地域は、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類ある。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められる。

海幸、山幸、人幸。



日南には、幸がある。